

信用保証の実務解説〔事務手続編〕別冊

各種保証制度の概要

令和 7 年 4 月

☆ 本書は信用保証協会職員、金融機関職員の業務用として作成したものです。部外秘取扱いとしてください。
☆ 本書の転載・目的外使用等は一切禁止します。

兵庫県信用保証協会

目 次

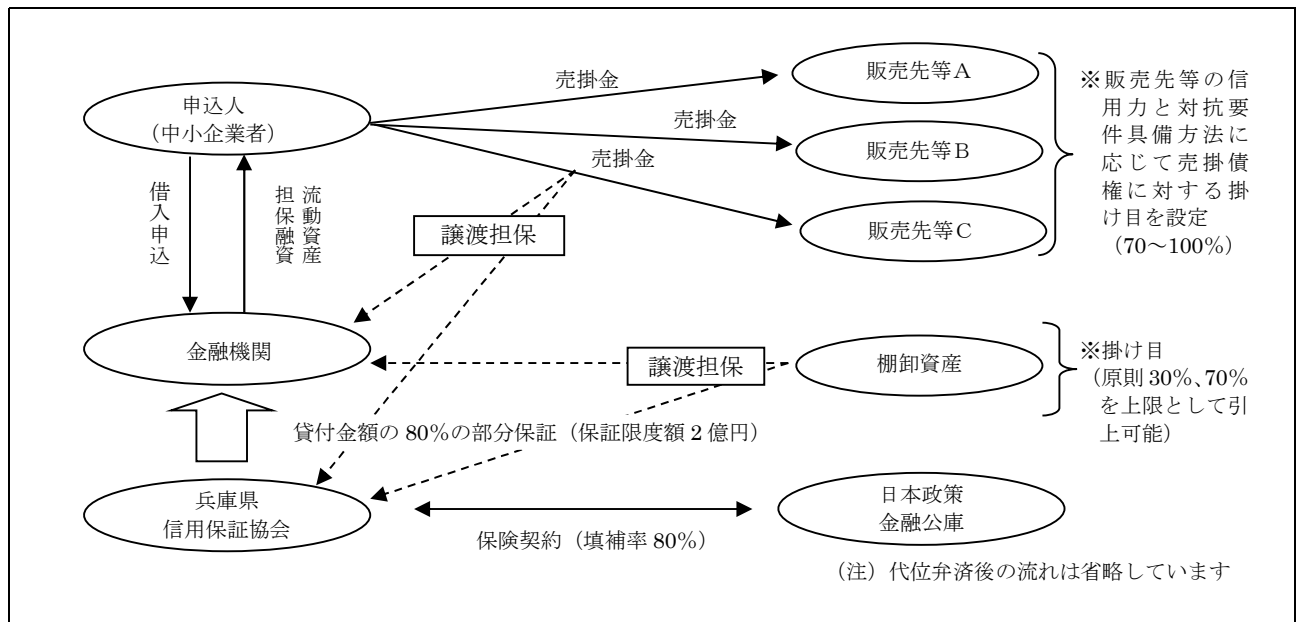
1.	流動資産担保融資保証	P1
2.	当座貸越（貸付専用型）根保証	P25
3.	事業者カードローン当座貸越根保証	P36
4.	小規模企業支援型保証「エール」	P46
5.	金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」	P50
6.	金融機関提携保証「ひやくライト」	P53
7.	手形貸付根保証	P56
8.	割引根保証（手形割引根保証、電子記録債権割引根保証）	P64
9.	特定社債保証（略称「私募債」）	P73
10.	SDGs社債保証	P78
11.	SDGs支援保証「ステップ」	P81
12.	事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	P83
13.	災害時発動型予約保証「そなえ」	P87
14.	ひょうご発展支援保証「リードα」	P91
15.	事業承継M&A保証「リレー」	P94
16.	技術・経営力発展保証「スター」	P99
17.	短期継続保証「たんけい」	P103
18.	事業性評価保証「タッグ」	P106
19.	経営改善借換保証「ぜんしん」	P108
20.	地域活力向上保証「ふるさと」	P110
21.	財務要件型無保証人保証	P113
22.	財務要件型無保証人・当座貸越根保証	P116
23.	経営力強化保証	P119
24.	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度	P122
25.	プロパー融資借換特別保証制度	P125
26.	協調支援型特別保証制度	P127

1. 流動資産担保融資保証

1. 流動資産担保融資保証とは

中小企業者が取引先に対して有している売掛債権又は棚卸資産を担保とした融資に対する保証です。あらかじめ一定の極度額、期間を定め、その範囲内において反復継続して貸越を行う根保証と、一時的な資金需要に対し、売掛債権を担保として一本の手形貸付を行う個別保証があります。

スキーム概略図



2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結し、申込者と既往取引のある金融機関

3. 利用できる中小企業者

原則として、一般保証に準じます。

☆ポイント

他協会で流動資産担保融資保証を利用している場合は当協会での取扱いはできません。

4. 保証内容

（1）根保証と個別保証

極度額内で反復継続的に貸付をする根保証が原則です。

ただし、一時的な資金需要に対応するため、中小企業者が個別保証を希望する場合は、個別保証も可能です。

（2）保証限度額

2 億円

☆ポイント

- ① 信用保証書では貸越極度額（個別保証の場合は貸付金額）を表示します。
- ② 制度上の極度額（貸付金額）の上限は、2 億 5,000 万円となります。

- ③ 金融機関の契約極度額は百万円単位とします。また、個々の貸越（貸付）額は千円単位とします。
- ④ 一般保証枠とは別枠となります。

（３）保証割合

融資残高の８０％

☆ポイント

本制度は融資残高の８０％相当額を代位弁済する割合保証です。

割合の保証であって金額の保証ではありません。

したがって、不可分なものであり、代位弁済時まで回収されたものについては金融機関又は当協会のそれぞれの持分に限って充当することはできません。

（４）資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

（５）貸付形式

根保証：当座貸越

個別保証：手形貸付

（６）貸付利率

金融機関の定める利率とします。

（７）保証期間

根保証：１年

個別保証：１年以内

ただし、個別保証で未発生債権を引当としない場合は、６か月以内を目途とします。

（８）返済方法

根保証：約定弁済又は非約定弁済（随時弁済）

個別保証：一括返済

（９）連帯保証人

不要

☆ポイント

当協会の保証により保全されない金融機関の固有部分（２０％部分）のみの保全を目的とした担保、連帯保証人を徴求することはできません。

（１０）担保

必ず担保が必要です。

担保は、申込人の有する売掛債権及び棚卸資産のみとします。

ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみとします。

（１１）保証料率

貸越極度額（個別保証の場合は貸付金額）に対し０．６８％

☆ポイント

会計参与設置会社のみ保証料率の割引の対象となります。

5. 担保となる売掛債権

(1) 売掛債権の定義

契約により、物品の納入、役務（サービス）の提供等を履行し、取引先へ代金を請求できる権利を売掛債権といいます。化体手形、化体電子記録債権及び抗弁付電子記録債権も売掛債権に含まれます。

そして、代金支払いを請求できる時点がすでに到来しているものを「既発生債権」、まだ到来していないものを「将来債権」といいます。

また、役務の提供等が完了する前のもの及び役務の提供等が完了した後エビデンスが整う前のものを「未発生債権」といいます。

☆ポイント

化体手形とは、商品又は役務の提供に基づいて発生した受取手形をいいます。

化体電子記録債権とは、商品又は役務の提供並びに機械類その他の物品を使用させる契約に基づいて発生した電子記録債権をいいます。

化体手形、化体電子記録債権ともに、融通手形、融通電子記録債権等金融を目的として振り出されたものは含みません。

電子記録債権は、主務大臣の指定を受けた電子債権記録機関毎に発生させることができますが、本書においては信用保証協会が関係する取引の大勢を占める株式会社全銀電子債権ネットワーク（全国銀行協会の100%出資子会社）を電子債権記録機関とする電子記録債権を前提に説明します。その他の電子債権記録機関に係る電子記録債権も、本制度における担保の対象となります。

なお、電子記録債権のうち、商品又は役務の提供等が完了し引渡しが終わるまで対価の支払を留保するという抗弁が付された電子記録債権のことを「抗弁付電子記録債権」といい、未発生債権に分類されます。

(2) 売掛債権の種類

- | | | |
|----------|-------------|------------|
| ◆ 売掛金債権 | ◆ 割賦販売代金債権 | ◆ 運送料債権 |
| ◆ 診療報酬債権 | ◆ 工事請負代金債権 | ◆ その他の報酬債権 |
| ◆ 化体手形 | ◆ 化体電子記録債権※ | |

※ 未発生債権である抗弁付電子記録債権については、商品又は役務の提供等の完了前に取得するものではありませんが、本制度上は化体電子記録債権の一類型として譲渡担保の対象に含めるものとします。

(3) 売掛債権の範囲

既発生債権、将来債権ともに対象とします。

☆ポイント

一括支払システム、ファクタリング、下請セーフティネット保証制度など他の資金調達手段のためにすでに提供されている売掛債権は担保対象になりません。

(4) 債権譲渡制限特約のある売掛債権

売掛先（第三債務者）との契約に債権譲渡制限特約のある売掛債権は、特約解除できる場合又は抗弁放棄の意思表示を含む承諾が得られる場合を除き、担保とはしません。

特約解除の方法は、中小企業者経由で売掛先（第三債務者）から『債権譲渡制限特約解除依頼書』（所定）を徴求することによります。解除依頼書の売掛先（第三債務者）印は、債権譲渡制限特約を記した取引基本契約書に押印された印影と同一のものを原則とします。

印影が相違する場合や取引基本契約書がない場合は、金融機関が売掛先（第三債務者）に直接意思確認し（口頭確認可）、解除依頼書余白に確認日・確認相手・確認者を記録し、保管してください。

(5) 売掛先（第三債務者）

売掛先（第三債務者）は、次の①②③の事項を満たしたものに限ります。

売掛先（第三債務者）の数は、原則として、2先以上とします。

ただし、個別保証の場合は1先となります。

☆ポイント

売掛先（第三債務者）の信用が非常に高い場合（上場有配企業、官公庁、上場無配企業であるが信用力に不安のない先等）は、例外的に1先とすることも可能です。

① 事業者

売掛先（第三債務者）は国内の事業者に限るものとします。国内事業者であれば、官公庁、株式会社、有限会社をはじめ宗教法人、学校法人、財団・社団法人、個人事業主等、組織の形態に関わらず対象となります。

② 継続取引

(i) 根保証

売掛先（第三債務者）と中小企業者との間に、原則として、一定期間以上の取引の継続が必要です。「一定期間以上」とは1年以上の取引を目安としますが、これを満たさなくとも、取引基本契約書締結等により、今後安定的かつ継続的な取引が見込まれる場合は対象とすることができます。

(ii) 個別保証

継続的な取引を必要としません。

☆ポイント

「継続的な取引」とは、業種や取引形態に応じた反復、安定的な取引を指し、必ずしも毎月取引があることを要しません。

③ 取引条件

『譲渡担保対象売掛先明細書』（所定）及び添付書類で取引条件等を確認できる売掛先（第三債務者）に限ります。取引基本契約書を締結している場合には、併せて確認します。

☆ポイント

『譲渡担保対象売掛先明細書』（所定）の添付書類とは、同書に記載された売掛先（第三債務者）との取引年数、回収条件、回収方法等を裏付けるものです。

主に、取引期間中の預金通帳、発注書、納品書、支払通知書等でこれらを確認し、そのうち代表的なものを添付するものとします。必要に応じて、原本を確認します。

6. 担保となる棚卸資産

(1) 棚卸資産の定義

中小企業者が行う事業により生じ、又は生じる予定のものであり、かつその中小企業者の決算書に計上され、又は計上される予定のものをいいます。具体的には、商品仕入による在庫商品のほか、製造業における製品在庫などを含みます。また、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品等も含みます。固定資産として計上される機械設備や車両運搬具などは含まれません。

(2) 棚卸資産の種類

譲渡担保の対象となる棚卸資産の種類については、動産譲渡登記をすることができない動産を除き、特に制限はありません。

ただし、譲渡担保として徴求する以上は、終局的には譲渡人たる金融機関及び当協会に管理、処分権限が発生することを考慮しなければなりません。つまり、維持や管理に高額な費

用やノウハウが必要なものや、処分費用が担保価値を上回ってしまうものなどは、担保としては不適格となります。

☆ポイント

以下のものは動産譲渡登記をすることができないため、本制度の担保の対象になりません。

- ① 貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されている動産
- ② 自動車、船舶、小型船舶、航空機等のように特別法によって民法の対抗要件とは別に所有権の得喪に関する対抗要件が設けられている動産のうち、既に特別法による登録等がされたもの

7. 対抗要件

売掛債権（化体手形、化体電子記録債権及び抗弁付電子記録債権を除く）、棚卸資産の譲渡を受けるにあたり、「民法あるいは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（以下「動産債権譲渡特例法」という。）に定める次の対抗要件を具備することが必要です。具備の方法は、次のとおりです。

●売掛債権譲渡の対抗要件

対抗要件の種類	根保証		個別保証
	債務者 法人	債務者 個人	債務者 法人、個人
抗弁放棄の意思表示を含む承諾	○	○	○
通知又は承諾（民法467条）	○	○	○
動産債権譲渡特例法4条2項通知	○	×	×
債権譲渡登記（通知留保）	○	×	×

●棚卸資産譲渡の対抗要件

対抗要件の種類	根保証	
	債務者 法人	債務者 個人
引渡し（民法178条）	△ ※動産譲渡登記に加え具備 することができます。	×
動産譲渡登記 （動産債権譲渡特例法3条）	○	×

（１）担保管理手数料

金融機関は、担保の設定や管理事務等の対価として、中小企業者から金融機関所定の担保管理手数料を徴収することができます。

なお、この手数料については、中小企業者に十分説明してください。

（２）売掛債権の評価

売掛債権の第三債務者ごとに、信用力と対抗要件具備方法に基づき、掛目を設定します。

① 根保証の場合

売掛債権の見積額（過去１年間の平均月商額に平均サイトを乗じた額）にこの掛目を乗じた額が、極度額の上限金額となります。なお、季節的要因等により月商額に大幅な変動がある場合は、過去１年間のピーク月商額にサイトを乗じた額を見積額とすることも可能です。

なお、売掛債権に加えて棚卸資産も担保とする場合は、上記金額に棚卸資産に係る極度額
の上限金額を合算します。

■売掛債権を担保とする場合の根保証の極度額の設定方法

$$\text{極度額の上限金額} = \text{売掛債権の見積額}^{\ast} \times \text{掛目}$$

※ 過去1年間の平均月商額に平均サイトを乗じた額

※ 季節的要因等により月商額に大幅な変動がある場合は、ピーク月商額×サイトとすることも可能

② 個別保証の場合

引当とする売掛債権にこの掛目を乗じた金額が、個別保証における貸付金額の上限となります。ただし、役務の提供等が完了する前の未発生債権を返済引当とする場合は、返済引当となる未発生債権額（前払金、中間金等役務の提供等が完了する前に支払われるものがある場合は、その額を控除した額。以下同じ。）を申込人と第三債務者との間における売掛債権の発生原因となる契約の締結日（以下「契約締結日」という。）から役務の提供等が完了すると見込まれる日までの間に相当する月数（月単位未満切上）で除した額に、契約締結日から借入申込日までの間に相当する月数（月単位未満切捨。ただし、1か月未満の場合は1か月とする。）、及び掛目を乗じた金額が、個々の貸付金額の上限となります。

なお、この場合、返済引当となる未発生債権額に2分の1を乗じた額に掛目を乗じた金額を、個々の貸付金額の上限とすることもできます。

また、役務の提供等が完了した後エビデンスが整う前の未発生債権を返済引当とする場合は、その未発生債権額に掛目を乗じた金額とします。

■個別保証の貸付上限金額の計算方法

① 既発生債権を返済引当とする場合

$$\text{貸付上限金額} = \text{売掛債権金額} \times \text{掛目}$$

② 未発生債権を返済引当とする場合

$$\text{a) 未発生債権金額} \times \frac{\text{契約締結日} \sim \text{借入申込日 (月数)}}{\text{契約締結日} \sim \text{役務提供完了予定日 (月数)}} \times \text{掛目}$$

$$\text{b) 未発生債権金額} \times 1/2 \times \text{掛目}$$

※ 貸付上限金額 = a) と b) のいずれか高い方

●売掛債権に対する掛目

売掛先(第三債務者) 対抗要件	一般企業 (A)	店頭、新興市場 上場有配企業 (B)	官公庁、 上場有配企業 (C)
抗弁放棄の意思表示を含む承諾（注1）	80%	90%	100%
通知（注2）	75%	85%	95%
留保（注3）	70%	80%	90%

（注1） 民法第467条の規定による確定日付のある「承諾」に加えて、現在及び将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がされたもの

（注2） ①登記事項証明書を添付した通知、又は②民法第467条の規定による確定日付のある「通知」もしくは上記（注1）以外の「承諾」

（注3） 上記（注2）①の留保

（注4） 有配は保証決定時（もしくは期間延長時）直前期末の株主配当実施

■一般企業…（Ａ）

株式上場していない企業は（Ａ）とします。

ただし、株式上場していなくとも、金融機関、当協会の双方が上場企業と同等の信用力があると判断できる場合は、（Ｂ）あるいは（Ｃ）の掛目を採用することができます。

■官公庁、株式上場企業…（Ｂ）又は（Ｃ）

① 官公庁とは、政府、自治体、公団、事業団、独立行政法人等とします。

② 全国四市場（東京、名古屋、札幌、福岡）のいずれかに株式上場し、配当を実施している企業（③を除く）は（Ｃ）、無配の企業は（Ａ）とします。

③ 東証グロース、名証ネクスト、札幌アンビシャス、福証Ｑボードのいずれかに株式上場し、配当を実施している企業は（Ｂ）、無配の企業は（Ａ）とします。

④ 原則として、（Ｃ）該当企業の連結子会社は（Ｂ）、（Ｂ）該当企業の連結子会社は（Ａ）とします。

⑤ ただし、（Ｂ）（Ｃ）に該当しても、金融機関、当協会の双方の合意があれば、（Ａ）の掛目を採用することができます。

■掛目の見直し

保証時点で決定された掛目は、保証期間内は原則として、変更せず、期間延長又は既保証分を決済条件とする新規申込の審査において見直しを行います。例えば、上場有配企業が、本保証期間中に迎えた決算で無配に転落した場合等でも、掛目は変わりません。

ただし、この掛目はあくまでも上限掛目であるため、金融機関がそれを下回る掛目に変更することは可能です。

（３）棚卸資産の評価

棚卸資産の場合は、直近の簿価を見積額として、これに掛目（３０％）を乗じた金額が極度額の上限金額となります。なお、季節的要因等により棚卸資産の残高に大幅な変動がある場合は、過去１年間のピーク残高を見積額とすることも可能です。この簿価及びピーク残高は、『譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表』（所定）に記載された金額となります。金融機関は、決算書その他の資料から金額の客観的妥当性を確認し、当該一覧表に記載します。保管場所ごとの簿価は決算書から把握することが困難であるため、その他の台帳等や申込人からのヒアリング等により確認することとなります。また、棚卸資産について第三者の客観的評価が得られた場合等、金融機関及び当協会が相当と認めたときは、掛目を７０％を上限として引き上げることもできます。

■棚卸資産を担保とする場合の根保証の極度額の設定方法

極度額の上限金額 ＝ 棚卸資産の見積額※１ × 掛目（３０％※２）

※１ 原則として、直近の簿価によるが、季節的要因等により残高に大幅な変動がある場合はピーク残高とすることも可能。『譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表』の記載金額による。金融機関は、決算書その他の資料より金額の妥当性を確認。

※２ 第三者の客観的評価が得られた場合は７０％を上限として引き上げることが可能

８．金融機関による受付

（１）重要事項の説明

本制度固有の仕組や手続について、後日のトラブルを避けるため、『譲渡担保契約証書』（所定）並びに『特約書』（所定）を提示の上、金融機関は申込人に十分説明してください。説明を要する主なものは、次のような事項です。

① 売掛先（第三債務者）ごとの掛目の説明

② 貸越口座を開設すること

- ③ 売掛金及び棚卸資産の売上代金が入金される口座を届出ること
- ④ 債権譲渡登記又は動産譲渡登記をした場合は、申込人の登記事項概要ファイル（商業登記簿とは別に譲渡人の本店所在地の法務局に設けられたもの）にその旨が記載されること（譲受人として「兵庫県信用保証協会 ほか1名」と記載される）
- ⑤ 担保管理手数料
- ⑥ 3か月に1回以上、担保としている売掛債権残高や棚卸資産の種類、数量等の報告を要すること
- ⑦ 金融機関が必要と判断した場合は、新規貸越の一時中止及び出金停止が行われること
- ⑧ 債権譲渡登記をした場合で金融機関が必要と判断した際は、売掛先（第三債務者）に対して債権譲渡通知を行うこと
- ⑨ 売掛先（第三債務者）に関する情報の守秘義務
- ⑩ 棚卸資産を担保としている場合は、償還不能時に在庫を換価処分することがありうること

（２）受付

中小企業者からの受付窓口は、金融機関とします。

当協会で先に受付、金融機関へ融資あつせんすることはできません。

（３）金融機関による審査

金融機関は、申込企業について通常の審査を行います。

申込人の概要記録事項証明書に、債権譲渡又は動産譲渡の先行登記がある場合は、登記事項証明書（申込人から徴求）により、本件申込に係る売掛先（第三債務者）又は棚卸資産が重複しないことを確認します。

また、本件の担保の対象とする売掛債権の売掛先、棚卸資産について、売掛先（第三債務者）要件の充足並びに自行での取引状況を確認し、適当と判断した場合は『譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表』（所定）に記入します。自行貸付金に延滞がある売掛先（第三債務者）は対象としません。

9. 信用保証の申込み

（１）信用保証協会への申込み

① 新規申込

本制度の利用は、一中小企業者、一信用保証協会となっています。原則として、当該中小企業者の本店所在地を担当する信用保証協会へ申込みしてください。一信用保証協会内においては、複数金融機関の利用は可能です。

ただし、本制度内での二重譲渡を防止するため、根保証の場合は、売掛先（第三債務者）を重複させることはできません。個別保証の場合で異なる売掛債権、化体手形、化体電子記録債権又は抗弁付電子記録債権を担保とする場合は、同一の第三債務者で複数口利用することができます。

② 継続利用申込

継続利用は、保証条件変更による期間延長申込か既保証分を決済条件とする新規申込のいずれかによります。既保証分を決済条件とする新規申込による場合は、新規貸付分で既存貸付残高を決済することが必要です。

期間延長、新規申込いずれの場合も、原則として、前根保証期間の最終期日（終期）の2か月前から20日前までの間に申込みを行うものとします。

☆ポイント

次の場合は、既保証分を決済条件とする新規申込のみの取扱いとなります。

- ① 当初の保証から3年を越える場合

- ② 期限到来にあわせて極度額を増額する場合
- ③ 法人成り、相続などにより債務者に変更があった場合

③ 個別保証において未発生債権を返済引当とする場合

個別保証において未発生債権を返済引当とする場合は、信用保証依頼書の金融機関所見欄に、「未発生債権を返済引当とする」旨を記載します（抗弁付電子記録債権も同様）。

次の事由その他の事由を総合的に判断し、申込人の契約の履行の確実性に関し懸念がある場合を除き、申込人と第三債務者との間において売掛債権の発生原因となる契約が締結された後の未発生債権も返済引当とすることができます。

① 大幅な債務超過があること

② 過去の取引実績において、役務の提供等の大幅な遅延又は重大な瑕疵があること

②の事由については、引当とする未発生債権の原因となる取引と同種の取引に関する「発注書・納品書」（写）あるいは「売掛金台帳」（写）等、『譲渡担保対象売掛先明細書』

（所定）の添付資料により、最低1回大幅な遅延や重大な瑕疵がなく、正常に役務の提供等が行われていることを確認します。

■ 大幅な遅延、重大な瑕疵について

大幅な遅延とは、取引の種類や内容に鑑みて相当と認められる範囲を超えた遅延、具体的には約3割を超えて遅延することをいいます。これは、偶発的な事情による数日程度の遅延を排除しないという趣旨です。

また、重大な瑕疵とは、役務の内容に不備がある場合など、入金予定額の約3割を超えて減額入金された場合を目安とします。

（２）保証申込書類

直近の「概要記録事項証明書」（売掛債権を担保とするときは債権譲渡登記のもの、棚卸資産を担保とするときは動産譲渡登記のもの）は必須（「条件変更による期間延長の場合で、新たに対抗要件を具備しない場合」や、「化体手形、化体電子記録債権及び抗弁付電子記録債権の場合」を除く。）とし、「確定申告書（決算書）」（原則として、2期分、別表・勘定科目内訳明細のあるもの）が必要です。

印鑑証明書、許認可証等は通常の取扱いに準じます。

これらのほか、次にあげる本制度固有の書類の添付が必要です。

新規申込の場合	期間延長の場合
信用保証委託申込書 （流動資産担保融資保証用）	保証条件変更申込書
信用保証依頼書	保証条件変更依頼書
信用保証委託契約書 （流動資産担保融資保証用）	—
譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表	同 左
取引基本契約書（写）※締結している場合	—
譲渡担保対象売掛先明細書 及び同明細書の添付資料 ※売掛債権を担保とする場合	同 左

棚卸資産売上代金入金口座届出書 ※棚卸資産を担保とする場合 ※売掛先明細書に記載された口座以外の口座を記載する。ただし、棚卸資産のみを担保とする場合は、掛売上上の入金口座も併せて記入する（この場合「掛売上以外の」を削除する）	—
申込直前の確定申告書（決算書）（写） ※未発生債権を引当とする場合	—

（３）信用保証委託申込書の記入方法

申込金額欄には極度額（個別保証の場合は借入金額）を記入してください。

また、根保証の場合は、期間又は期日欄に、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この期日の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。

その他は、一般保証に準じます。

（４）信用保証委託契約書の記入方法

借入金額欄には極度額（個別保証の場合は借入金額）を記入し、借入形式欄は、根保証の場合は「２ 当座貸越（極度）」、個別保証の場合は「１ 手形貸付（個別）」を選択してください。

その他は一般保証に準じます。

（５）信用保証依頼書の記入方法

信用保証依頼書の記入方法は以下のとおりとします。

- ① 保証制度（略称）欄 「流動資産担保融資保証」と記入してください。
- ② 資金使途欄 根保証の場合 「３ 運転・設備」を選択してください。
- ③ 貸付形式欄 個別保証の場合 「２ 手形」を選択してください。
根保証の場合 「５ 当貸（貸付専用型）」を選択してください。
- ④ 返済方法欄 個別保証の場合 「１ 一括」を選択してください。
根保証の場合 「５ 当貸随時」「６ 当貸約定」のいずれかを選択してください。
- ⑤ 担保有無欄 「２ 有」を選択してください。
- ⑥ 担保種類欄 「４ 売債」「５ その他（棚卸資産）」のいずれか又は両方を選択してください（「５ その他」の「棚卸資産」は記入してください）。
- ⑦ 設定区分欄 「１ 協会」「２ 金融機関」の両方を選択してください。
- ⑧ 担保流用区分欄 「１ 新規」「２ 既存（同条件）」「３ 既存（変更）」のいずれかを選択してください。
- ⑨ 備考欄 既存（変更）の場合は、その内容を記入してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この期日の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。

その他は一般保証に準じます。

（６）保証審査

当協会は、申込人に対する書面審査及び必要に応じ実地調査、面談調査等を行います。また、第三債務者についても審査を行います。

通常の保証同様、審査結果によって、担保評価に関わらず保証否決、減額となることがあります。

なお、当協会が第三債務者不適とした場合、その理由は、守秘義務のため金融機関並びに申込人に説明できません。

(7) 信用保証の決定

保証申込に対し、当協会が承諾したときは、金融機関に信用保証書を発行します。信用保証書には、通常の項目のほかに、貸越極度額（個別保証の場合は貸付金額）及び保証割合、第三債務者名、債権譲渡の対抗要件具備方法、債権譲渡制限特約の解除を条件とする場合はその旨、棚卸資産の種類や保管場所などが保証条件として記載されます。また、個別保証の場合は、これらに加えて、担保徴求する売掛債権の掛目、未発生債権を返済引当とすることを認める場合はその旨が記載されます。

期間延長申込の場合は、変更保証書を発行します。

(8) 信用保証書の表示

① 貸付金額欄

「貸付金額 円」と表示します。

② (貸付) 形式欄

根保証の場合 「当貸（貸付専用型）」と表示します。

個別保証の場合 「手形貸付」と表示します。

③ 保証期間欄

根保証の場合 契約締結の日から○年○月○日までと表示します。

☆ポイント

保証期間の終期（○年○月○日）は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書の「期日」となります。

④ 返済方法欄

根保証の場合 「当貸随時」又は「当貸約定」と表示します。

個別保証の場合 「満期一括」と表示します。

⑤ 保証条件欄

根保証の場合、連絡事項欄に民法第465条の5による「極度額」と、民法第465条の5及び利息制限法による「元本確定期日」を表示します。

また、保証期間及び保証期間の終期に基づき「実行可能日」を表示します。

「極度額」の表示（連帯保証人を徴求する場合のみ表示）

【民法第465条の5に基づく極度額：金 ○○,○○○千円】とします。

「元本確定期日」の表示

【元本確定期日：令和○○年○月○日】とします。

「実行可能日」の表示

根保証の場合 【令和○○年○月○日以降に契約締結のこと】とします。

個別保証の場合 【令和○○年○月○日以降に実行のこと】とします。

☆ポイント

① 民法第465条の5に基づく極度額の表示は、貸越極度額に保証割合を乗じ、さらに120%を乗じた金額となります。

② 元本確定期日の表示は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書に記載された「期日」の翌日となります。

③ 「実行可能日」の表示は、原則として、信用保証依頼書に記載された「貸付予定日」となります。

10. 貸付の準備

(1) 当座貸越契約の締結

根保証を利用するに際しては、当座貸越契約を締結しなければなりません。

この場合に利用する当座貸越契約書については、統一的な書式を定めていません。この契約書は、各金融機関において用意することとなります。この契約書を作成するときは、以下の点に留意しなければなりません。

- ① 契約期間が1年間となっていること
- ② エレクトロニック・バンキング・システムによる貸越を認めていないこと
- ③ 貸越極度額を超える取扱いを認めていないこと
- ④ 公共料金等の自動引落が禁止されていること
- ⑤ 利息の支払時期は3か月に1回以上となっていること

(2) 貸越口座の開設等

① 根保証の場合

根保証を利用するに際しては、当座貸越口座もしくは普通貸越口座を開設することが必要です。

☆ポイント

- ① この口座は、貸越口座であると同時に、貸越金の返済及び売掛金等の入金をさせることもできます。
- ② この口座は、本制度用の貸越口座となりますので、本制度以外の制度に係る貸越や、公共料金の引落とし等を行うことはできません。

② 個別保証の場合

個別保証の場合は、貸越口座を開設せず、原則として、取扱金融機関名義の別段預金口座に売掛先（第三債務者）から振込みをさせ、直ちに当該貸付金を回収するものとします。

(3) 譲渡担保契約の締結及び特約書の徴求

① 譲渡担保契約の締結

金融機関は、信用保証書受領後、信用保証書に記載された売掛先（第三債務者）への売掛債権及び棚卸資産を根担保として被保証人と譲渡担保契約を締結します。

契約書は『譲渡担保契約証書』（所定）を使用します。

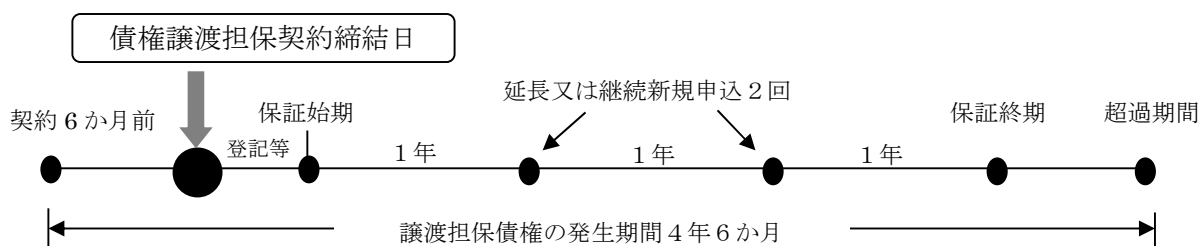
根担保においては、譲渡担保債権の発生期間を4年6か月とします。

『譲渡担保契約証書』の写しを被保証人に交付し、その旨を契約証書の余白に記録してください。原本は代位弁済時に必要となりますので金融機関で保管してください。

なお、個別保証において、化体手形のみ、化体電子記録債権のみ又は抗弁付電子記録債権のみを担保とする場合は、『譲渡担保契約証書』及び『特約書』を徴求する必要はなく、『担保手形等差入証』（所定）を徴求します。

■譲渡担保債権の発生期間（始期、終期）について

譲渡担保債権は、債権譲渡担保契約締結日の6か月前（始期）から、同締結日の4年後の応当日（終期）までの間に発生したもの全てとします。4年後までとする理由は、保証後実行までの期間、保証期間1年、延長2回分（2年）及び保証期間を超える範囲などを考慮したためです。



なお、売掛債権、棚卸資産を問わず、譲渡担保権者は金融機関と当協会の準共有としますが、実際の設定事務及び期中の担保管理事務は、金融機関が金融機関と当協会の双方を代表して、金融機関単独で行います。

② 特約書の徴求

金融機関は貸付実行前に、必ず所定の『特約書』を被保証人から徴求し、写しを被保証人に交付します。その旨を『特約書』の余白に記録してください。原本は代位弁済時に必要となりますので、金融機関で保管してください。

☆ポイント

『特約書』には、「提出した書類が真実であること」「秘密保持（守秘義務）」等の誓約条項や「新規貸越の停止」「売掛先（第三債務者）あて通知」など本制度固有の取り決めがなされています。

特に、売掛先（第三債務者）あて通知条項については、後日トラブルが起きないように十分な説明が必要です。

（４）対抗要件の具備

金融機関は、信用保証書に記載されたとおり、売掛先（第三債務者）ごとに対抗要件の具備を行います。

●売掛債権譲渡の対抗要件

① 抗弁放棄の意思表示を含む承諾

承諾書は『債権譲渡承諾依頼書』（所定）を使用し、本件貸付実行前に確定日付を取得してください。

なお、売掛先（第三債務者）の印鑑は原則として、実印を押印してもらい、印鑑証明書を徴求した上で印鑑照合を行うことを原則としますが、取引基本契約書と同一の印鑑であることが確認できる場合や第三債務者に直接意思確認（口頭確認含む）するなどして、真実性を確認することができる場合は、実印の押印は必要なく、印鑑証明書を徴求する必要はありません。直接意思確認をする場合は、承諾書余白に確認日、確認相手、確認者を記録しておきます。

② 民法４６７条による債権譲渡通知又は承諾

通知書は所定の様式『債権譲渡通知書』を使用し、本件貸付実行前に配達証明付内容証明郵便で通知し到達を確認してください。

上記①以外の承諾（いわゆる「抗弁を留保する承諾」）による場合は、第三債務者が承諾時まで取得した相殺権等の抗弁権について留保する旨を確認してください。

③ 動産債権譲渡特例法による債権譲渡登記と同法４条２項通知

当協会から委任状、資格証明書の交付を受け、金融機関が債権譲渡登記の手続を行います。

債権譲渡登記の存続期間は、契約日から１０年間とします。

登記後、概要記録事項証明書、売掛先（第三債務者）ごとの登記事項証明書を徴求し、先行の債権譲渡登記がないことを確認します（先行登記があった場合は、保証後取消の手続となります。）。

売掛先（第三債務者）ごとの登記事項証明書は、動産債権譲渡特例法４条２項通知『債権譲渡及び債権譲渡登記がされたことの通知書』（所定）をする場合に備え、金融機関で保管します。

この通知は、債権保全のため必要と判断する時点まで留保することができます（いわゆる「サイレント方式」）。

通知するタイミングは、金融機関と当協会の協議事項となります。

☆ポイント

債権譲渡登記の存続期間については、譲渡担保債権の発生期間４年６か月、及び期間中最後に譲渡された売掛債権の消滅時効等を考慮し１０年とします。

● 棚卸資産譲渡の対抗要件

○ 動産債権譲渡特例法による動産譲渡登記

棚卸資産譲渡の対抗要件は、動産債権譲渡特例法による「動産譲渡登記」に限ります。民法に定める「引渡し」（民法178条）は利用できません。これは、民法に定める「引渡し」を利用するとした場合、占有改定によることとなりますが、占有改定は、第三者から見て外形上その存在が判然としないため、占有改定の有無、先後関係を巡って争いが生じやすいためです。

しかし、「動産譲渡登記」に加えて、「占有改定」又は「指図による占有移転」を受けることは可能です。

動産譲渡登記を行う場合、当協会から委任状、資格証明書の交付を受け、金融機関が手続を行います。

動産譲渡登記の存続期間は、契約日から10年間とします。

登記後、概要記録事項証明書及び登記事項証明書を徴求し、先行の動産譲渡登記がないことを確認します（先行登記があった場合は、保証後取消の手続となります。）。

1 1. 貸越（貸付）実行

（1）貸越（貸付）実行における留意点

① 信用保証書の有効期間

信用保証書の有効期間は、信用保証書発行日の翌日から起算して60日です。この範囲内で当座貸越契約の締結をしなければなりません。なお、期間延長等の変更保証書においては現行通り（30日）です。

60日目が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を満了日とします。

② 根保証期間

（i）始期

当座貸越契約締結日が当該保証の始期となります。

当座貸越契約の締結は、信用保証書の有効期間中、譲渡担保の設定、第三者対抗要件の具備が完了次第行います。

（ii）終期

根保証の終期は、始期から1年後の応当日又は応当日の前日です。

個別保証の終期は当該手形貸付の期日になります。個別保証で化体手形又は化体電子記録債権を担保取得する場合は、当該化体手形又は化体電子記録債権が現金化できる期日を終期とすることが必要です。

なお、根保証において保証期間内に生じた貸越については、保証期間を超えても被保証債務となります。

個別保証で保証期間を超えることはできません。

☆ポイント

保証期間は、当座貸越契約締結日を起算日として計算します。

令和1年8月1日を起算日とした場合の1年後の応当日の前日は、令和2年7月31日です。

③ 当座貸越契約締結時の譲渡担保売掛債権、棚卸資産の確認

根保証の当座貸越契約締結時は、譲渡担保売掛債権、棚卸資産の状況を確認するため『譲渡担保流動資産報告書』（所定）を徴求します。

契約締結時の同報告書は、代位弁済時に提出するので、金融機関で保管してください。

（2）根保証における貸越

① 貸越の方法

本制度の貸越は、本制度用の貸越口座からの貸越に限ります。

個々の貸越は、取扱金融機関所定の借入請求書もしくは借入専用小切手等、当座貸越契約に定める方法によります。なお、本制度では、棚卸資産及び売掛債権をモニタリングしながら、その状況に応じて貸越を行うため、エレクトロニック・バンキング・システムによる貸越はできないこととしています。

申込人が提出した借入請求書等については、最終貸越時より遡及して6か月分を保管しておきます。

② 返済方法

約定弁済又は非約定弁済（随時弁済）のいずれでも差し支えありません。

約定弁済の場合は、毎月もしくは3か月に1回以上の返済があることとし、最長期間は5年以内とします。

非約定弁済（随時弁済）の場合は、年1回以上の返済があることとし、期日一括返済形式とすることはできません。

返済は、別口口座もしくは貸越口座のいずれでも差し支えありません。

利息は、別口口座もしくは貸越口座から、原則として、3か月に1回以上定期的に返済があるようにします。

（３）個別保証における貸付実行

① 個別保証における貸付実行

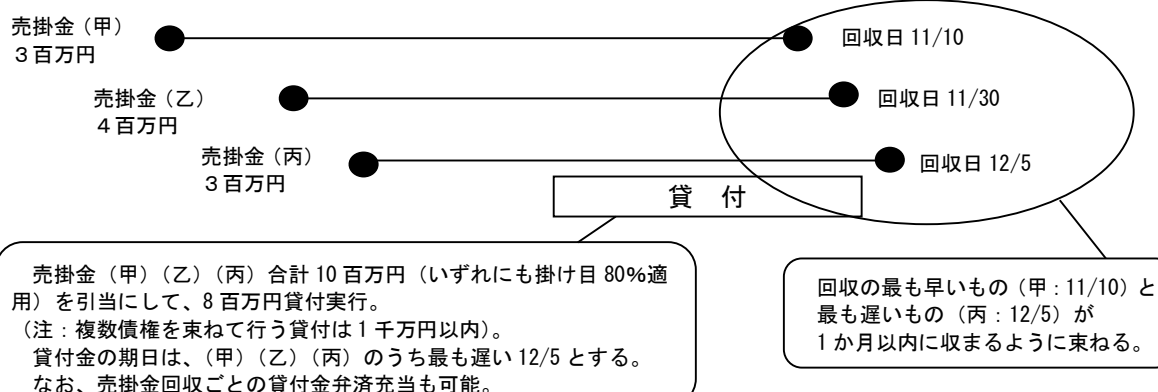
原則として、一売掛債権一手形貸付で、貸付金額は千円単位とします。

本制度における一売掛債権とは、同一第三債務者で回収期日が同じものをいいます。この一売掛債権の回収日を手形期日とした一括返済とします。

ただし、回収日の異なる複数の売掛債権を引当とした1本の手形貸付を実行することも可能です。

なお、この場合、束ねた売掛債権の回収日が1か月以内に収まる必要があります。この場合、貸付金額の上限は1,000万円を目安としますが、金融機関が認めたときは1,000万円を超えても差し支えありません。

■複数の売掛債権を束ねて引当とする場合のイメージ



② 貸付実行時の引当確認

貸付金の返済引当とできるものは、既発生の売掛債権のほか、総合的に判断し中小企業者の契約の履行の確実性に関し懸念がある場合を除き（9.（1）③「個別保証において未発生債権を返済引当とする場合」参照）、中小企業者と売掛先（第三債務者）との間において売掛債権の発生原因となる契約が締結された後の未発生債権も含まれます。なお、未発生債権を返済引当とすることができるのは、信用保証書（変更保証書を含む。）にその旨が記載されている場合に限りです。

既発生債権を返済引当とする場合は、「発注書・納品書」（写）あるいは売掛先（第三債務者）の「支払通知書」（写）等のエビデンスを中小企業者から徴求し、外形的取引事実や取引内容を確認の上、貸付の実行を行います（いわゆる「引当方式」）。

なお、未発生債権を返済引当とする場合は、エビデンスの代わりに売掛債権の発生原因である契約内容を証する書面（契約書、発注書等、売掛先（第三債務者）が内容を確認したことを挙証できるもの）を徴求します。また、役務の提供等が完了した後エビデンスが整う前の未発生債権を返済引当とする場合は、納品書等役務の提供等が行われたことを証する書面を徴求しなければなりません。

■引当の対象とならない売掛債権

- (i) 入金遅延中、回収見込みのないもの
- (ii) 回収期日の確定ができないもの
- (iii) 借入債務との相殺が予定されているもの などです。

■返済引当となる売掛債権のエビデンスについて

売掛先（第三債務者）が作成したもの、又は押印等により承認したものが必要となります。
（例：売掛先（第三債務者）作成の支払通知書、第三債務者の受領印・受取サインがある納品書等）
「売掛先（第三債務者）名」、「名宛人」（被保証人名）、「金額」をエビデンスの必須項目とします。

■未発生債権を返済引当とする場合の「契約内容を証する書面」について

契約書の他、売掛先（第三債務者）が作成したもの、又は押印等により承認したものが必要となります。
「売掛先（第三債務者）名」、「金額」、「契約締結日」、「支払期日」、「役務提供完了予定日」を必須項目とします。

■「役務の提供等が行われたことを証する書面」について

納品書や完了報告書等、役務の提供等が行われたことを証する書面が必要となります。
「売掛先（第三債務者）名」、「役務提供完了予定日」を必須項目とします。

③ 化体手形を引当とした貸付

貸付時点で既に売掛金が化体した受取手形も引当とできますが、その手形が売掛債権から化体しているものであることをエビデンスで確認する必要があります。この場合のエビデンスは、必ずしも売掛先（第三債務者）が作成したものに限る必要はありません。

なお、個別保証において、貸付時点ですでに売掛金が化体した受取手形を引当とする場合は、「抗弁放棄の意思表示を含む承諾」と同じ掛目を適用します。

この場合、『債権譲渡担保契約書』や『特約書』の徴求は不要であり、『担保手形等差入証』（所定）を徴求することにより、当該受取手形を担保手形として差し入れを受けます。

化体手形のみを担保とする場合は、債権譲渡担保ではないことから、事前に概要記録事項証明書を徴求する必要はなく、通知、承諾、登記のような対抗要件も不要です。

④ 化体電子記録債権を引当とした貸付

化体電子記録債権を引当てする場合、③の化体手形と同様の事務としてください。

あわせて、でんさいネットにおいて、金融機関は中小企業者からでんさいの譲渡記録を受けます。

⑤ 抗弁付電子記録債権を引当とした貸付

抗弁付電子記録債権を引当てする場合、③化体手形を引当とした貸付と同様の事務となります。

あわせて、金融機関は電子記録債権の譲渡記録を受けます。

（４）当座貸越契約の締結、貸付実行後の手続

① 保証料

保証料の徴収は、通常の保証同様に金融機関が行います。

当座貸越契約締結時に被保証人から所定の保証料を徴収し、通常の方法により当協会へ送金してください。

なお、本保証では保証料の分納はできません。

② 貸付実行の報告

当座貸越契約を締結したときは、通常の方法により当協会へ貸付実行報告書もしくはオンライン伝送により報告してください。

貸付実行報告書の金額欄には、金融機関における貸越極度額（個別保証の場合は貸付額）を記入してください。

12. 貸付金の管理

（1）期中における諸報告

報告事項		当協会への報告方法
1	内入償還報告	不要 ただし、根保証確定の保証条件変更により債務承認並びに弁済契約書を締結した後は、残債務について、返済の都度『償還報告書』の提出が必要です。
2	期間確定報告 完済報告	① 保証期間中に取引が終了（完済）する場合 通常の見済報告を行ってください。 ② 保証期間が満了し、期間延長せず、取引が終了する場合 通常の見済報告を行ってください。 確定後に残債務がある場合は、返済の都度『償還報告書』の提出が必要です。

（2）化体手形の取扱い

① 根保証における化体手形の担保差入

化体手形は本制度に係る貸越の担保として『担保手形等差入証』（所定）により差し入れを受けます。この場合も、売掛債権同様、当協会と金融機関の準共有となります。

② 個別保証における化体手形の担保差入、貸付手形の書替

『債権譲渡担保対象売掛先明細書（兼借入申込書）』（所定）に手形での回収を申告している場合に限り、金融機関は、売掛債権の回収日に当該受取手形を担保手形として差し入れを受け、貸付手形を書替えることができます。

この場合、原則として、当初の貸付手形と同額の書替をする必要があります。ただし、貸付元帳等により債務の同一性が疎明できる場合は、一部内入後の額面により書替をすることができます。なお、旧貸付手形を債務者に返却するか否かについては取扱金融機関の通常の実務対応と同様とします。

■個別保証で化体手形を取り扱う場合の例（1）

4月1日 手形貸付1,400万円（売掛債権2,000万円、掛目70%）

↓

7月1日 回収期日（現金800万円、手形1,200万円）

800万円内入の上、貸付残額600万円について書替

※1,200万円×掛目70%＝840万円の範囲内であることを確認

※1,200万円の手形を『担保手形等差入証』により徴求

↓

10月1日 回収期日 600万円回収

■個別保証で化体手形を取り扱う場合の例（２）

4月1日 手形貸付1,400万円（売掛債権2,000万円、掛目70%）



7月1日 回収期日（現金800万円、手形1,200万円）

現金800万円のうち600万円内入の上、貸付残額800万円について書替

※1,200万円×掛目70%＝840万円の範囲内であることを確認

※1,200万円の手形を『担保手形等差入証』により徴求



10月1日 回収期日 800万円回収

※手形書替の前後を通じて一保証であるため、期間は6か月以内であることを要する。

（３）化体電子記録債権の取扱い

① 根保証における化体電子記録債権の担保差入

化体電子記録債権は化体手形と同様に『担保手形等差入証』（所定）により差し入れを受けます。あわせて、でんさいネットにおいて、金融機関は中小企業者からでんさいの譲渡記録を受けます。

② 個別保証における化体電子記録債権の担保差入、貸付手形の書替

手形と同様に、売掛債権の回収日に当該電子記録債権を担保電子記録債権として差し入れを受け、貸付手形を書替えることができます。あわせて、でんさいネットにおいて、金融機関は中小企業者からでんさいの譲渡記録を受けます。

貸付手形の事務については、化体手形と同様です。

（４）極度管理

当座貸越の残高は常に極度額以内であることを要します。

（５）新規貸越の一時中止、回収口座の出金停止

債務者又は売掛先（第三債務者）について、『期中管理ガイドライン』に定める事由が生じた場合は、新規貸越の一時中止、回収口座の出金停止を行わなければなりません。

（６）根保証の確定

根保証の確定とは貸越元本を確定し、以後新たな貸越を行わないことをいいます。

本制度における根保証確定事由は次のとおりです。

- ① 根保証を更新しない場合
- ② 当座貸越契約が解約その他の事由で終了した場合
- ③ 申込人につき期限の利益喪失事由が生じた場合

③の場合において、即時返済する能力はないが、債務者の信用状況等から判断して、相当な期間であれば完済が見込まれるときは、保証条件変更手続（15.（5）「確定後の期間延長」参照）をとることができます。なお、回収が見込まれないときは代位弁済の請求手続をとります。

13. モニタリング

（１）回収口座への入金状況の確認

金融機関は1か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産の売却代金及び売掛債権の弁済金について、『譲渡担保対象売掛先明細書』（所定）及び『棚卸資産売上代金入金口座届出書』（所定）に記載された口座（以下「回収口座」という。）への入金状況を確認し、事前の申告より大幅な相違がないか否か確認しなければなりません。なお、回収口座として取扱

金融機関以外の金融機関の口座が記載されていたときは、当該口座の預金通帳の写等を徴求し、確認しなければなりません。

この確認をしたときは、所定の『モニタリング記入表』に記録しておきます。この確認により入金状況に大幅な変動がある等、債権保全に支障が生じることが見込まれるときは、直ちに当協会に報告し、対応を協議します。

（２）債務者から金融機関への報告

担保となっている売掛債権の残高及び棚卸資産の数量等を把握するため、債務者から３か月に１回以上、『譲渡担保流動資産報告書』（所定）、又はこれと同様の書類として金融機関又は当協会が認めたものの提出を受け（FAX等可）、常に最新分を金融機関で保管してください。期限までに提出がない場合は督促します。

この報告を受けたときは、その内容を確認し、所定の『モニタリング記入表』に記録しておきます。この報告より棚卸資産又は売掛債権の状況に大幅な変動がある等、債権保全に支障が生じることが見込まれるときは、直ちに当協会に報告し、対応を協議します。

（３）立入調査

棚卸資産を担保として徴求した場合は、取扱金融機関は、１年に１回以上、債務者の事業所に立ち入って、担保徴求した棚卸資産の状況を確認します。

棚卸資産については、債務者から報告を受けている数量から大幅な変動がないかどうか、在庫の現物を目視によりおおまかに確認するとともに、サンプルチェックを行います。また、担保価値を有しない不良在庫が過大となっていないか、保管場所が移動していないか等について確認します。

この立入調査の状況については、所定の『モニタリング記入表』に記録しておきます。この立入調査により、棚卸資産の状況に大幅な変動がある等、債権保全に支障が生じることが見込まれるときは、直ちに当協会に報告し、対応を協議します。

（４）別段預金口座の管理

個別保証において、取扱金融機関名義の別段預金口座以外の口座に売掛先（第三債務者）からの振込みを受ける場合は、他口座で受けた振込額と同額を別段預金口座に同日付で振替させます。

■回収口座における貸越金決済後の余剰金の取扱いについて

貸越金が期日に全額回収されているときは、債権保全の必要があると認められる場合を除き、貸越金決済後の余剰金については、債務者の事業資金として解放することを認めています。ただし、延滞等一定の事由に該当した場合は、出金停止の措置をとります。

（５）化体手形の取立

担保手形として差し入れを受けた化体手形は、期日に取立を行い、回収口座（個別保証の場合は取扱金融機関名義の別段預金口座）に入金し返済に充当します。

化体手形が不渡りとなり、代わりの担保手形を差し入れさせる場合、この手形についても当該保証における売掛債権担保から化体したものであることが必要です。

（６）化体電子記録債権の入金

担保電子記録債権として差し入れを受けた化体電子記録債権は、期日になると第三債務者から送金がありますので、取扱金融機関名義の別段預金口座で受け入れします。

化体電子記録債権が支払不能となり、代わりの担保電子記録債権を差し入れさせる場合、この電子記録債権についても当該保証における売掛債権担保から化体したものであることが必要です。

1 4. 直接回収のための債権譲渡通知

(1) 通知の時期

『期中管理ガイドライン』に従い一定の事由が発生した場合には、譲渡担保契約に基づき債務者への取立委任を解除し、直接回収のため売掛先（第三債務者）宛に債権譲渡通知又は振込先変更通知を行います。

(2) 通知人

金融機関と当協会連名で通知します。手続は金融機関が、金融機関と当協会双方を代表して単独で行います。

(3) 債権譲渡通知（動産債権譲渡特例法 4 条 2 項に定める通知）

債権譲渡登記を行い、債権譲渡通知を留保した場合は、前記協議に基づき売掛先（第三債務者）宛に債権譲渡通知を行います。

通知の方法は、債権譲渡を受けた旨の配達証明付内容証明郵便（『債権譲渡及び債権譲渡登記がされたことの通知書』（所定））と、保管している登記事項証明書と『債権譲渡及び債権譲渡登記がされたことの通知書』の写しを同封した配達証明付書留郵便（送付書は『登記事項証明書ご送付の件』（所定））を同時に売掛先（第三債務者）宛送達させます。

なお、金融機関において配達証明付内容証明郵便の到達確認を行います。

(4) 取立委任解除通知

民法に定める「通知」もしくは「承諾」、又は債権譲渡特例法で定める債権譲渡通知により、譲渡担保設定時に第三債務者対抗要件を具備している場合は、振込先を金融機関名義の別段預金口座に変更する旨の『取立委任解除通知書』（所定）を配達証明付内容証明郵便で行います。

1 5. 保証条件変更等

(1) 期間延長

原則として、前根保証期間の最終期日の 2 か月前から 20 日前までに手続をしてください。1 年ごとの期間延長となります。

ただし、当初保証期間から 3 年を超える場合は、既保証分を決済条件とする新規申込となります。

(2) 極度額の減額

資金需要が著しく減少したときは、債務者の申出により極度額の減額を取り扱うことがあります。

(3) 売掛債権、棚卸資産担保の変更

売掛債権、棚卸資産担保の変更は、原則として、期間延長又は継続新規時に行います。金融機関及び当協会が特に承認した場合は、次の変更を期中に行うことができます。

① 売掛先（第三債務者）の追加

売掛先（第三債務者）の破綻や取引解消、縮小等により、当初設定された極度額までの利用が困難であるが売掛先（第三債務者）の追加によって利用が可能となる場合や、既貸付分について担保が不足している場合には、売掛先（第三債務者）の追加的変更手続を行うことができます。

売掛先（第三債務者）の追加的変更手続を行うときは、併せて譲渡担保契約の締結と対抗要件の具備が必要です。

② 売掛先（第三債務者）の一部解除

売掛先（第三債務者）の解除は、極度額の減額や他の売掛先（第三債務者）を追加する際に行うことができます。

③ 棚卸資産の種類追加

取引環境の変化等により担保として徴求した棚卸資産以外の商品の仕入割合が高くなる等、当初設定された極度額までの利用が困難であるが種類の追加によって利用が可能となる場合や、既貸付分について担保が不足している場合には、棚卸資産の種類追加の変更を行うことができます。

棚卸資産の追加の変更を行うときは、併せて譲渡担保契約の締結と動産譲渡登記を行う必要があります。

④ 棚卸資産の保管場所の変更による譲渡担保権の再設定

棚卸資産の保管場所が変更された場合、諸説ありますが、譲渡担保権の効力が及ばなくなる可能性があります。そこで、モニタリング等により登記された保管場所の範囲を逸脱して保管場所が変更されたことを把握したときは、新たに譲渡担保契約を締結した上で、新たな対抗要件を具備することが必要になります。

⑤ 棚卸資産の一部解除

棚卸資産の一部解除は、原則として、極度額の減額や他の棚卸資産の種類追加の際に行うことができます。

なお、金融機関において棚卸資産の処分又は譲渡担保権を行使しない旨の意思表示を行おうとするときも、棚卸資産の解除の保証条件変更が必要になります。ただし、直ちに棚卸資産を処分しなければならないような特別の事情があるときは、金融機関と当協会との間において、処分することについて口頭等により協議した上で対応しても差し支えありません。この場合は、その旨を金融機関及び当協会の稟議書等に記録しておき、後日金融機関と当協会において変更保証書の交付等所定の手続を行います。

（４）被保証人の代表者変更

被保証人の代表者に変更があった場合は、信用保証協会へ届出が必要となります（保証人変更を伴う場合は条件変更の申請が必要です。）。

（５）確定後の期間延長

確定した貸越について、即時返済する能力はないが、債務者の信用状況等から判断して、相当な期間であれば完済が見込まれるときは『債務承認並びに弁済契約書』を締結の上、分割弁済等とする確定後の期間延長手続をとることができます。

（６）売掛先（第三債務者）に関する届出

売掛先（第三債務者）の、名称（商号、姓名）、住所の変更、組織変更、合併、代表者の変動、取引条件の変更等が判明した場合は、『売掛先（第三債務者）に関する変更報告書』（所定）により当協会へ報告してください。

『期中管理ガイドライン』

～ 期中管理時における一般的行動指針についての解説 ～

流動資産担保融資保証の根保証においては、利用期間中に様々な事象が起こることが想定されます。

信用保証協会、金融機関の債権保全を確保する目的や免責との関係、特約書の条項について濫用を防止する等の目的から、一般的行動指針を事象ごとに整理し、一覧表にしました。

- ここで掲げた事象は、複合的に発生することもあります。
そのような場合には、組み合わせて対応することになります。
- 想定外の事象が発生した場合は、金融機関と当協会で協議の上対応を決定します。
- 当該保証は金融機関にも2割のリスクがあることから、債権保全上、金融機関が適当と認めた場合には、当協会との協議を経ずに措置を講ずることができます。
- 回収口座からの出金停止措置（以降、「出金停止」とだけ記載します）は、当該根保証に基づく貸越の一時中止（以降、「貸越中止」とだけ記載します）を行った上で、さらに保全が必要なケースに行うものであり、出金停止は貸越中止に先行しません。
- 出金停止措置については、債務者からの要請があり、金融機関、当協会が妥当と認めた場合に限り、一部又は全部の解除を一時的に行うことができます。
- 本ガイドラインにおける金融機関と当協会の「協議」とは、必ずしも書面によるものではありません。

期中管理ガイドライン(一覧表)

	事 象	理 由	担 保	
1	債権者の別件融資口延滞 (保証付又は、プロパー融資口) ※本制度の貸越は正常な場合			
2	期中に売掛債権担保または棚卸資産担保に瑕疵が生じることが前もって判明した場合	・返品等での減額若しくは無入金 ・売掛先(第三債務者)の破綻[期限前弁済不能で延滞扱いとなるもの→3.(2)参照]等 ・取引の減少等による在庫の減少 ・不良在庫の増大による担保価値の減少 ・在庫の保管場所の移動により、譲渡担保権が及ばないこととなった場合		
3	本制度の貸越の延滞発生 ※本制度の貸越に延滞が発生し、早期に解消が見込めない場合は、原則として「事故報告書」を提出する。 ただし、右記例外あり。 なお、別件融資口が延滞しており事故報告提出事由が生じている場合は下記4の対応となる。 別件融資口の延滞が事故報告提出事由に該当していない場合は上記1との組み合わせとなる。 【留意事項】 事故報告書提出後、事故事由が解消したとしても、以後の新規保証が一定期間受けづらくなるため、極力上記例外措置を優先的に検討してください。 ただし、上記検討期間・延滞解消に要する期間が長くなり、結果として代位弁済となった場合には、金融機関において未収利息が発生する可能性もありますので、概ね1か月を超過する場合は、保証協会にご相談ください。	(1)・債権の不存在 ・二重譲渡等の契約違反		
		(2)売掛先(第三債務者)の破綻(法的・私的整理、不渡発生、休業等) 保証期間内に売掛先(第三債務者)の破綻を知り得た場合 ↓ 特約上の期限前弁済請求 ↓ 上記が不可能な場合、特約書に基づき請求喪失又は期日到来によって延滞となった場合の対応を右記B・Cに記載	A	新規貸越により延滞解消させる場合
			B	キャッシュフローから延滞解消が見込まれる場合
			C	延滞解消が見込まれない場合
		(3)その他 ・返品等での減額若しくは無入金 ・売掛先(第三債務者)の都合による入金遅延 ・予定外の手形回収がなされた場合 ・取引の減少等による在庫の減少 ・不良在庫の増大による担保価値の減少	A	新規貸越により延滞解消させる場合
			B	キャッシュフローから延滞解消が見込まれる場合
			C	延滞解消が見込まれない場合
4	債務者に「事故報告書」の提出事由が生じた場合			
※上記1、3で事故報告書を受領した場合は、代位弁済の見通しによって、右記に記載された対応のうち未措置のものを追加的に行う。				

【注1】売掛先(第三債務者)の都合により売掛金の支払遅延があった場合は、金融機関が正当と判断した場合(※右記参照)において延期後の支払い期日までの手賃の継続を可能とする。正当と判断されない場合は4-(3)で対応する。

【注2】予定されていない手形回収の場合は、金融機関が正当と判断した場合(※右記参照)において当該手形を返済引当として当該手形期日までの手賃の継続を可能とする。正当と判断されない場合は4-(3)で対応する。

程 度	金融機関対応	左記対応についての協会との協議及び以後の対応	
分割返済が1回延滞した時点	①	不要	延滞解消後、①を解除
分割返済が2回延滞	①②③⑥⑦	要	③⑥⑦について協議。⑥⑦は影響を考慮し検討
分割返済が3回以上延滞	①②③④⑥⑦	要	④⑥⑦について協議。⑥⑦は影響を考慮し検討
期限一括返済口の延滞	①②③④⑥⑦	要	③は保証協会の定めるルールに基づき報告 ④⑥⑦について協議。⑥⑦は影響を考慮し検討
延滞は発生していない	①②⑤	要	②⑤について協議
程度の如何を問わず右の対応とするが、延滞が顕在化せずに金融機関と利用者間で解決が図られた軽微なケースは不問	①②③④⑥⑦	要	今後の取引について協議 (確定保証の分割返済による回収を許容するか、代位弁済を前提に一括返済を求めるか等) ただし、⑥⑦は影響を考慮し検討
	①②③⑤⑧	不要	延滞解消後、①②を解除 ③は、売掛先(第三債務者)破綻の影響が多大な場合に提出(従来どおりの運用。以下も同様)
延滞発生するが、キャッシュフローから延滞解消見込み	①②③⑤⑧	要	③は金融機関判断 延滞解消後①②を解除
延滞発生	①②③④⑤⑥⑦⑧	要	④⑥について協議 ただし、⑥⑦は影響を考慮し検討
	①②	不要	延滞解消後、①②を解除
延滞発生するが、キャッシュフローから延滞解消見込み	①②③	要	③は金融機関判断 延滞解消後、①②を解除
延滞発生	①②③④⑤⑥⑦	要	④⑥について協議 ただし、⑥⑦は影響を考慮し検討
代位弁済が回避できる場合	①②③④⑥⑦	要	④⑥⑦について協議 ただし、⑥⑦は影響を考慮し検討 事故事由解消により①②③の解除を協議
代位弁済が見込まれる場合	①②③④⑥⑦	要	⑦について協議 ただし、⑦は影響を考慮し検討

金融機関対応
①新規貸越の一時中止 (停止報告は不要)
②回収口座の出金停止 (停止報告は不要)
③「事故報告書」の提出
④本根保証の確定 (所定書式による報告必要)
⑤当該売掛先(第三債務者)あて通知
⑥全売掛先(第三債務者)への通知
⑦棚卸資産譲渡担保実行通知
⑧債権届出を行う (法的整理時)

【表の見方と考え方】

- 根保証利用中に想定される事象を列挙したものの
- 事象の原因・その時点の流動資産担保による保全状況別に一般的行動指針を定めたもの
- 特約締結により、金融機関・協会は広範な権利を取得するが、この権利濫用を防止する目的で定めたもの
- 表中にある「新規貸越」とは、根保証内での貸越をいう
- 表で想定されていない事象が発生した場合には、対応を金融機関と協会とで協議すること
- 金融機関にも2割のリスクがあることから、債権保全上、協会との協議を経ずに保全措置を行うことは妨げない

※支払遅延・支払条件の変更が売掛先(第三債務者)の破綻を予見させるものでなく、かつ、債務者の弁済能力・当該貸出金額・他の保全状況等から総合的に回収に懸念なしと判断したものの。

2. 当座貸越（貸付専用型）根保証

1. 当座貸越根保証（以下「当座貸越」という。）とは

あらかじめ定められた貸越極度額及び保証期間の範囲内で、その都度保証申しないで、当座貸越（貸付専用型）により反復、継続して借入ができる保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結し、申込人と与信取引のある金融機関

☆ポイント

当座貸越（貸付専用型）根保証の取扱いをしていない金融機関があります。

3. 利用できる中小企業者

一般保証に準じますが、次の全ての要件を満たし、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる中小企業者であることが必要となります。

ただし、組合は企業組合、協業組合のみが対象となります。

<個人事業者の場合>

- (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した当協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。
 - ② 当協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①CRD基準と同等以上である。
 - ③ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅、店舗等）を所有する。
 - ④ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

<法人の場合>

- (1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。
- (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した当協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。
 - ② 当協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①CRD基準と同等以上である。

☆ポイント

- ① 「与信取引」とは
事業に係る貸付、割引、当座貸越をいいます。住宅ローン、消費者ローン等は含みません。
- ② 「自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有」とは
 - ◆ 店舗又は自宅とは「土地、建物」をいいますが、「建物」のみでも所有となります。
 - ◆ 自己所有とは、申込人本人名義での所有であることを要します。ただし、実質的な経営権を有する者、営業許可名義人及び申込人（法人の場合はその代表者）と共に事業に従事する配偶者、事業承継（予定）者を連帯保証人として徴求する場合に、当該連帯保証人が不動産を所有しているということであれば「自己所有」とみなして取扱いします。

4. 事前相談

原則として、事前相談が必要となります。

新規の取組については、申込予定日の1か月前から15日前までの間に、期限到来に係る更新等については、期限の45日前から25日前までの間に、『当座貸越・カードローン事前相談書』（所定）に決算書を2期添付（当協会へ提出済みの場合は省略可）の上、担当部署に郵送等により事前相談してください。

5. 保証内容

（1）保証限度額

100万円以上2億8,000万円

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

☆ポイント

貸越残高は保証期間を通じ、常時、貸越極度額を超えることはできません。

（2）資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

なお、将来の設備資金の需要発生を想定して必ず「運転・設備資金」で申込みしてください。

資金使途の確認は、事業資金に使用する旨の協会所定の誓約書を徴求するか、借入請求書等の資金使途欄への記載内容により行ってください。

（3）貸付利率

金融機関の定める利率とします。

（4）保証期間（貸越取扱期間のことです。）

1年間又は2年間

なお、期間延長の保証条件変更ができますが、保証始期から5年を超える場合は、取扱いできません。

☆ポイント

保証期間は原則として、年単位とします。金融機関によって「1年」「2年」「1年又は2年」のいずれかに規定されていますので、確認の上取扱いしてください。

（5）貸越方法

借入専用口座を使用し、取扱金融機関所定の資金使途を明記した借入請求書又は借入専用小切手、エレクトロニック・バンキング・システム等によって行います。

☆ポイント

① 借入専用口座ですから、小切手、手形の振出し、引受けや公共料金の自動引落には使用できません。

② 借入請求書、借入専用小切手、エレクトロニック・バンキング・システム等のいずれを使用するかは、金融機関によって異なりますので確認してください。

（6）返済方法

約定返済又は非約定返済（随時返済）

☆ポイント

- ① 金融機関によって返済方法を「約定返済のみ」「非約定返済のみ」「約定返済、非約定返済の両方」のいずれかに定めていますので、確認の上取扱いしてください。
- ② 非約定返済は、貸越と返済が随時に反復して行われるものですから、いわゆる「ベタ貸」ではなく、少なくとも年1回以上の返済があるようにしてください。

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
※詳細は一般保証に準じます。

(8) 担保

原則として、保証金額5,000万円以内は無担保とし、5,000万円を超える場合は担保を必要とします。

※詳細は一般保証に準じます。

☆ポイント

CRD基準等無担保要件を満たしていない場合等については、保証金額5,000万円以内であっても担保が必要となります。

(9) 保証料率

貸越極度額に対し、責任共有保証料率0.39%～1.62%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 有担保の場合は、0.1%割引が適用されます。

(10) 他の保証との併用

あっせん保証、代理貸付、制度融資等で当座貸越を取扱いすることはできません。

6. 保証申込書類

一般保証に準じますが、信用保証依頼書裏面の「資格要件申告欄」の記載が必要です。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

申込金額欄には極度額を記入してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この期日の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。

その他は、一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

借入金額欄には極度額を記入し、借入形式欄は「4 当座貸越 イ 貸付専用型」を選択してください。

その他は一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「当座貸越」と記入し、貸付金額欄は「2 極度」、資金使途欄は「3 運転・設備」、貸付形式欄は「5 当貸（貸付専用型）」、返済方法欄は「5 当貸随時」「6 当貸約定」のいずれかを選択してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この期日の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。
その他は一般保証に準じます。

10. 信用保証書の表示

(1) 貸付金額欄

「貸付金額 円」と表示します。

(2) (貸付) 形式欄

「当貸（貸付専用型）」と表示します。

(3) 保証期間欄

契約締結の日から〇年〇月〇日までと表示します。

☆ポイント

保証期間の終期（〇年〇月〇日）は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書の「期日」となります。

(4) 返済方法欄

「当貸随時」又は「当貸約定」と表示します。

(5) 保証条件欄

保証条件欄には民法第465条の5による「極度額」と、民法第465条の5及び利息制限法による「元本確定期日」を表示します。

また、保証期間の終期及び保証期間に基づき、「契約可能日」を表示します。

①「極度額」の表示（連帯保証人を徴求する場合のみ表示）

【民法第465条の5に基づく極度額：金 〇〇,〇〇〇千円】とします。

②「元本確定期日」の表示

【元本確定期日：令和
〇〇年〇月〇日】とします。

③「契約可能日」の表示

【令和〇〇年〇月〇日以降に契約締結のこと】とします。

☆ポイント

- ① 民法第465条の5に基づく極度額の表示は、貸越極度額に120%を乗じた金額となります。なお、部分保証の場合は、貸越極度額に保証割合を乗じ、さらに120%を乗じた金額となります。
- ② 元本確定期日の表示は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書に記載された「期日」の翌日となります。
- ③ 「契約可能日」の表示は、原則として、信用保証依頼書に記載された「貸付予定日」となります。

11. 貸付実行

申込人と金融機関の間で当座貸越契約書を締結してください。
なお、当座貸越契約書の印鑑は実印を押印してください。

(1) 貸付期間の始期

当座貸越契約日となります。

なお、当座貸越契約日は必ず信用保証書に記載した条件どおりとしてください。

(2) 貸付期間の終期

保証終期は、原則として、貸付実行日の応当日の前日又は貸付実行日の応当日となります。

(3) 貸付実行報告

当座貸越契約日を貸付実行日として、速やかに貸付実行報告をしてください。

(4) 個々の貸付

個々の貸付について、貸付実行報告は不要です。

☆ポイント

- ① 借入請求書又は借入専用小切手を使用する場合は、個々の貸付の都度資金使途を記入し、事業資金であることの確認をしてください。
- ② エレクトロニック・バンキング・システム等による場合は、事業資金に使用する旨の協会所定の誓約書を徴求してください。
- ③ 資金使途は内容が確認できるように具体的に記入してください。
(例)「支払手形決済資金」「調理場改装資金」
なお、設備資金についての見積書等は不要とします。
- ④ 借入請求書又は借入専用小切手に押印する印鑑は、実印又は取引印を使用してください。なお、取引印を使用する場合は、金融機関において取引印の使用届を徴求していることが必要です。

(5) 当座貸越元帳、借入請求書及び借入専用小切手等の保管

当座貸越元帳の写については、原則として、確定後代位弁済までの最終貸越残額が確認できるもの、及び借入請求書及び借入専用小切手等は、原則として、最終貸越時より遡及して6か月分を保管してください。

1 2. 償還報告

(1) 保証期間内（貸越取扱期間内）の償還報告

貸越金の個々の内入について、『償還報告書』の提出は不要です。

(2) 確定後（貸越取引終了後）の償還報告

確定後の残債務について、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。

1 3. 保証条件変更

連帯保証人の変更、法人成りによる債務者変更、確定後の債務者死亡による債務者変更等は一般保証に準じます。

なお、保証極度額の増額、確定前の債務者の死亡による債務者変更等は、保証条件変更での取扱いはできません。既保証の当座貸越を決済条件とする新規申込としてください。

(1) 貸越期間の延長

保証期日の45日前から25日前の間に、必ず事前相談をしてください。

保証条件変更の申込みは保証期日の20日以前に手続をしてください。

保証期日経過後に保証条件変更の申込みをされますと、「既保証の当座貸越を決済条件とする新規申込」に変更していただく場合がありますので、ご注意ください。

なお、保証始期より5年を経過している場合は、貸越期間延長の保証条件変更ができません。既保証の当座貸越を決済条件とする新規申込としてください。

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。

条件変更決定日（変更承諾日）が、前回保証終期前の場合はそのまま前回保証終期を、前回保証終期後の場合は、条件変更決定日（変更承諾日）を変更実行日として当協会へ変更実行報告してください（変更契約書の締結は、各金融機関の取扱いによります。）。

連帯保証人については、あらたな貸金等根保証契約書を締結するか、あるいは元本確定期日の変更契約書を締結する必要があります。

③ 保証料率

当初保証承諾時の保証料率を適用します。

☆ポイント

- ① 貸越期間の延長の保証条件変更申込時に資格要件を喪失している場合は、原則として、保証申込を行い、証書貸付等に切り替えていただきます。
- ② 期限経過後、変更保証書が交付され変更手続が完了するまでの間は、新たな貸越はできません。
- ③ 金融機関によってはシステム等の問題で、保証条件変更手続での対応ができない場合がありますので、確認の上取扱いしてください。
- ④ 変更保証書の特記事項には、次の文言が記載されます。
【元本確定期日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日※】※変更後終期の翌日が記載されます。
- ⑤ 保証条件変更依頼書裏面「資格要件申告欄」への記入が必要です。

（２）貸越極度額の減額

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。

金融機関では「極度額減額契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告をしてください。

③ 保証料率

当初保証承諾時の保証料率を適用します。

☆ポイント

- ① 当初の極度額と減額後の極度額との差額の『償還報告書』は不要です。
- ② 貸越極度額の増額は保証条件変更で取扱いできません。
- ③ 保証条件変更依頼書裏面「資格要件申告欄」への記入が必要です。

（３）返済方法の変更①

（約定返済→非約定返済又は非約定返済→約定返済）

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。

金融機関では「返済方法変更契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告をしてください。

(4) 返済方法の変更②

(約定返済の返済金額の変更)

当協会に対する保証条件変更等の手続は不要ですが、金融機関では「返済方法変更契約書」を徴求してください。

(5) 返済方法の変更③

(定率返済→定額返済又は定額返済→定率返済)

当協会に対する保証条件変更等の手続は不要ですが、金融機関では「返済方法変更契約書」を徴求してください。

(6) 返済方法の変更④

(貸越取引を終了(確定)し、貸越残元金について、新たに最終期限と返済方法を定める変更)

☆ポイント

貸越取引を終了(確定)した場合、原則として、既保証の当座貸越を決済条件とする新規保証により借換えることとしますが、特段の事情等がある場合は、例外的に保証条件変更により取扱うことができます。

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更事項手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します(電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。)

金融機関では「債務承認並びに弁済契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告してください。

③ 保証料率

(i) 貸越取引を終了(確定)し、平成28年5月6日以降に条件変更決定した場合

当初保証承諾時の保証料率となります。

(ii) 当初保証申込を平成18年度以降に受付しており、貸越取引を終了(確定)し、平成28年5月5日までに条件変更決定した場合

当初保証承諾時の保証料率区分における「一般保証」の保証料率※となります。

※ 責任共有導入後の場合0.45%~1.90%の9段階、貸借対照表を作成していない個人事業者等1.15%

※ 責任共有導入前の場合0.50%~2.20%の9段階、貸借対照表を作成していない個人事業者等1.35%

(iii) 当初保証申込を平成17年度以前に受付している場合

当初保証承諾時の保証料率となります。

☆ポイント

① 確定後の残債務について、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。

② 元利均等返済での取扱いはできません。

③ 「一般保証」の保証料率に変更した場合、その後の期間延長に係る保証料率は引き続き「一般保証」の保証料率が適用されます。

(7) 返済方法の変更⑤

(返済中の確定後の貸越残元金について、新たに最終期限と返済方法を定める変更)

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更事項手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します(電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。)

金融機関では「確定債務金延期契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告してください。

③ 保証料率

(i) 貸越取引を終了（確定）し、平成28年5月6日以降に条件変更決定した場合
当初保証承諾時の保証料率となります。

(ii) 当初保証申込を平成18年度以降に受付しており、貸越取引を終了（確定）し、平成28年5月5日までに条件変更決定した場合

当初保証承諾時の保証料率区分における「一般保証」の保証料率※となります。

※ 責任共有導入後の場合0.45%～1.90%の9段階、貸借対照表を作成していない個人事業者等1.15%

※ 責任共有導入前の場合0.50%～2.20%の9段階、貸借対照表を作成していない個人事業者等1.35%

(iii) 当初保証申込を平成17年度以前に受付している場合

当初保証承諾時の保証料率となります。

☆ポイント

- ① 確定後の残債務について、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。
- ② 元利均等返済は取扱いできません。
- ③ 「一般保証」の保証料率に変更した場合、その後の期間延長に係る保証料率は引き続き「一般保証」の保証料率が適用されます。

14. 変更実行時の注意事項

(1) 変更承諾日

変更保証書発行日となります。

(2) 変更保証書の有効期間

- ① 変更保証書発行日の翌日から起算して30日間です。
- ② 有効期間の最終日が法定休日、土曜日等の場合は、翌営業日を満了日とします。

(3) 変更実行日

- ① 貸越期間の延長の条件変更については、条件変更決定日（変更承諾日）が前回保証終期より前の場合は、前回保証終期が変更実行日となります。条件変更決定日（変更承諾日）が前回保証終期より後の場合は、条件変更決定日（変更承諾日）が変更実行日となります。
- ② その他の保証条件変更については、変更契約書の契約日（又は変更適用日）が変更実行日となります。

(4) 変更実行完了後の事務手続

当協会へ変更実行報告してください。

15. 貸越の一時中止

貸越の一時中止とは、当座貸越契約は解約しないが、個々貸越を中止することをいいます。次の場合は、金融機関は当座貸越を一時中止することとします。ただし、一時中止の事由が解消した場合は、当協会と協議の上、一時中止を解除することができます。

- ① 当協会が一時中止を申し入れた場合
- ② 被保証人に対する債権について、延滞もしくは事故報告書の提出事由が生じた場合
- ③ 金融機関が差し入れを受けた保証条件担保について、根抵当権の確定事由が生じた場合
- ④ 保証条件とした根保証人について根保証の確定事由が生じたことが判明した場合

☆ポイント

- ① 債務者に破産手続開始、取引停止、行方不明等の期限の利益の当然喪失事由が生じた場合は、確定事由の発生となり、以後の貸越はできません。

- ② 一時中止事由は発生後の貸越は保証の対象とはなりません。
- ③ 貸越の一時中止事由が発生した場合の当協会からの通知方法は次のとおりです。
 - 1. 電話により貸越を一時中止するように事務連絡します。
 - 2. 『一時中止通知書』（作成日は電話連絡日）を送送します。
- ④ 貸越の一時中止事由が解消した場合は、当協会から『一時中止解除通知書』を送送します。
- ⑤ 約定返済、利息支払いの不履行による貸越の一時中止を解除する場合は、次のとおり対応してください。
 - 1. 約定返済、利息支払いの不履行が信用上の問題を原因としない場合で、不履行が次の約定返済までに解消された場合は、金融機関の判断で一時中止を解除してください。
 - 2. 約定返済、利息支払いの支払いが2回以上不履行している場合、又は事故報告書を提出している場合は、必ず当協会と相談の上、解除してください。

1 6. 当座貸越の確定

当座貸越の取引終了時には、返済方法を変更する条件変更を行い、貸越期間と貸越残元金を確定してください。ただし、保証期日に完済する場合は、通常の弁済報告を行ってください。なお、確定後は新たな貸越をすることはできません。

（1）当座貸越の確定事由

次の事由が発生した場合は、当座貸越を確定してください。

なお、確定後の残債務については、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。

- ① 解約等により貸越取引を終了した場合
- ② 貸越の一時中止以後、貸越の継続取引が困難として貸越取引を終了した場合
- ③ 債務者に期限の利益喪失事由が発生して貸越取引を終了した場合

（2）確定後の事務処理

確定後の貸越残元金について、次のいずれかの方法により処理してください。

- ① 確定後の貸越残元金を一括返済する。
残債務について、『償還報告書』を提出してください。
- ② 決済条件を付した新規保証により完済する。
決済日付の『償還報告書』を提出してください。
- ③ 新たに最終期限と返済方法を定める保証条件変更手続を行う。
原則として、①又は②によることとしますが、特段の事情等がある場合は、例外的に保証条件変更により取り扱うことができます（13.（6）「返済方法の変更④」参照）。
- ④ 事故報告書を提出する。
確定後の貸越残元金について、前記①～③の方法がとれず、当面、返済の見込みのない場合等は、『事故報告書』を提出してください。

1 7. 利息の元本繰入れ（利息の元加）

「利息の元本繰入れ」を認めています。ただし、金融機関によっては、当貸契約上「利息の元本繰入れ」を認めていない場合があります。

（1）確定事由発生後の利息の取扱い

確定後に生じた利息の元本繰入は認めていません。

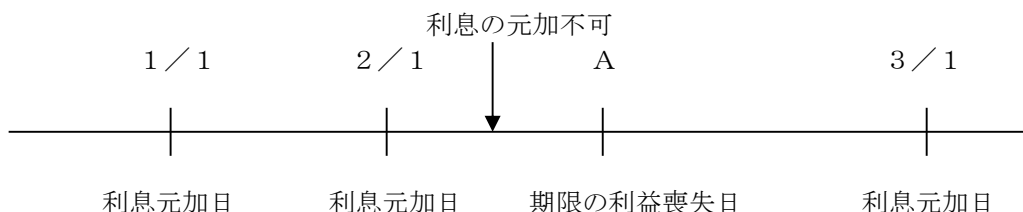
（2）約定弁済不履行後の利息の取扱い

約定弁済が不履行となった後に生じた利息の元本繰入は認めていません。

☆ポイント

- ① 利息が機械計算により自動的に元本に繰入れされ、その結果、貸越極度額を超えた場合は、貸越極度額を超えた利息を直ちに回収してください。回収できない場合は、元本に繰入れた利息全額を元本とみなさないで未収利息として取扱います。
この場合、利息支払いの不履行扱いとなり、貸越の一時中止事由に該当しますので、当該利息を回収しない限り、以後の貸越はできません。
- ② 前回利息の元本繰入日から確定事由又は一時中止事由の発生までの期間に生じた利息についても、元本に繰入れることはできません。
- ③ 確定事由が生じた後の利息の元本繰入れ（元加）について

【例】毎月1日に前月末分までの利息の元加を行っている場合

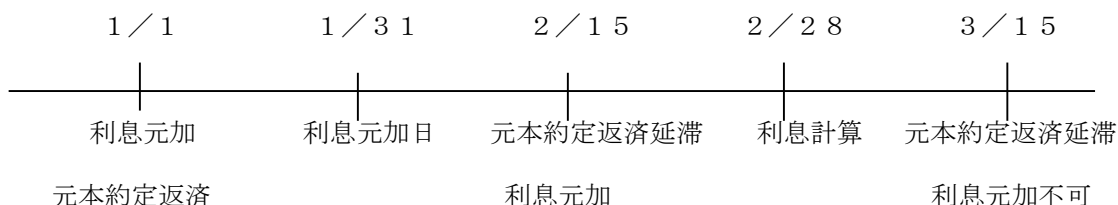


A時点で期限の利益を喪失し、貸越債務が確定した場合は、3月1日の利息元加はできません。これは、A時点以降3月1日までに発生している利息の元加ができないということではなく、前回利息元加日（2月1日）以降に発生した利息の元加ができないということになります。

つまり、代位弁済時の貸越元本はA時点での貸越残元金であり、2月1日以降発生した利息が未収利息となります。

- ④ 貸越の一時中止事由が発生した後の利息の元本繰入れ（元加）について約定返済が延滞となり、貸越を一時中止している場合は、その後の利息の元加はできません。

【例】毎月15日に前月末までの利息を元加し、同日に約定返済している場合



2月15日の約定返済が延滞となった場合は、1月1日から1月31日までの利息の元加はできますが、不履行が解消しない限り、2月1日から2月28日までの利息を3月15日に元加することはできません。

これは、利息の発生期間に関わらず、3月15日の利息元加行為そのものがないということです。つまり、代位弁済時の貸越残元金は2月15日の利息元加後の貸越金額であり、2月1日以降発生した利息が未収利息となります。

18. 当座貸越の取扱停止と取扱制限

- (1) 取扱金融機関において、当座貸越の事故率が高率になった場合は、当該金融機関又は取扱店舗を指定して、当座貸越の取扱停止又は取扱制限を行う場合があります。
- (2) 取扱停止又は制限する事故率の基準は、原則として、代位弁済率1.5%超とします。
代位弁済率(%)の算出方法は次のとおりとします。

当該年度の当座貸越の代位弁済額

× 1 0 0

当該年度の当座貸越の保証債務平均残高（保証極度平均残高）

3. 事業者カードローン当座貸越根保証

1. 事業者カードローン当座貸越根保証（以下「カードローン」という。）とは

あらかじめ定められた貸越極度額及び保証期間の範囲内で、その都度保証申しないで、カードや通帳等を用いて反復、継続して借入ができる保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結し、申込人と与信取引のある金融機関

☆ポイント

事業者カードローン当座貸越根保証の取扱いをしていない金融機関があります。

3. 利用できる中小企業者

一般保証に準じますが、次の全ての要件を満たし、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる中小企業者であることが必要となります。

ただし、組合は企業組合、協業組合のみが対象となります。

<個人事業者の場合>

- (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した当協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。
 - ② 当協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①CRD基準と同等以上である。
 - ③ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅、店舗等）を所有する。

<法人の場合>

- (1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。
- (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した当協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。
 - ② 当協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①CRD基準と同等以上である。

☆ポイント

- ① 「与信取引」とは
事業に係る貸付、割引、当座貸越をいいます。住宅ローン、消費者ローン等は含みません。
- ② 「自己名義の不動産（自宅、店舗等）を所有」とは
 - ◆ 店舗又は自宅とは「土地、建物」をいいますが、「建物」のみでも所有となります。
 - ◆ 自己所有とは、申込人本人名義での所有であることを要します。ただし、実質的な経営権を有する者、営業許可名義人及び申込人（法人の場合はその代表者）と共に事業に従事する配偶者、事業承継（予定）者を連帯保証人として徴求する場合に、

当該連帯保証人が不動産を所有しているということであれば「自己所有」とみなして取扱いします。

4. 事前相談

原則として、事前相談が必要となります。

新規の取組については、申込予定日の1か月前から15日前までの間に、期限到来に係る更新等については、期限の45日前から25日前までの間に、『当座貸越・カードローン事前相談書』（所定）に決算書を2期添付（当協会へ提出済みの場合は省略可）の上、担当部署に郵送等により事前相談してください。

5. 保証内容

（1）保証限度額

100万円以上2,000万円以内

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

☆ポイント

貸越残高は保証期間を通じ、常時、貸越極度額を超えることはできません。

（2）資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

なお、将来の設備資金の需要発生を想定して必ず「運転・設備資金」で申込みしてください。

資金使途の確認は、事業資金に使用する旨の協会所定の誓約書を徴求するか、借入請求書等の資金使途欄への記載内容により行ってください。

（3）貸付利率

金融機関の定める利率とします。

（4）保証期間（貸越取扱期間のことです。）

1年間又は2年間

なお、期間延長の保証条件変更ができますが、保証始期から5年を超える場合は、取扱いできません。

☆ポイント

保証期間は原則として、年単位とします。金融機関によって「1年」「2年」「1年又は2年」のいずれかに規定されていますので、確認の上取扱いしてください。

（5）貸越方法

借入専用口座を使用し、取扱金融機関所定の資金使途を明記した専用の払出請求書、エレクトロニック・バンキング・システム等もしくはカードによって行います。

☆ポイント

① 借入専用口座ですから、小切手、手形の振出し、引受けや公共料金の自動引落には使用できません。

② 専用の払出請求書、エレクトロニック・バンキング・システム、カード等のいずれを使用するかは、金融機関によって異なりますので確認してください。

（6）返済方法

約定返済又は非約定返済（随時返済）

☆ポイント

- ① 金融機関によって返済方法を「約定返済のみ」「非約定返済のみ」「約定返済、非約定返済の両方」のいずれかに定めていますので、確認の上取扱いしてください。
- ② 非約定返済は、貸越と返済が随時に反復して行われるものですから、いわゆる「ベタ貸」ではなく、少なくとも年1回以上の返済があるようにしてください。

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
※詳細は一般保証に準じます。

(8) 担保

原則として、不要とします。

(9) 保証料率

貸越極度額に対し、責任共有保証料率0.39%～1.62%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 有担保の場合は、0.1%割引が適用されます。

(10) 他の保証との併用

あっせん保証、代理貸付、制度融資等でカードローンを取扱いすることはできません。

6. 保証申込書類

一般保証に準じますが、信用保証依頼書裏面の「資格要件申告欄」の記載が必要です。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

申込金額欄には極度額を記入してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この期日の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。
その他は、一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

借入金額欄には極度額を記入し、借入形式欄は「4 当座貸越 ロ 事業者カードローン」を選択してください。

その他は一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「カードローン」と記入し、貸付金額欄は「2 極度」、資金使途欄は「3 運転・設備」、貸付形式欄は「6 当貸（カードローン型）」、返済方法欄は「5 当貸随時」「6 当貸約定」のいずれかを選択してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この期日の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。

その他は一般保証に準じます。

10. 信用保証書の表示

(1) 貸付金額欄

「貸付金額 円」と表示します。

(2) (貸付) 形式欄

「当貸 (カードローン型)」と表示します。

(3) 保証期間欄

契約締結の日から○年○月○日までと表示します。

☆ポイント

保証期間の終期 (○年○月○日) は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書の「期日」となります。

(4) 返済方法欄

「当貸随時」又は「当貸約定」と表示します。

(5) 保証条件欄

保証条件欄には民法第465条の5による「極度額」と、民法第465条の5及び利息制限法による「元本確定期日」を表示します。

また、保証期間の終期及び保証期間に基づき、「契約可能日」を表示します。

① 「極度額」の表示 (連帯保証人を徴求する場合のみ表示)

【民法第465条の5に基づく極度額：金 ○○, ○○○千円】とします。

② 「元本確定期日」の表示

【元本確定期日：令和○○年○月○日】とします。

③ 「契約可能日」の表示

【令和○○年○月○日以降に契約締結のこと】とします。

☆ポイント

① 民法第465条の5に基づく極度額の表示は、貸越極度額に120%を乗じた金額となります。なお、部分保証の場合は、貸越極度額に保証割合を乗じ、さらに120%を乗じた金額となります。

② 元本確定期日の表示は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書に記載された「期日」の翌日となります。

③ 「契約可能日」の表示は、原則として、信用保証依頼書に記載された「貸付予定日」となります。

11. 貸付実行

申込人と金融機関の間でカードローン契約書を締結してください。

なお、カードローン契約書の印鑑は実印を押印してください。

(1) 貸付期間の始期

カードローン契約日となります。

なお、カードローン契約日は必ず信用保証書発行日以降としてください。

(2) 貸付期間の終期

保証終期は、原則として、貸付実行日の応当日の前日又は貸付実行日の応当日となります。

(3) 貸付実行報告

カードローン契約日を貸付実行日として、速やかに貸付実行報告をしてください。

(4) 個々の貸付

個々の貸付について、貸付実行報告は不要です。

☆ポイント

- ① 払出請求書を使用する場合は、個々の貸付の都度資金用途を記入し、事業資金であることの確認をしてください。
- ② エレクトロニック・バンキング・システム、カード等による場合は、事業資金に使用する旨の協会所定の誓約書を徴求してください。
- ③ 資金用途は内容が確認できるように具体的に記入してください。
(例)「支払手形決済資金」「調理場改装資金」
なお、設備資金についての見積書等は不要とします。
- ④ 払出請求書に押印する印鑑は、実印又は取引印を使用してください。なお、取引印を使用する場合は、金融機関において取引印の使用届を徴求していることが必要です。

(5) 当座貸越元帳、払出請求書等の保管

当座貸越元帳の写については、原則として、確定後代位弁済までの最終貸越残額が確認できるもの、及び払出請求書等は、原則として、最終貸越時より遡及して6か月分を保管してください。

1 2. 償還報告

(1) 保証期間内（貸越取扱期間内）の償還報告

貸越金の個々の内入について、『償還報告書』の提出は不要です。

(2) 確定後（貸越取引終了後）の償還報告

確定後の残債務について、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。

1 3. 保証条件変更

連帯保証人の変更、法人成りによる債務者変更、確定後の債務者死亡による債務者変更等は一般保証に準じます。

なお、保証極度額の増額、確定前の債務者の死亡による債務者変更等は、保証条件変更での取扱いはできません。既保証のカードローンを決済条件とする新規申込としてください。

(1) 貸越期間の延長

保証期日の45日前から25日の間に、必ず事前相談をしてください。

保証条件変更の申込みは保証期日の20日以前に手続きをしてください。

保証期日経過後に保証条件変更の申込みをされますと、「既保証のカードローンを決済条件とする新規申込」に変更していただく場合がありますので、ご注意ください。

なお、保証始期より5年を経過している場合は、貸越期間延長の保証条件変更ができません。既保証のカードローンを決済条件とする新規申込としてください。

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。

条件変更決定日（変更承諾日）が、前回保証終期前の場合はそのまま前回保証終期を、前回保証終期後の場合は、条件変更決定日（変更承諾日）を変更実行日として当協会へ変更実行報告してください（変更契約書の締結は、各金融機関の取扱いによります。）。

連帯保証人については、あらたな貸金等根保証契約書を締結するか、あるいは元本確定期日の変更契約書を締結する必要があります。

③ 保証料率

当初保証承諾時の保証料率を適用します。

☆ポイント

- ① 貸越期間の延長の保証条件変更申込時に資格要件を喪失している場合は、原則として、保証申込を行い、証書貸付等に切り替えていただきます。
- ② 期限経過後、変更保証書が交付され変更手続が完了するまでの間は、新たな貸越はできません。
- ③ 金融機関によってはシステム等の問題で、保証条件変更手続での対応ができない場合がありますので、確認の上取扱いしてください。
- ④ 変更保証書の特記事項には、次の文言が記載されます。
【元本確定期日：令和〇〇年〇〇月〇〇日※】※変更後終期の翌日が記載されます。
- ⑤ 保証条件変更依頼書裏面「資格要件申告欄」への記入が必要です。

（２）貸越極度額の減額

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。

金融機関では「極度額減額契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告をしてください。

③ 保証料率

当初保証承諾時の保証料率を適用します。

☆ポイント

- ① 当初の極度額と減額後の極度額との差額の『償還報告書』は不要です。
- ② 貸越極度額の増額は保証条件変更で取扱いできません。
- ③ 保証条件変更依頼書裏面「資格要件申告欄」への記入が必要です。

（３）返済方法の変更①

（約定返済→非約定返済又は非約定返済→約定返済）

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。

金融機関では「返済方法変更契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告をしてください。

（４）返済方法の変更②

（約定返済の返済金額の変更）

当協会に対する保証条件変更等の手続は不要ですが、金融機関では「返済方法変更契約書」を徴求してください。

(5) 返済方法の変更③

(定率返済→定額返済又は定額返済→定率返済)

当協会に対する保証条件変更等の手続は不要ですが、金融機関では「返済方法変更契約書」を徴求してください。

(6) 返済方法の変更④

(貸越取引を終了(確定)し、貸越残元金について、新たに最終期限と返済方法を定める変更)

☆ポイント

貸越取引を終了(確定)した場合、原則として、既保証のカードローンを決済条件とする新規保証により借換えることとしますが、特段の事情等がある場合は、例外的に保証条件変更により取扱うことができます。

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更事項手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します(電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。)

金融機関では「債務承認並びに弁済契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告してください。

③ 保証料率

(i) 貸越取引を終了(確定)し、平成28年5月6日以降に条件変更決定した場合

当初保証承諾時の保証料率となります。

(ii) 当初保証申込を平成18年度以降に受付しており、貸越取引を終了(確定)し、平成28年5月5日までに条件変更決定した場合

当初保証承諾時の保証料率区分における「一般保証」の保証料率※となります。

※ 責任共有導入後の場合0.45%~1.90%の9段階、貸借対照表を作成していない個人事業者等1.15%

※ 責任共有導入前の場合0.50%~2.20%の9段階、貸借対照表を作成していない個人事業者等1.35%

(iii) 当初保証申込を平成17年度以前に受付している場合

当初保証承諾時の保証料率となります。

☆ポイント

① 確定後の残債務について、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。

② 元利均等返済での取扱いはできません。

③ 「一般保証」の保証料率に変更した場合、その後の期間延長に係る保証料率は引き続き「一般保証」の保証料率が適用されます。

(7) 返済方法の変更⑤

(返済中の確定後の貸越残元金について、新たに最終期限と返済方法を定める変更)

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更事項手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します(電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。)

金融機関では「確定債務金延期契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告してください。

③ 保証料率

(i) 貸越取引を終了（確定）し、平成28年5月6日以降に条件変更決定した場合
当初保証承諾時の保証料率となります。

(ii) 当初保証申込を平成18年度以降に受付しており、貸越取引を終了（確定）し、平成28年5月5日までに条件変更決定した場合

当初保証承諾時の保証料率区分における「一般保証」の保証料率*となります。

※ 責任共有導入後の場合0.45%～1.90%の9段階、貸借対照表を作成していない個人事業者等1.15%

※ 責任共有導入前の場合0.50%～2.20%の9段階、貸借対照表を作成していない個人事業者等1.35%

(iii) 当初保証申込を平成17年度以前に受付している場合

当初保証承諾時の保証料率となります。

☆ポイント

- ① 確定後の残債務について、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。
- ② 元利均等返済は取扱いできません。
- ③ 「一般保証」の保証料率に変更した場合、その後の期間延長に係る保証料率は引き続き「一般保証」の保証料率が適用されます。

14. 変更実行時の注意事項

(1) 変更承諾日

変更保証書発行日となります。

(2) 変更保証書の有効期間

- ① 変更保証書発行日の翌日から起算して30日間です。
- ② 有効期間の最終日が法定休日、土曜日等の場合は、翌営業日を満了日とします。

(3) 変更実行日

- ① 貸越期間の延長の条件変更については、条件変更決定日（変更承諾日）が前回保証終期より前の場合は、前回保証終期が変更実行日となります。条件変更決定日（変更承諾日）が前回保証終期より後の場合は、条件変更決定日（変更承諾日）が貸付実行日となります。
- ② その他の保証条件変更については、変更契約書の契約日（又は変更適用日）が変更実行日となります。

(4) 変更実行完了後の事務手続

当協会へ変更実行報告してください。

15. 貸越の一時中止

貸越の一時中止とは、カードローン契約は解約しないが、個々貸越を中止することをいいます。

次の場合は、金融機関はカードローンを一時中止することとします。ただし、一時中止の事由が解消した場合は、当協会と協議の上、一時中止を解除することができます。

- ① 当協会が一時中止を申し入れた場合
- ② 被保証人に対する債権について、延滞もしくは事故報告書の提出事由が生じた場合
- ③ 金融機関が差し入れを受けた保証条件担保について、根抵当権の確定事由が生じた場合
- ④ 保証条件とした根保証人について根保証の確定事由が生じたことが判明した場合

☆ポイント

- ① 債務者に破産手続開始、取引停止、行方不明等の期限の利益の当然喪失事由が生じた場合は、確定事由の発生となり、以後の貸越はできません。

- ② 一時中止事由は発生後の貸越は保証の対象とはなりません。
- ③ 貸越の一時中止事由が発生した場合の当協会からの通知方法は次のとおりです。
 - 1. 電話により貸越を一時中止するように事務連絡します。
 - 2. 『一時中止通知書』（作成日は電話連絡日）を送送します。
- ④ 貸越の一時中止事由が解消した場合は、当協会から『一時中止解除通知書』を送送します。
- ⑤ 約定返済、利息支払いの不履行による貸越の一時中止を解除する場合は、次のとおり対応してください。
 - 1. 約定返済、利息支払いの不履行が信用上の問題を原因としない場合で、不履行が次の約定返済までに解消された場合は、金融機関の判断で一時中止を解除してください。
 - 2. 約定返済、利息支払いの支払いが2回以上不履行している場合、又は事故報告書を出している場合は、必ず当協会と相談の上、解除してください。

16. カードローンの確定

カードローンの取引終了時には、返済方法を変更する条件変更を行い、貸越期間と貸越残元金を確定してください。ただし、保証期日に完済する場合は、通常の弁済報告を行ってください。なお、確定後は新たな貸越をすることはできません。

(1) カードローンの確定事由

次の事由が発生した場合は、カードローンを確定してください。

なお、確定後の残債務については、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。

- ① 解約等により貸越取引を終了した場合
- ② 貸越の一時中止以後、貸越の継続取引が困難として貸越取引を終了した場合
- ③ 債務者に期限の利益喪失事由が発生して貸越取引を終了した場合

(2) 確定後の事務処理

確定後の貸越残元金について、次のいずれかの方法により処理してください。

- ① 確定後の貸越残元金を一括返済する。
残債務について、『償還報告書』を出してください。
- ② 決済条件を付した新規保証により完済する。
決済日付の『償還報告書』を出してください。
- ③ 新たに最終期限と返済方法を定める保証条件変更手続を行う。
原則として、①又は②によることとしますが、特段の事情等がある場合は、例外的に保証条件変更により取り扱うことができます。(13. (6)「返済方法の変更④」参照)
- ④ 事故報告書を出する。
確定後の貸越残元金について、前記①～③の方法がとれず、当面、返済の見込みのない場合等は、『事故報告書』を出してください。

17. 利息の元本繰入れ（利息の元加）

「利息の元本繰入れ」を認めています。ただし、金融機関によっては、当貸契約上「利息の元本繰入れ」を認めていない場合があります。

(1) 確定事由発生後の利息の取扱い

確定後に生じた利息の元本繰入は認めていません。

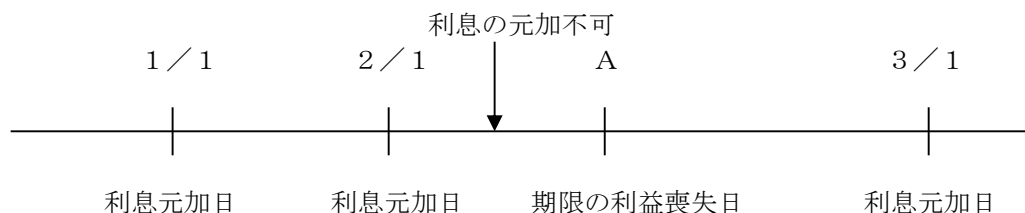
(2) 約定弁済不履行後の利息の取扱い

約定弁済が不履行となった後に生じた利息の元本繰入は認めていません。

☆ポイント

- ① 利息が機械計算により自動的に元本に繰入れされ、その結果、貸越極度額を超えた場合は、貸越極度額を超えた利息を直ちに回収してください。回収できない場合は、元本に繰入れた利息全額を元本とみなさないで未収利息として取扱います。
この場合、利息支払いの不履行扱いとなり、貸越の一時中止事由に該当しますので、当該利息を回収しない限り、以後の貸越はできません。
- ② 前回利息の元本繰入日から確定事由又は一時中止事由の発生までの期間に生じた利息についても、元本に繰入れることはできません。
- ③ 確定事由が生じた後の利息の元本繰入れ（元加）について

【例】毎月1日に前月末分までの利息の元加を行っている場合

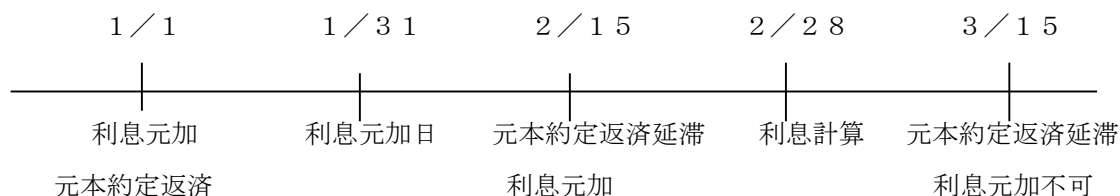


A時点で期限の利益を喪失し、貸越債務が確定した場合は、3月1日の利息元加はできません。これは、A時点以降3月1日までに発生している利息の元加ができないということではなく、前回利息元加日（2月1日）以降に発生した利息の元加ができないということになります。

つまり、代位弁済時の貸越元本はA時点での貸越残元金であり、2月1日以降発生した利息が未収利息となります。

- ④ 貸越の一時中止事由が発生した後の利息の元本繰入れ（元加）について約定返済が延滞となり、貸越を一時中止している場合は、その後の利息の元加はできません。

【例】毎月15日に前月末までの利息を元加し、同日に約定返済している場合



2月15日の約定返済が延滞となった場合は、1月1日から1月31日までの利息の元加はできますが、不履行が解消しない限り、2月1日から2月28日までの利息を3月15日に元加することはできません。

これは、利息の発生期間に関わらず、3月15日の利息元加行為そのものができないということです。つまり、代位弁済時の貸越残元金は2月15日の利息元加後の貸越金額であり、2月1日以降発生した利息が未収利息となります。

18. カードローンの取扱停止と取扱制限

- (1) 取扱金融機関において、カードローンの事故率が高率になった場合は、当該金融機関又は取扱店舗を指定して、カードローンの取扱停止又は取扱制限を行う場合があります。
- (2) 取扱停止又は制限する事故率の基準は、原則として、代位弁済率1.5%超とします。
代位弁済率（%）の算出方法は次のとおりとします。

$$\frac{\text{当該年度のカードローンの代位弁済額}}{\text{当該年度のカードローンの保証債務平均残高（保証極度平均残高）}} \times 100$$

4. 小規模企業支援型保証「エール」

1. 小規模企業支援型保証「エール」とは

堅実に事業を営む小規模事業者の事業資金ニーズに迅速に対応し、金融機関の支援を前提として、一定の要件のもとに信用保証を提供する商品です。

2. 取扱金融機関

当協会と所定の覚書を締結した金融機関

3. 利用できる中小企業者

次の要件を満たしていることが必要です。

なお、組合、特定非営利活動法人（NPO法人）は対象となりません。

- (1) 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること。
- (2) 常時使用する従業員数が20人（商業、サービス業※は5人）以下であること。
※宿泊業、娯楽業及び旅行業は20人以下
- (3) 引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (4) 当協会の保証利用実績がある又は取扱金融機関との与信取引が6か月以上あること。
ただし、次の要件のいずれかの要件を備えているものは与信取引6か月以下でも可とします。
ア) 取扱金融機関との当座取引（事業性の普通預金取引を含む）が6か月以上あるもの
イ) 取扱金融機関との定期預金取引（定期積金を含む）が6か月以上あるもの
ウ) 取扱金融機関との与信取引が過去3年以内にあるもの
- (5) 法人の場合は次の要件を満たしていること。
 - ①保証申込直近期確定申告書（決算書）（おおむね12か月のもの）において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益（経常損失）と減価償却費を合算した金額が（当該申込を含めた）本制度利用金額の10%以上を計上しているもの
 - ②債務超過でないこと。
- (6) 個人事業者の場合は次の要件を満たしていること。
 - ①保証申込直近期確定申告書（おおむね12か月のもの）において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額（所得損失：いずれも申告控除、専従者給与控除前）と減価償却費を合算した金額が（当該申込を含めた）本制度利用金額の10%以上を計上しているもの
 - ②申告の種類は青色、白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること。
- (7) 取扱金融機関が定期的（今後を含む）に当該申込人を訪問し事業内容を把握していること。
- (8) 取扱金融機関が当該申込人に対し本保証と共に経営支援等に取り組むこと。
- (9) 当協会が定めた審査基準に該当すること。

☆ポイント

①「与信取引」とは

事業に係る貸付、割引、当座貸越をいいます。住宅ローン、消費者ローン等は含みません。

②「債務超過でない」とは

資産の部－負債の部 $\geq$ 0をいいます。

4. 利用できない中小企業者

一般保証に準じます。

ただし、手形不渡後1年以上経過していない方は利用できません。

5. 保証内容

(1) 融資限度額

2,000万円

一般の無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

ただし、直近決算における平均月商の2か月分の範囲内、かつ本申込を含めた総保証債務残高が直近決算における年商額の80%以内とします。

※ 小口零細企業保証制度を利用する場合は、本保証を含む保証付融資残高が2,000万円以内である必要があります。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

ただし、不動産取得資金は除きます。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 貸付形式

証書貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

☆ポイント

制度融資は貸付利率が定められています。

(5) 保証期間

運転資金： 7年以内（うち据置期間は6か月以内）

設備資金： 10年以内（うち据置期間は6か月以内）

☆ポイント

制度融資を利用する場合は、本保証期間及び当該制度融資の保証期間とも充足する必要があります。

(6) 返済方法

原則として、均等分割返済

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

※「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い（金融機関連携型）」に該当する場合、連帯保証人は徴求しません。

(8) 担保

不要（無担保保証）

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.45%～1.90%

責任共有外保証料率0.50%～2.20%

☆ポイント

① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。

- ② 利用する融資制度によっては、保証料率が割引となる場合があります。
- ③ 保証料の分納は認められません。

(10) 他の保証との併用

特別小口保証、代理貸付、各種特例保証等は取扱いできません。

「プロパー融資の残高がある」又は「本保証と同時にプロパー融資を行う」場合に限り、小口零細企業保証制度（同制度に基づく自治体融資制度を含む。）の利用は可能です。

☆ポイント

- ① 制度融資は、「エール」の資格要件と制度融資の資格要件を両方とも満たす場合に限り、取扱いできますが、特殊な資金使途（多角化、開業、業種転換、経営安定資金等）の制度融資については利用できません。
なお、運転資金の場合で保証期間が7年以上の制度融資を「エール」で実行するときは、保証期間を7年以内としてください。
- ② 「クイック保証」又は「クイックミニ保証」を本保証で借換えることが可能です。

6. 事前相談

中小企業者から融資の申込みを受け、金融機関における審査の結果、「エール」の取扱いを適当と認めた場合は、「事前相談書」を作成し、「事前相談書」に確定申告書（決算書）の写し直近2期分（既に提出済みの場合は不要）を添付の上、当協会に事前相談してください。

当協会は、金融機関からの照会に対する諾否等について、原則として、事前相談に必要な書類一式を受理後3営業日以内に、応諾（内定）の場合は「事前審査内定のお知らせ」、否決の場合は「事前相談回答書」によりファクシミリで回答します。

☆ポイント

- ① 他の金融機関等での保証利用残高等により、申出の融資希望額を保証できない場合があります。
- ② 資格要件について相談事項と相違がある場合は、保証申込されても承諾しません。
- ③ 設備資金の場合は、設備計画書が必要となります。
- ④ 当協会が応諾の回答をした日の翌日から30日以内に正式保証申込が提出されない場合、当該回答は無効となります。
- ⑤ 事前相談回答後、他の金融機関又は当該金融機関から別途申込（「飛躍（ひやく）」、「ひやくライト」、「エール」、「県制度経営活性化資金」を除く）を受付け、保証承諾した場合、原則として、事前相談回答は無効となります。ただし、本保証の本申込時において、当該金融機関が他の申込を同時に行うことは可能とします。

7. 保証申込

事前相談に対して当協会から応諾の回答を得た場合は、回答日の翌日から30日以内に当協会へ信用保証委託申込書等の申込書類一式を提出してください。

8. 保証申込書類

「事前審査内定のお知らせ」を添付してください。

また、設備資金の場合は、設備計画書及び設備に係る見積書写（契約書写）等を添付してください。

その他は一般保証に準じます。

9. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

10. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

11. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「エール」と記入してください。

なお、制度融資を利用する場合は、「エール、制度融資名」と記入し、制度融資を利用せず、小口零細企業保証を利用する場合は「エール（全国小口）」と記入してください。

その他は一般保証に準じます。

12. 期中支援

本保証による融資残高のある間、金融機関は、融資企業先へ訪問等を行い経営状況を把握（モニタリング）の上、適宜、期中支援を行うものとします。

モニタリング期間は、上半期（4月から9月）と下半期（10月から3月）の定期とし、上半期は10月1日から11月末、下半期は4月1日から5月末までに、業況報告書を提出してください。第一回目のモニタリング期間は、貸付実行日を含む半期の次に到来する半期となります（下表参照）。

貸付実行月	第一回目のモニタリング期間	第一回目のモニタリング期間に係る業況報告書の提出期間
4月～9月	10月～翌年3月	翌年4月～翌年5月
10月～翌年3月	翌年4月～翌年9月	翌年10月～翌年11月

13. 「エール」の取扱停止

（1）取扱金融機関において、「エール」の代位弁済率が高率となった場合又は期中支援を怠ったと判断した場合は、取扱いを停止します。取扱停止する場合は、当該金融機関に対して文書により通知します。

（2）取扱停止する代位弁済率の基準は、当該金融機関の本保証平残代弁率が当該事業年度における当協会全体の保証付融資に係る平残代弁率※に1%を加えた率を、2事業年度（改善努力のための経過期間4か月あり）において超過した場合です。

※平残代弁率が2%未満の場合は2%とみなします。

5. 金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」

1. 金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」とは

一定の審査基準に該当する中小企業・小規模事業者の資金ニーズに対し迅速に無担保で対応することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と所定の覚書を締結した金融機関

3. 利用できる中小企業者

当協会が定める保証対象要件及び審査基準に該当する法人^{※1}で、次の要件を満たしていることが必要です。

なお、組合、特定非営利活動法人（NPO法人）は対象となりません。

（1）引き続き2年以上事業を営んでいること。

（2）確定申告書（決算書）の写しを直近2期分（各決算は、1期を12か月とする。）提出できること。

（3）取扱金融機関との取引等が次の何れかに該当すること。

① 与信取引^{※2}が1年以上ある（信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く。）。

② 申込時において、プロパー融資^{※3}の残高がある。

③ 本保証と同時にプロパー融資を行う。

※1 法人とは、会社（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、工業法人、医療法人をいいます。

※2 与信取引とは、事業資金に係る貸付、割引又は当座貸越をいいます。

※3 プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。

4. 利用できない中小企業者

一般保証に準じます。

5. 保証内容

（1）融資限度額

1億5,000万円

一般の普通保険（2億円）及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

ただし、「じんそく」、「スーパーじんそく」及び「飛躍（ひやく）」の融資残高合計額が1億円以内とします。

なお、本申込を含めた総保証債務残高が直近決算における年商の範囲内とします。

（2）資金用途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

ただし、不動産取得資金は除きます。

※詳細は、一般保証に準じます。

（3）貸付形式

証書貸付、手形貸付

（4）貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

10年以内（うち据置期間は1年以内）

(6) 返済方法

元金均等分割返済、一括返済（一括返済は、保証期間1年以内のものに限る。）

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

※「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い（金融機関連携型）」に該当する場合、連帯保証人は徴求しません。

(8) 担保

不要（無担保保証）

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.45%～1.90%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 保証料の分納は認められません。

(10) 他の保証との併用

特別小口保証、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証は取扱いできません。

制度融資等については、兵庫県融資制度「県長期資金（一般運転）」のみ、併用を可能とします。この場合、当該融資制度要綱及び本保証制度要綱を何れも充足する必要があります。

☆ポイント

- ① 本保証は、他の保証制度の借換えを可能とします。なお、兵庫県融資制度「県長期資金（一般運転）」を利用する場合は、同融資制度の取扱いに準じます。
- ② 他の保証制度（責任共有保証に限る。）による本保証の借換えを可能とします（借換えを認めていない保証、自治体制度融資を除く。）。

6. 事前相談

金融機関は、中小企業・小規模事業者から融資の申込みを受け、審査の結果、「飛躍（ひやく）」の取扱いを適当と認めたときは、「事前相談書」を作成し、「事前相談書」に確定申告書(決算書)の写し直近2期分（既に提出済みの場合は不要）、その他所定の事前相談に係る必要書類を添付の上、当協会に送付又は持参してください。

当協会は、金融機関からの照会に対する諾否等について、原則として、事前相談に必要な書類一式を受理後3営業日以内に、応諾（内定）の場合は「事前審査内定のお知らせ」、否決の場合は「事前相談回答書」によりファクシミリで回答します。

☆ポイント

- ① 1事前相談を2申込に分けて回答する場合があります。
- ② 他の金融機関等での保証利用残高等により、申出の融資希望額を保証できない場合があります。
- ③ 資格要件について相談時と相違がある場合は、保証申込されても承諾しません。
- ④ 設備資金の場合は、所定の設備計画書が必要となります。
- ⑤ 当協会が応諾の回答をした日の翌日から30日以内（当協会受付）に保証申込が提出されない場合、当該回答は無効となります。

- ⑥ 事前相談回答後、他の金融機関又は当該金融機関から別途申込（金融機関提携保証を除く。）を受付し、保証承諾した場合、原則として、事前相談回答は無効となります。ただし、本保証の本申込時において、当該金融機関が他の申込を同時に行うことは可能とします。

7. 保証申込

事前相談に対して当協会から応諾の回答を得た場合は、回答日の翌日から30日以内（当協会受付）に当協会へ信用保証委託申込書等の申込書類一式を提出してください。

8. 保証申込書類

「事前審査内定のお知らせ」を添付してください。

また、設備資金の場合は、所定の設備計画書及び設備に係る見積書写（契約書写）等を添付してください。

その他は一般保証に準じます。

9. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

10. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

11. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「飛躍」又は「ひやく」と記入してください。

兵庫県融資制度「県長期資金（一般運転）」を利用する場合は、「飛躍（県長期）」又は「ひやく（県長期）」と記入してください。

その他は一般保証に準じます。

12. 期中支援

本保証による融資残高のある間、金融機関は、融資企業先へ訪問等を行い経営状況を把握（モニタリング）の上、適宜、期中支援を行うものとします。

また、金融機関は、融資先企業から決算期ごとに確定申告書（決算書）を徴求し確認の上、当協会宛に提出してください。確定申告書（決算書）の提出にあたっては、確定申告書（決算書）の別表一（一）の右上に「期中支援用」と明示の上、各保証担当部署へ提出してください。

なお、確定申告書（決算書）は、事業年度終了の日から4か月以内に提出してください（未提出先については、年2回、当協会から金融機関に通知します。）。

13. 飛躍（ひやく）の取扱停止

- （1）取扱金融機関において、「飛躍（ひやく）」の代位弁済率が高率となった場合又は期中支援を怠ったと判断した場合は、取扱いを停止します。取扱停止する場合は、当該金融機関に対して文書により通知します。

- （2）取扱停止する代位弁済率の基準は、当該金融機関の本保証平残代弁率[※]が当該事業年度における当協会全体の保証付融資に係る平残代弁率[※]を、2事業年度（改善努力のための経過期間4か月あり）において超過した場合です。

※平残代弁率が2%未満の場合は2%とみなします。

6. 金融機関提携保証「ひやくライト」

1. 金融機関提携保証「ひやくライト」とは

一定の審査基準に該当する中小企業・小規模事業者の資金ニーズに対し迅速に無担保で対応することを目的とした保証です。個人事業者の方も対象となります。

2. 取扱金融機関

当協会と所定の覚書を締結した金融機関

3. 利用できる中小企業者

当協会が定める保証対象要件及び審査基準に該当する法人^{※1}及び個人事業者で、次の要件を満たしていることが必要です。

なお、組合、特定非営利活動法人（NPO法人）は対象となりません。

（1）引き続き2年以上事業を営んでいること。

（2）確定申告書（決算書）^{※2}の写しを直近2期分（各決算は、1期を12か月とする。）提出できること。

（3）取扱金融機関との取引等が次の何れかに該当すること。

① 与信取引^{※3}が1年以上ある（信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く。）。

② 申込時において、プロパー融資^{※4}の残高がある。

③ 本保証と同時にプロパー融資を行う。

※1 法人とは、会社（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、士業法人、医療法人をいいます。

※2 個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付が必要です。

※3 与信取引とは、事業資金に係る貸付、割引又は当座貸越をいいます。

※4 プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。

4. 利用できない中小企業者

一般保証に準じます。

5. 保証内容

（1）融資限度額

5,000万円

一般の無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

ただし、既存の本保証融資残高を含め5,000万円以内とし、本申込を含めた総保証債務残高が直近決算における年商の範囲内とします。

（2）資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

ただし、不動産取得資金は除きます。

※詳細は、一般保証に準じます。

（3）貸付形式

証書貸付、手形貸付

（4）貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

10年以内（うち据置期間は1年以内）

(6) 返済方法

元金均等分割返済、一括返済（一括返済は、保証期間1年以内のものに限る。）

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

※「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い（金融機関連携型）」に該当する場合、連帯保証人は徴求しません。

(8) 担保

不要（無担保保証）

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.45%～1.90%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 保証料の分納は認められません。

(10) 他の保証との併用

特別小口保証、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証は取扱いできません。

制度融資等については、兵庫県融資制度「県長期資金（一般運転）」のみ、併用を可能とします。この場合、当該融資制度要綱及び本保証制度要綱を何れも充足する必要があります。

☆ポイント

- ① 本保証は、他の保証制度の借換えを可能とします。なお、兵庫県融資制度「県長期資金（一般運転）」を利用する場合は、同融資制度の取扱いに準じます。
- ② 他の保証制度（責任共有保証に限る。）による本保証の借換えを可能とします（借換えを認めていない保証、自治体制度融資を除く。）。

6. 事前相談

金融機関は、中小企業・小規模事業者から融資の申込みを受け、審査の結果、「ひやくライト」の取扱いを適当と認めたときは、「事前相談書」を作成し、「事前相談書」に確定申告書(決算書)の写し直近2期分（既に提出済みの場合は不要）、その他所定の事前相談に係る必要書類を添付の上、当協会に送付又は持参してください。

当協会は、金融機関からの照会に対する諾否等について、原則として、事前相談に必要な書類一式を受理後3営業日以内に、応諾（内定）の場合は「事前審査内定のお知らせ」、否決の場合は「事前相談回答書」によりファクシミリで回答します。

☆ポイント

- ① 他の金融機関等での保証利用残高等により、申出の融資希望額を保証できない場合があります。
- ② 資格要件について相談時と相違がある場合は、保証申込されても承諾しません。
- ③ 設備資金の場合は、所定の設備計画書が必要となります。
- ④ 当協会が応諾の回答をした日の翌日から30日以内（当協会受付）に保証申込が提出されない場合、当該回答は無効となります。

- ⑤ 事前相談回答後、他の金融機関又は当該金融機関から別途申込（金融機関提携保証を除く。）を受付し、保証承諾した場合、原則として、事前相談回答は無効となります。ただし、本保証の本申込時において、当該金融機関が他の申込を同時に行うことは可能とします。

7. 保証申込

事前相談に対して当協会から応諾の回答を得た場合は、回答日の翌日から30日以内（当協会受付）に当協会へ信用保証委託申込書等の申込書類一式を提出してください。

8. 保証申込書類

「事前審査内定のお知らせ」を添付してください。

また、設備資金の場合は、所定の設備計画書及び設備に係る見積書写（契約書写）等を添付してください。

その他は一般保証に準じます。

9. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

10. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

11. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「ひやくライト」と記入してください。

兵庫県融資制度「県長期資金（一般運転）」を利用する場合は、「ひやくライト（県長期）」と記入してください。

その他は一般保証に準じます。

12. 期中支援

本保証による融資残高のある間、金融機関は、融資企業先へ訪問等を行い経営状況を把握（モニタリング）の上、適宜、期中支援を行うものとします。

また、金融機関は、融資先企業から決算期ごとに確定申告書（決算書）を徴求し確認の上、当協会宛に提出してください。確定申告書（決算書）の提出にあたっては、確定申告書（決算書）の別表一（一）の右上に「期中支援用」と明示の上、各保証担当部署へ提出してください。

なお、確定申告書（決算書）は、事業年度終了の日から4か月以内に提出してください（未提出先については、年2回、当協会から金融機関に通知します。）。

13. ひやくライトの取扱停止

- （1）取扱金融機関において、「ひやくライト」の代位弁済率が高率となった場合又は期中支援を怠ったと判断した場合は、取扱いを停止します。取扱停止する場合は、当該金融機関に対して文書により通知します。

- （2）取扱停止する代位弁済率の基準は、当該金融機関の本保証平残代弁率が当該事業年度における当協会全体の保証付融資に係る平残代弁率※を、2事業年度（改善努力のための経過期間4か月あり）において超過した場合です。

※平残代弁率が2%未満の場合は2%とみなします。

7. 手形貸付根保証

1. 手形貸付根保証とは

あらかじめ定めた保証限度額、保証期間の範囲内で、反復、継続して行われる手形貸付に対する保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

一般保証に準じます。

4. 保証内容

(1) 保証限度額

個人、法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

☆ポイント

- ① 手形貸付は保証期間内に生じ、かつ、保証期間内に終了することが必要です。
- ② 中小企業者と金融機関との間に継続取引に関する基本約定（銀行取引約定書等）を締結していることが必要です。
- ③ 信用保証書に定める貸付極度額・期間は、基本約定等の極度額・期間を超えることはできません。
- ④ 手形貸付根保証一口の最高限度額は2億円（組合4億円）です。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(4) 保証期間

1年以内

(5) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(6) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(7) 保証料率

責任共有保証料率0.45%～1.90%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 有担保の場合は、0.1%割引が適用されます。

(8) 他の保証との併用

当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、各種特例保証、代理貸付、制度融資等は取扱いできません。

5. 保証申込書類

一般保証に準じます。

6. 担保関係の添付書類

一般保証に準じます。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

申込金額欄には極度額を記入してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この「期日」の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。

その他は一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

借入金額欄には極度額を記入し、借入形式欄は「2 手形貸付 ロ 極度」を選択してください。

その他は一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「手形貸付根保証」と記入し、貸付金額欄は「2 極度」、貸付形式欄は「2 手形」、返済方法欄は「1 一括」を選択してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この「期日」の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。

その他は一般保証に準じます。

10. 信用保証書の表示

(1) 貸付金額欄

「貸付金額 円」と表示します。

(2) (貸付) 形式欄

「手形貸付」と表示します。

(3) 保証期間

実行の日から○年○月○日までと表示します。

☆ポイント

保証期間の終期（○年○月○日）は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書の「期日」となります。

(4) 保証条件欄

- ① 民法第465条の5による「極度額」と、民法第465条の5及び利息制限法による「元本確定期日」を表示します。
 - (i) 「極度額」の表示（連帯保証人を徴求する場合のみ表示）
【民法第465条の5に基づく極度額：金 〇〇,〇〇〇千円】とします。
 - (ii) 「元本確定期日」の表示
【元本確定期日：令和〇〇年〇〇月〇〇日】とします。
- ② 保証期間及び保証期間の終期に基づき、「実行可能日」を表示します。
「実行可能日」の表示
【令和〇〇年〇月〇日以降に実行のこと】とします。
- ③ 「保証期間内に生じかつ終了する貸付であること」と表示します。

☆ポイント

- ① 民法第465条の5に基づく極度額の表示は、貸越極度額に120%を乗じた金額となります。なお、部分保証の場合は、貸越極度額に保証割合を乗じ、さらに120%を乗じた金額となります。
- ② 元本確定期日の表示は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書に記載された「期日」の翌日となります。
- ③ 「実行可能日」の表示は、原則として、信用保証依頼書に記載された「貸付予定日」となります。

1 1. 貸付実行

(1) 貸付期間の始期

第一回目の手形貸付実行日となります。
なお、必ず信用保証書に記載した条件どおりとしてください。

(2) 貸付期間の終期

第一回目の手形貸付実行日を起算日とした保証期間満了日となります。

(3) 貸付実行報告

第一回目の手形貸付実行日を貸付実行日として、速やかに貸付実行報告してください。

(4) 個々の手形貸付

個々の手形貸付について、実行報告は不要です。

(5) 別札保証約定書

連帯保証人を徴求する場合で「別札」とする場合は、信用保証書記載の金額を記入した金融機関所定の「保証約定書」を徴求し、保証番号を記入の上保管してください。
この場合の「保証約定書」は、保証1件ごとの「限定保証約定書」とし、包括の保証約定書は認めません。なお、保証約定書の日付は貸付実行日としてください。

1 2. 償還報告

(1) 保証期間内（手形貸付取扱期間内）の償還報告

手形貸付の個々の弁済・内入について、償還報告は不要です。

(2) 確定後の償還報告

確定後の残債務について、完済に至るまで、返済の都度『償還報告書』により報告してください。

1 3. 保証条件変更

極度額の増額、法人成り、債務者の死亡による債務者変更等は、保証条件変更での取扱いできません。

既保証の手形貸付根保証を決済条件とする新規申込をしてください。

(1) 極度額の減額

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。

金融機関では「極度減額契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告してください。

③ 保証料率

当初保証承諾時の保証料率を適用します。

☆ポイント

① 当初の極度額と減額後の極度額との差額の『償還報告書』は不要です。

② 極度額の増額は、保証条件変更による取扱いができません。既保証の手形貸付根保証を決済条件とする新規申込をしてください。

(2) 手形貸付期間の延長

原則として、取扱いできません。

1 4. 手形貸付根保証の確定

手形貸付根保証の取引終了時には、返済方法を変更する条件変更を行い、手形貸付期間と手形貸付残元金を確定してください。ただし、保証期日に完済する場合は、通常の弁済報告を行ってください。なお、確定後は新たな手形貸付をすることはできません。

(1) 手形貸付根保証の確定事由

次の事由が発生した場合は、手形貸付根保証を確定してください。

なお、確定後の残債務については、完済に至るまで、返済の都度「償還報告書」により報告してください。

- ① 解約等により手形貸付取引を終了した場合
- ② 保証期間の満了により、手形貸付取引を終了した場合
- ③ 債務者に期限の利益喪失事由が発生して手形貸付取引を終了した場合

(2) 確定後の事務処理

確定後の手形貸付残元金について、次のいずれかの方法により処理してください。

- ① 確定後の手形貸付残元金を一括返済する。
残債務について、『償還報告書』を提出してください。
- ② 決済条件を付した新規保証により完済する。
決済日付の『償還報告書』を提出してください。
- ③ 事故報告書を提出する。
確定後の手形貸付残元金について、前記①～②の方法がとれず、当面、返済の見込みのない場合は、『事故報告書』を提出してください。

1 5. 完済

確定前の完済の場合は、通常の弁済報告を行ってください。確定後の完済の場合は、残債務について「償還報告書」を提出してください。

☆ポイント

手形貸付根保証は、オンライン伝送等による償還報告の対象外となっていますので、確定後の完済の場合は、必ず『償還報告書』を提出してください。

16. 金融機関における管理

保証付債権とプロパー債権を区別して、明確に記帳の上管理してください。

☆ポイント

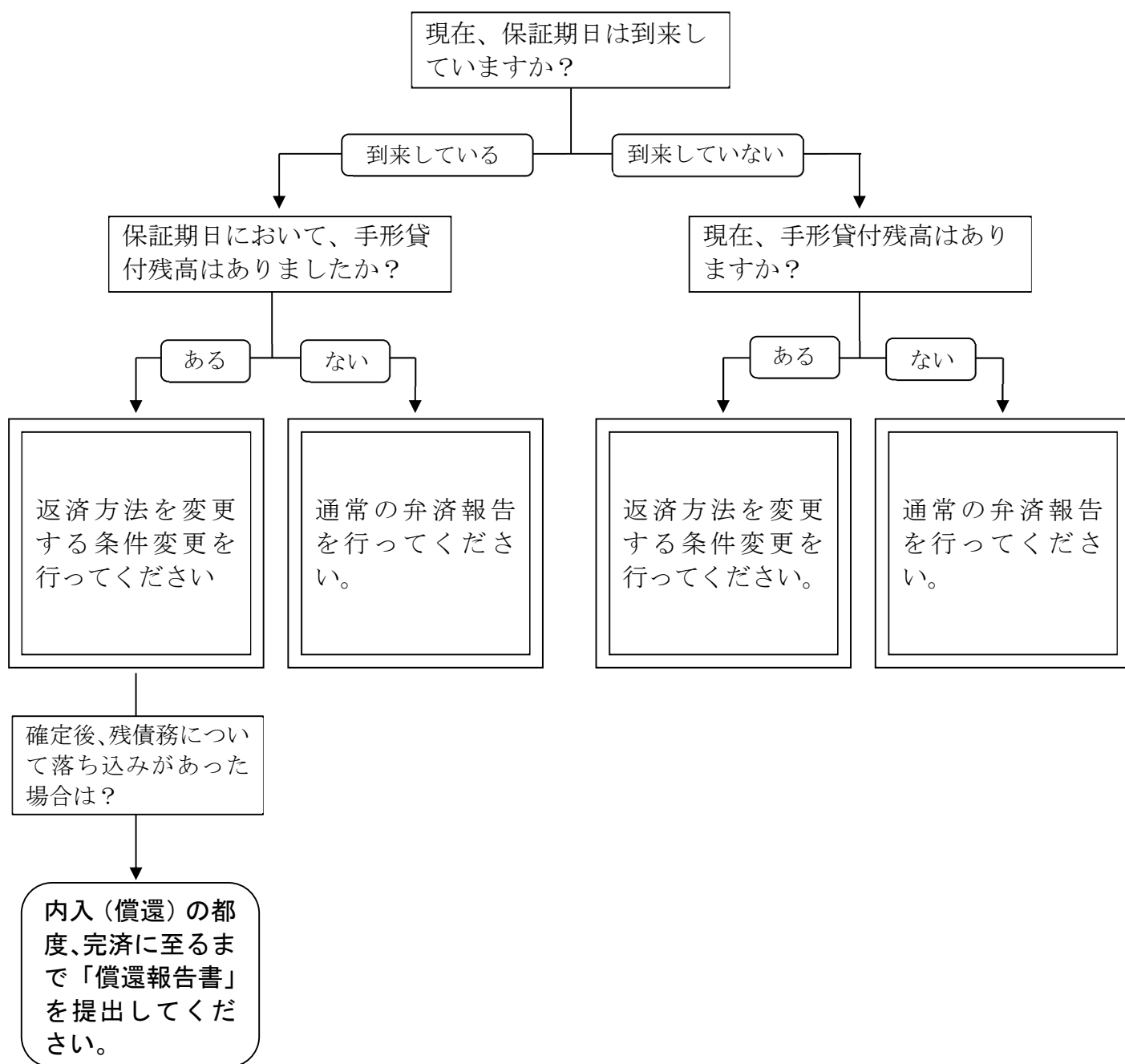
『事故報告書』には手形貸付の元帳等の写を添付してください。

【参考】償還報告書等の添付一覧（手形貸付根保証）

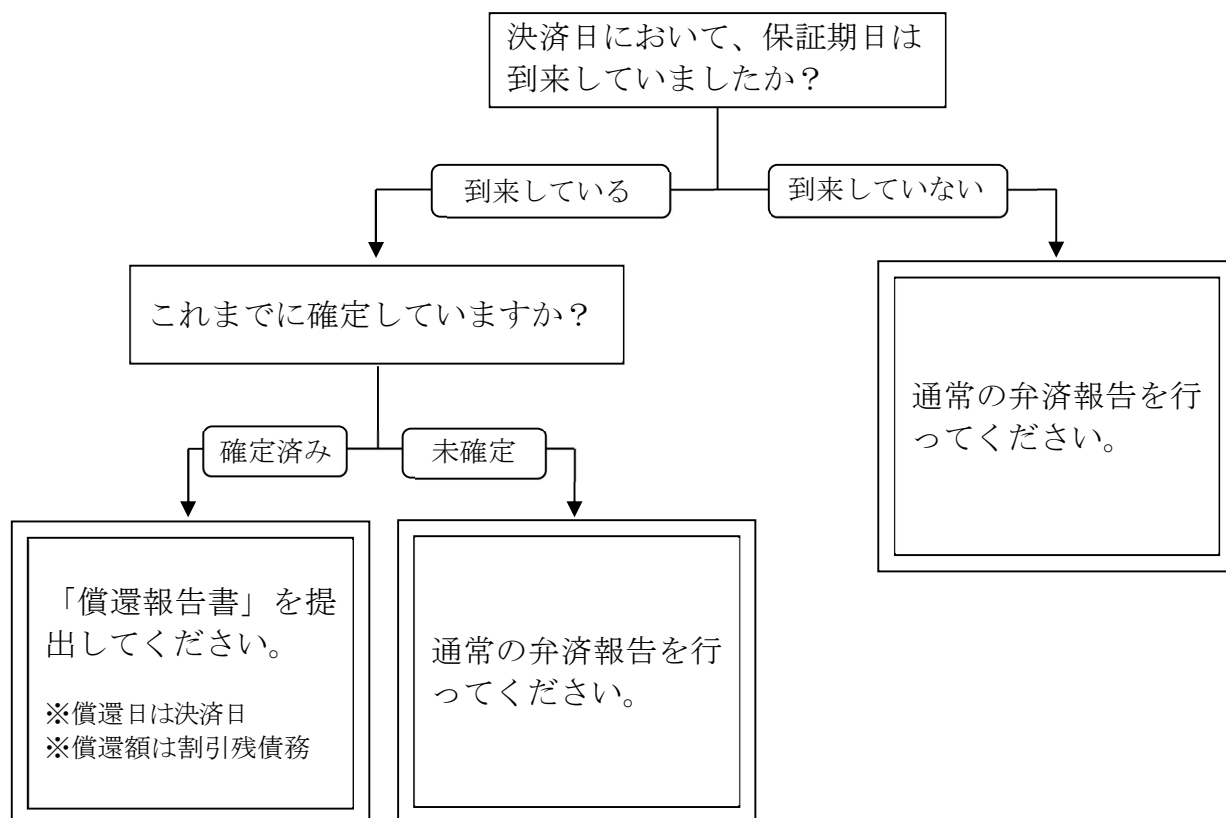
1. 保証期間を延長する場合（手形貸付根保証）

	可能な手続き方法	償還報告書等	注意事項
確定せずに期間延長する場合	決済条件付き 新規申込 (手形根保証)	2 ページ後のフロー図「3. 決済条件付き新規申込により完済した場合（手形貸付根保証）」を参照してください。	・ 保証期間内に手続きをしてください
確定して期間延長する場合	決済条件付き 新規申込 (証貸・手貸等) ※新規申込ができない場合は、条件変更申込		
極度減額して期間延長する場合	決済条件付き 新規申込 (手貸根保証)		
極度増額して期間延長する場合	決済条件付き 新規申込 (手貸根保証)		

2. 貸越取引を終了（確定）する場合（手形貸付根保証）



3. 決済（買戻し）条件付き新規申込により完済した場合（手形貸付根保証）



8. 割引根保証 (手形割引根保証、電子記録債権割引根保証)

1. 割引根保証とは

あらかじめ定めた保証限度額、保証期間の範囲内で、反復、継続して行われる手形割引、電子記録債権割引（でんさい*割引）に対する保証です。

※「でんさい」とは、(株)全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）で取り扱う電子記録債権を言います。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

一般保証に準じます。

4. 保証内容

(1) 保証限度額

個人、法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

☆ポイント

- ① 割引は保証期間内に生じることが必要です。
- ② 中小企業者と金融機関との間に継続取引に関する基本約定（銀行取引約定書等）を締結していることが必要です。
- ③ 信用保証書に定める割引極度額、期間は、基本約定等の極度額、期間を超えることはできません。
- ④ 割引根保証一口の最高限度額は2億円（組合4億円）です。
- ⑤ 割引をする商業手形、電子記録債権について、支払人ごとに割引限度額を定めたり、支払人を限定することがあります。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(4) 保証期間

1年以内

(5) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(6) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(7) 保証料率

責任共有保証料率：0.39%～1.62%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 有担保の場合は、0.1%割引が適用されます。
- ③ 割引手形等の支払期日が保証期間を超える場合においても、その手形等についての保証料は不要です。

(8) 他の保証との併用

当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、各種特例保証、代理貸付、制度融資等は取扱いできません。

5. 保証申込書類

「商業手形明細書」に加え、金融機関所定の「信用調べ」が必要です。
その他は一般保証に準じます。

6. 担保関係の添付書類

一般保証に準じます。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

申込金額欄には極度額を記入してください。
また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この「期日」の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。
その他は一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

借入金額欄には極度額を記入し、借入形式欄は「3 手形割引 ロ 極度」（電子記録債権割引根保証の場合（1つの根保証口で手形割引と電子記録債権割引が混在する場合を含む。）「5 電子記録債権割引 ロ 極度」）を選択してください。
その他は一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「手形割引根保証」（電子記録債権割引根保証の場合（1つの根保証口で手形割引と電子記録債権割引が混在する場合を含む。）は「電子記録債権割引根保証」又は「でんさい割引根保証」）と記入し、貸付金額欄は「2 極度」、貸付形式欄は「3 手形割引」（電子記録債権割引根保証の場合（1つの根保証口で手形割引と電子記録債権割引が混在する場合を含む。）は「7 電子記録債権割引」）、返済方法区分欄は「1 一括」を選択してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この「期日」の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。

その他は一般保証に準じます。

なお、割引根保証の更新の場合は、「この貸付で完済する保証がある場合」欄の「割引残高有無」欄に残高の有無を記入してください。

10. 信用保証書の表示

(1) 貸付金額欄

「貸付金額 円」と表示します。

(2) (貸付) 形式欄

「手形割引」又は「電子記録債権割引」と表示します。

(3) 保証期間

実行の日から○年○月○日までと表示します。

☆ポイント

保証期間の終期（○年○月○日）は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書の「期日」となります。

(4) 保証条件欄

① 保証条件欄には民法第465条の5による「極度額」と、民法第465条の5及び利息制限法による「元本確定期日」を表示します。

(i) 「極度額」の表示（連帯保証人を徴求する場合のみ表示）

【民法第465条の5に基づく極度額：金 ○○,○○○千円】とします。

(ii) 「元本確定期日」の表示

【元本確定期日：令和○○年○○月○○日】とします。

② 保証期間及び保証期間の終期に基づき、「実行可能日」を表示します。

「実行可能日」の表示

【令和○○年○月○日以降に実行のこと】とします。

③ 「保証期間内に生じる割引であること」と表示します。

☆ポイント

① 民法第465条の5に基づく極度額の表示は、貸越極度額に120%を乗じた金額となります。なお、部分保証の場合は、貸越極度額に保証割合を乗じ、さらに120%を乗じた金額となります。

② 元本確定期日の表示は、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書に記載された「期日」の翌日となります。

③ 「実行可能日」の表示は、原則として、信用保証依頼書に記載された「貸付予定日」となります。

11. 貸付実行

(1) 貸付期間の始期

第一回目の割引日となります。

なお、割引日は必ず信用保証書に記載した条件どおりとしてください。

(2) 貸付期間の終期

第一回目の割引日を起算日とした保証期間満了日となります。

☆ポイント

割引根保証の終期は、原則応当日の前日となります。

(3) 貸付実行報告

第一回目の割引日を貸付実行日として、速やかに貸付実行報告してください。

(4) 個々の割引

個々の割引について、実行報告は不要です。

(5) 別札保証約定書

連帯保証人を徴求する場合で、「別札」とする場合は、信用保証書記載の金額を記入した金融機関所定の「保証約定書」を徴求し、保証番号を記入の上保管してください。

この場合の「保証約定書」は、保証1件ごとの「限定保証約定書」とし、包括の保証約定書は認めません。なお、保証約定書の日付は貸付実行日としてください。

☆ポイント

電子記録債権割引根保証の場合は、別札による方法以外に、でんさいに保証記録する方法もあります。

1 2. 償還報告

(1) 保証期間内（割引取扱期間内）の償還報告

個々の割引の落ち込みについて、償還報告は不要です。

(2) 確定後の償還報告

確定後の残債務について、完済に至るまで、割引の落ち込みの都度『償還報告書』により報告してください。

1 3. 保証条件変更

極度額の増額、法人成り、債務者の死亡による債務者変更等は、保証条件変更での取扱いはできません。既保証の割引根保証を決済（買戻し）条件とする新規申込をしてください。

(1) 極度額の減額

① 提出書類

保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。

金融機関では「極度減額契約書」を徴求して、当協会へ変更実行報告してください。

③ 保証料率

当初保証承諾時の保証料率を適用します。

☆ポイント

① 当初の極度額と減額後の極度額との差額の『償還報告書』は不要です。

② 極度額の増額は保証条件変更による取扱いができません。既保証の割引根保証を決済（買戻し）条件とする新規申込、又は割引根保証の更新をしてください。

(2) 割引期間の延長

原則として、取扱いできません。

14. 割引根保証の更新

(1) 更新とは

割引根保証の場合に限り、新たな保証申込をすることによって、既に割引している手形等を含めて、保証期限後も引き続き割引を行うことができます。これを割引根保証の更新といいます。

☆ポイント

- ①保証極度額を増額する更新はできますが、減額による更新はできません。
- ②前回根保証で割引した手形等については、一旦買戻しをさせ、新保証に基づき買戻した手形等を再割引します。なお、『念書（手形・電子記録債権割引根保証更新用）』を徴求することにより、手形等に係る手続及び記帳を省略することができます。
- ③更新時に前回保証による割引残高のない場合は、割り返す手形等が存在しないため、更新できません。前回保証を完済の上、改めて根保証を実行することになります。

(2) 保証申込

信用保証依頼書の、「この貸付で完済する保証がある場合」欄の「割引残高有無」欄に残高の有無を記入してください。

その他は通常の割引根保証の取扱いに準じます。

☆ポイント

- ① 更新手続は必ず保証期日までに申込みしてください。
- ② 新たな割引根保証の保証承諾日は、保証書発行日となります。
- ③ 貸付実行日は、前回割引根保証の保証期日となります（信用保証書の保証条件欄に、「貸付実行日は前回保証終期とすること」と表示します。）。
- ④ 更新の手続完了後、貸付実行報告し、保証料を送金してください。
なお、旧割引根保証について、通常の弁済報告を行ってください。

(3) 割引根保証更新の念書

- ① 債務者から『念書（手形・電子記録債権割引根保証更新用）』を徴求することにより、更新前の割引根保証に基づき割引した手形等について、買戻し、割返しに関する手形等上の手続及び記帳を省略することができます。
- ② 念書の差入日は新たな割引根保証の貸付実行日としてください。
なお、念書は代位弁済時に必要となりますので、金融機関で保管してください。

15. 割引根保証の確定

割引根保証の取引終了時には、割引期間と割引手形等の残元金を確定してください。なお、確定後は新たな割引をすることはできません。

(1) 割引根保証の確定事由

次の事由が発生した場合は、割引根保証を確定してください。

- ① 解約等により割引取引を終了した場合
- ② 保証期間の満了により、割引取引を終了した場合
- ③ 債務者に期限の利益喪失事由が発生して割引取引を終了した場合

(2) 確定の方法

① 保証期間中に割引取引が終了する場合

『根保証期間確定報告書』の提出は不要です。完済の場合は、通常の弁済報告を行ってください。確定後の残債務がある場合は、返済方法を変更する条件変更を行ってください。

② 保証期間が満了し、割引取引が終了する場合

『根保証期間確定報告書』を提出してください。確定日欄に「保証期日」、確定金額欄に「保証期日時の割引残高」を記入してください。

なお、確定後の残債務については、完済に至るまで、割引の落ち込みの都度『償還報告書』により報告してください。

③ 決済（買戻し）条件を付した新規保証により完済する場合

（i）保証期日到来前

『根保証期間確定報告書』の提出は不要です。通常の弁済報告を行ってください。

（ii）保証期日到来後

『根保証期間確定報告書』を提出してください。確定日欄に「保証期日」、確定金額欄に「保証期日時の割引残高」を記入してください。

その上で、決済日付の『償還報告書』を提出してください。

☆ポイント

未確定状態で代位弁済手続きとなった場合、確定日は「金融機関が根保証取引を終了した日（期限の利益喪失日等）」、確定金額は「確定日時点の割引残高」としてください。

（3）確定後の事務処理

確定後の割引手形等について、支払期日に決済できない場合は、次のいずれかの方法により処理してください。

① 割引手形等を買戻しする。

買戻しした割引手形等について、『償還報告書』を提出してください。

② 決済（買戻し）条件を付した新規保証により完済する。

決済日付の『償還報告書』を提出してください。

③ 事故報告書を提出する。

支払期日に決済できない割引手形等について、前記①～②の方法がとれず、当面、返済の見込みのない場合は『事故報告書』を提出してください。

16. 完済

確定前の完済の場合は、通常の弁済報告を行ってください。確定後の完済の場合は、『償還報告書』を提出してください。

☆ポイント

割引根保証は、オンライン伝送等による償還報告の対象外となっていますので、確定後の完済の場合は、必ず『償還報告書』を提出してください。

17. 金融機関における管理

（1）保証付債権とプロパー債権を区別して、明確に記帳の上管理してください。

（2）割引手形の不渡りが発生した場合や割引電子記録債権が支払不能となった場合は、直ちに『事故報告書』により通知し、以後の取扱いについて当協会と協議してください。

☆ポイント

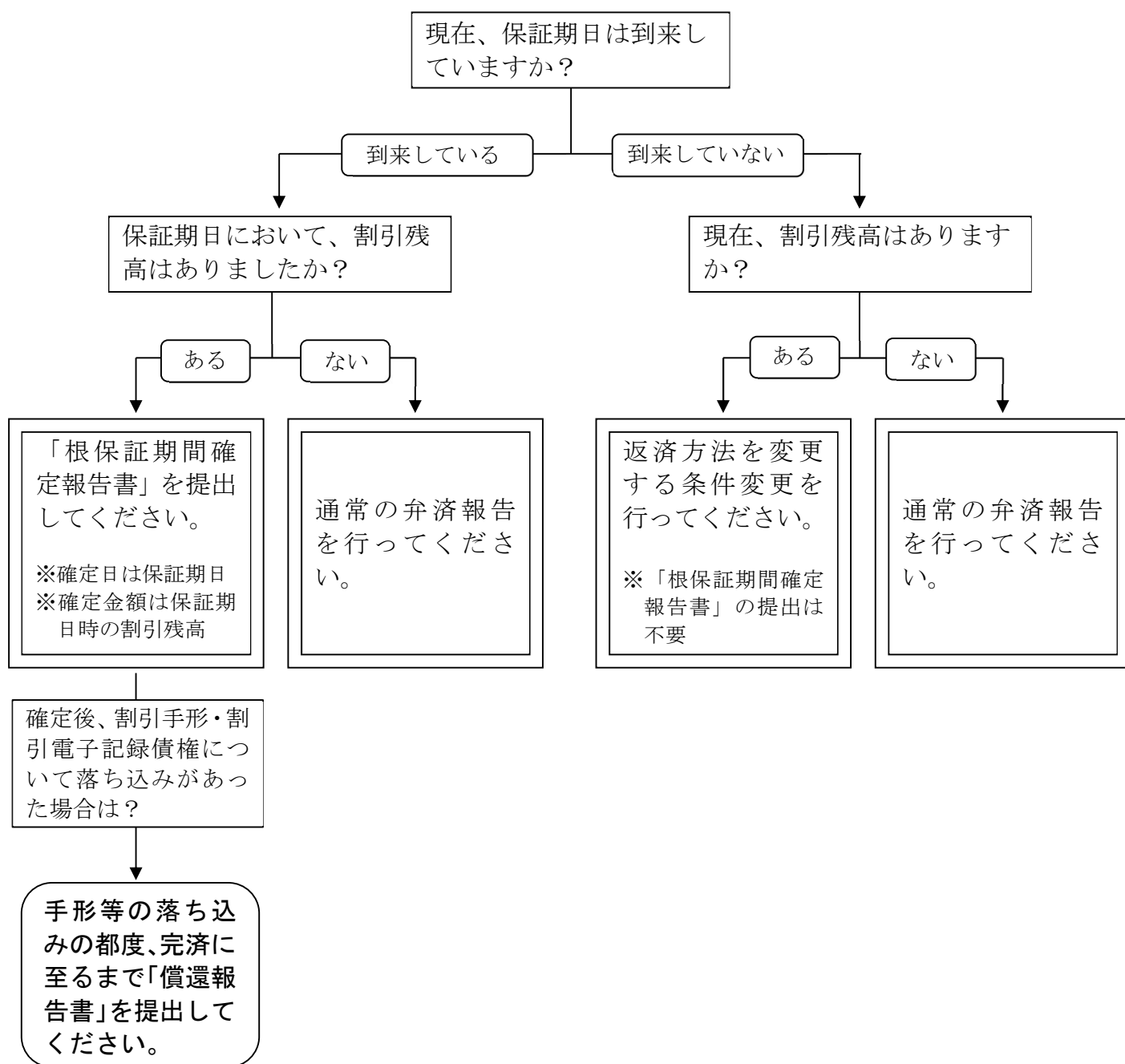
『事故報告書』には手形割引の元帳等の写を添付してください。

【参考】根保証期間確定報告書・償還報告書の添付一覧（割引根保証）

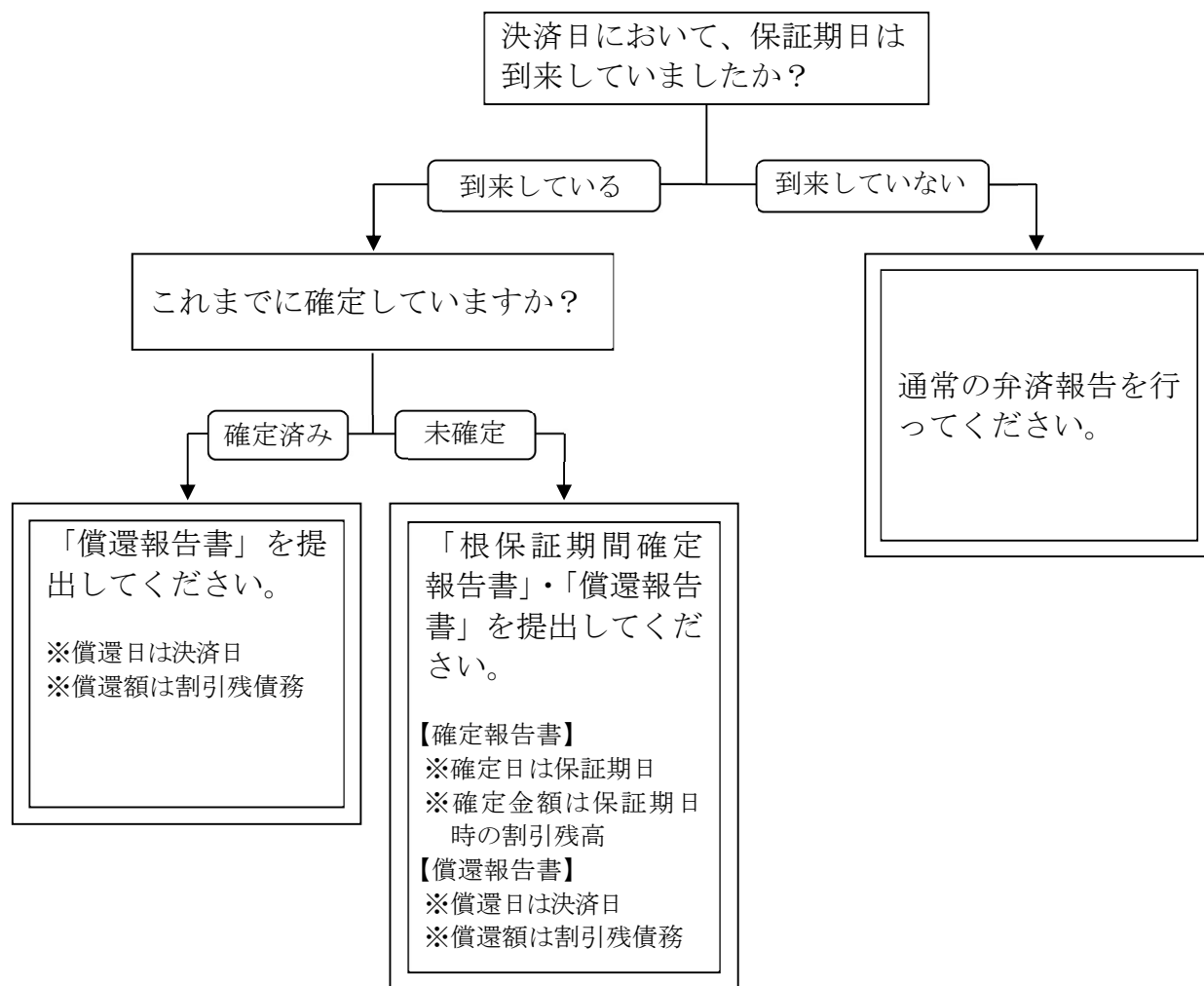
1. 保証期間を延長する場合（割引根保証）

	可能な手続方法	確定報告書	償還報告書	注意事項
確定せずに期間延長する場合	割引根保証の更新申込	不要	不要	・保証期間内に手続きをしてください。 ・更新手続時に『念書（手形・電子記録債権割引根保証更新用）』を徴求してください。
確定して期間延長する場合	決済（買戻し）条件付き新規申込（証貸・手貸等） ※新規申込ができない場合は、条件変更申込	2 ページ後のフロー図「3. 決済（買戻し）条件付き新規申込により完済した場合（割引根保証）」を参照してください。		・保証期間内に手続きをしてください。
極度減額して期間延長する場合	決済（買戻し）条件付き新規申込（割引根保証）			
極度増額して期間延長する場合	割引根保証の更新申込	不要	不要	・保証期間内に手続きをしてください。 ・更新手続時に『念書（手形・電子記録債権割引根保証更新用）』を徴求してください。
	決済（買戻し）条件付き新規申込（割引根保証）	2 ページ後のフロー図「3. 決済（買戻し）条件付き新規申込により完済した場合（割引根保証）」を参照してください。		・保証期間内に手続きをしてください。

2. 貸越取引を終了（確定）する場合（割引根保証）



3. 決済（買戻し）条件付き新規申込により完済した場合（割引根保証）



9. 特定社債保証（略称「私募債」）

1. 特定社債保証とは

一定の保証要件を満たした中小企業者が行う特定社債（私募債）発行に対して、その償還債務について金融機関と共同して保証責任を負う保証です。

2. 取扱金融機関

特定社債保証は、当協会と「共同保証に関する覚書」を締結した金融機関

3. 利用できる中小企業者

一般保証に準じますが、加えて次の要件が必要となります。

- (1) 保証対象者は株式会社（特例有限会社含む）、合名会社、合資会社、合同会社に限りま
す。
- (2) 申込直前期の決算において基準（a）～（c）のいずれかに該当している方
ただし、2及び3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必
要があります。

項 目		基準（a）	基準（b）	基準（c）
1	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
3	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

- (注) 1. 自己資本比率(%) = 純資産額 ÷ (純資産額 + 負債の額) × 100
 2. 純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金
 3. 使用総資本事業利益率(%) = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 資産の額 × 100
 4. インタレスト・カバレッジ・レーシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

☆ポイント

- ① 各適債基準は保証申込直近の決算内容により判定します。
 なお、各適債基準は申込資格要件であり、保証の諾否は当協会の審査により決定しま
す。各適債基準を満たしているからといって、保証承諾するものではありません。
- ② 純資産額について明らかに劣化していると判断される場合、あらかじめ金融機関におい
て評価の洗い替えをお願いする場合があります。

4. 社債要件

- (1) 振替債とします。
- (2) 満期一括償還又は定時償還とします。
- (3) 1回の最低発行額を3,000万円、最高発行限度額を5億6,000万円とします。
- (4) 各社債の発行額は1,000万円の1種としますが、社債総額5億円以上の場合は、

2,000万円の1種とします。

5. 保証形式

特定社債の償還債務について、当協会と金融機関は共同して保証責任を負います。

保証割合は当協会が社債総額の80%、金融機関が100%です。

ただし、保証債務の履行は当協会が先行又は同時に行いますので、実質保証割合は当協会が80%、金融機関が20%となります。

6. 保証内容

(1) 保証限度額

2,400万円以上4億5,000万円以内（社債総額の80%を保証金額とします。）

ただし、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。

☆ポイント

実質保証割合は当協会が80%、金融機関が20%と定められているため、最低発行額3,000万円、最高発行限度額5億6,000万円に基づき、当協会の保証限度額は最低2,400万円、最高4億5,000万円となります。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 支払金利

社債発行体の所定利率とします。

(4) 保証期間

2年から7年までの1年単位

☆ポイント

保証期間は、特定社債発行日から最終償還日までの期間とします。

(5) 返済方法

満期一括償還又は定時償還

満期一括償還とする場合は、利息支払いは年2回とします。

定時償還とする場合は、発行後（据置期間を設定する場合は、据置期間経過後）6か月ごとに利息とともに償還し、償還金額は、各社債の金額ごとに10万円の整数倍になるようにします。

☆ポイント

利息支払は年2回とします。なお、所定の利息支払がなされた場合の当協会への報告は不要です。

(6) 連帯保証人

不要（無保証人保証）

(7) 担保

保証金額2億円超（社債発行額2億5,000万円超）の場合は、有担保保証となります。

原則として、保証金額2億円以内（社債発行額2億5,000万円以内）の場合は、無担保保証で取り扱うことができます。

なお、有担保保証の場合は、十分な担保評価がある不動産（原則として、申込会社名義）を担保徴求します。担保設定は協会設定に限り、担保設定額は保証金額（社債発行額の80%）の100%とします。

（8）保証料率

社債総額に対し、責任共有保証料率0.45%～1.90%

※「保証委託並びに共同保証契約書」に表示する保証料率0.5625%～2.375%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 有担保の場合は、0.1%割引が適用されます。
- ③ 保証料は一括支払に限ります。
なお、原則として、最終償還期限前に全部買入消却した場合は、保証料の一部を返戻しますが、一部買入消却した場合は、保証料は返戻しません。
- ④ 私募債発行に係るコストには、保証料の他に引受金融機関手数料等が別途必要となります。

（9）保証申込方法

金融機関経由申込に限ります。

（10）担当部署

経営支援部 支援推進課が担当します。

7. 事前相談

中小企業者から特定社債発行の申込みを受け、金融機関における審査の結果、特定社債保証の取扱いを適当と認めた場合は、『特定社債事前相談書』を作成し、下記の添付書類とともに当協会へ郵送又は持参してください。これをもとに、当協会と金融機関との間で企業の沿革、概要、財務内容、資金使途、成長性、業界動向等あらゆる要素を協議します。

その後、当協会から保証申込をするよう連絡を受けてから、保証申込してください。

《特定社債事前相談書の添付書類》

- ① 確定申告書の写（3期分）
 - ② 貸借対照表上の流動資産、固定資産の評価額（時価）が確認できるもの
 - ③ 試算表（決算後6か月経過している場合は必須）
 - ④ 全部事項証明書（不動産登記簿謄本）（写し可） ※有担保保証の場合
 - ⑤ 固定資産評価証明書 ※有担保保証の場合
 - ⑥ 住宅地図（写）、14条地図（写）、公図（写）、地積測量図（写）、建物図面・各階平面図（写）※有担保保証の場合
- ※その他、事前相談において必要な書類を提出していただく場合があります。

☆ポイント

- ① 事前相談の回答事項は、社債発行予定月に社債が発行できない場合、無効となります。
- ② 有担保保証の場合は、十分な担保評価がある不動産（原則として、申込会社名義）を担保徴求します。なお、担保設定は協会設定に限ります。
- ③ 事前相談から社債発行まで少なくとも3か月程度の期間を要しますので、早めにご相談、お申込みください。

8. 保証申込書類

事前相談を経て、当協会から保証申込をするよう連絡を受けてから、遅くとも社債発行予定日の45日前までに次の書類を添付して保証申込してください。

なお、その他、審査の過程で追加資料を提出していただく場合があります。

- ① 保証委託申込書（特定社債保証用）
- ② 特定社債保証資格要件申告書
- ③ 試算表（決算後6か月経過している場合）
- ④ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写し可）※
- ⑤ 印鑑証明書（写し可）※
- ⑥ 許認可証等の写（許認可等の確認を必要とする業種の場合）
- ⑦ 納税証明書（法人税）
- ⑧ 個人情報の取扱いに関する同意書（包括同意書未提出の場合）

※令和3年4月1日以降初めての保証申込の場合又は前回申込時から内容に変更がある場合に最近3か月以内のものが必要となります。

☆ポイント

- ① 保証委託申込書は特定社債保証専用の様式が定められています。
- ② 保証申込から社債発行まで少なくとも2か月程度の期間を要しますので、早めに保証申込してください。

9. 担保関係の添付書類

一般保証に準じます。

10. 保証内定通知

保証申込について、当協会が内諾した場合は、社債発行予定日の25日前までに金融機関宛に『内定通知書』及び『保証委託並びに共同保証契約書』（3部）を送付します。

この内定通知書の記載内容は次のとおりです。

- ① 発行形式
- ② 発行予定金額
- ③ 保証金額
- ④ 保証期間
- ⑤ 保証料
- ⑥ 償還方法
- ⑦ 担保条件
- ⑧ 内定条件

☆ポイント

社債発行予定月に社債が発行できない場合は、内定通知は無効となります。

11. 社債関係契約書等の作成、調印

社債発行予定日の10日前までに『保証委託並びに共同保証契約書』（社債発行会社と金融機関の調印分3部）、『社債発行に関する決議』（社債発行会社の原本証明付）及び『社債要項・諸契約の写』を当協会に送付してください。また、有担保保証の場合は、この時点までに根抵当権設定登記を完了させてください。

1 2. 信用保証書の発行

社債発行予定日の5日前までに、『信用保証書』と『保証委託並びに共同保証契約書』（当協会調印分2部）を金融機関宛に交付します。

1 3. 社債の発行、払込

社債の総額について払込が完了した場合は、『特定社債払込完了報告書』を当協会に送付してください。

なお、私募取扱者設置方式による社債発行の場合は、『社債申込書の写』を添付してください。

また、資金使途が設備資金の場合は、設備設置完了後、確認資料（領収書の写等）を当協会に送付してください。

1 4. 保証料の払込

払込期日後2日以内に所定の保証料を社債発行会社から徴収し、当協会に送金してください。

1 5. 期中管理

- (1) 保証期間中は、社債発行会社の決算期の都度、確定申告書（決算書）を事業年度終了の日から4か月以内に当協会へ提出してください（未提出先については、年2回、当協会から金融機関に通知します。）。
- (2) 社債発行会社に名称、住所、代表者等の変更がある場合は、『名称・住所等変更報告』を提出してください。
- (3) 社債発行会社が社債の一部又は全部を買入消却した場合は、『買入消却通知書』に社債権者からの領収書等証拠書類の写しを添えて提出してください。
- (4) 社債の譲渡が具体化した場合は、事前に当協会に連絡してください。
- (5) 本特定社債を保証付きの借換社債で切替えることは想定していません。最終償還期限には必ず償還することとなりますので、ご注意ください。

1 6. 取扱停止

特定社債保証制度において、特定社債保証制度要綱及び事務手続要領に著しく反した取扱いが行われた場合は、当該金融機関について本制度の取扱いを停止します。

10. SDGs 社債保証

1. SDGs 社債保証とは

SDGs 達成に向けて取り組むことで自社の経営力や生産性の向上を目指す中小企業・小規模事業者に対して、信用保証協会が一定の要件のもと、当該事業者の発行する社債（私募債）について保証を行うことで、その取組を後押しし、企業価値の向上とSDGs 達成に資することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と「約定書」及び「共同保証に関する覚書」を締結した金融機関

3. 利用できる中小企業者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs 認証事業」において、「アドバンスステージ」または、「ゴールドステージ」の認証を受けた方
- (2) 申込直前期の決算において基準（a）～（c）のいずれかに該当している方
ただし、2 及び 3 については、それぞれの項目に対し、いずれか 1 項目を充足する必要があります。

項 目		基準（a）	基準（b）	基準（c）
1	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
3	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

- (注) 1. 自己資本比率(%) = 純資産額 ÷ (純資産額 + 負債の額) × 100
2. 純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金
3. 使用総資本事業利益率(%) = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 資産の額 × 100
4. インタレスト・カバレッジ・レシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

☆ポイント

- ① 各適債基準は保証申込直近の決算内容により判定します。
なお、各適債基準は申込資格要件であり、保証の諾否は当協会の審査により決定します。各適債基準を満たしているからといって、保証承諾するものではありません。
- ② 純資産額について明らかに劣化していると判断される場合、あらかじめ金融機関において評価の洗い替えをお願いする場合があります。

4. 発行形式

振替債とします。

5. 保証形式

特定社債の償還債務について、当協会と金融機関は共同して保証責任を負います。

ただし、証券化を活用するものについてはこの限りではありません。

保証割合は当協会が社債総額の80%、金融機関が100%です。

保証債務の履行は当協会が先行又は同時に行いますので、実質保証割合は当協会が80%、金融機関が20%となります。

6. 保証内容

(1) 保証限度額

4億5,000万円とします。

通常の中小企業特定社債保証制度との合算となります。

ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。

(2) 資金使途

事業資金に限ります。

(3) 支払金利

社債発行体の所定利率とします。

(4) 保証期間

2年から7年までの1年単位とします。

(5) 返済方法

満期一括償還又は定時償還

(6) 連帯保証人

不要（無保証人保証）

(7) 担 保

保証金額2億円超（社債発行額2億5,000万円超）の場合は、原則として有担保保証となります。

なお、有担保保証の場合は、十分な担保評価がある不動産（原則として申込会社名義）を担保徴求します。担保設定は協会設定に限り、担保設定額は保証金額（社債発行額の80%）と同額とします。

(8) 保証料率

社債総額に対し、責任共有保証料率0.31%～1.47%

※「保証委託並びに共同保証契約書」に表示する保証料率0.3875%～1.8375%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 有担保割引は適用できません。
- ③ 通常のリスク考慮型保証料率から平均25%割引となります。

(9) 保証申込方法

事前相談制とし、申込方法は金融機関経由申込に限ります。

(10) 担当部署

経営支援部 再生発展支援課が担当します。

7. 保証申込書類

通常の特定社債保証申込書類に加え、ひょうご産業SDGs認証事業に係る「認証書」(写)を必要とします。

☆ポイント

- ① 認証書の写しは事前相談時点での確認を必要とします。
- ② 認証書の有効期間内に保証申込受付を行う必要があります。

8. その他

記載のない項目等は、特定社債保証（P 7 3 ～ P 7 7）を参照してください。

1 1. S D G s 支援保証「ステップ」

1. S D G s 支援保証「ステップ」とは

S D G s 達成に向けて取り組む中小企業・小規模事業者に対して、積極的に信用保証を提供することにより、その取組を後押しし、S D G s 達成に資することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

次の何れかに該当する方が対象となります。

- (1) 兵庫県が実施する「ひょうご産業S D G s 推進宣言事業」において、S D G s 推進宣言が登録されている方。
- (2) 兵庫県内の市町が実施するS D G s 宣言登録制度に登録されている方。

4. 保証内容

(1) 保証限度額

個人、法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 貸付形式

証書貸付、手形貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

15年以内（うち据置期間は2年以内）

(6) 返済方法

元金均等分割返済又は一括返済（一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。）

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証料率

責任共有保証料率 0.31%～1.70%

☆ポイント

- ① 保証料率は、一般保証よりも平均で20%割引しています。
- ② 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ③ 有担保割引制度の適用はできません。

(10) 他の保証との併用

他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証、制度融資等は取扱いできません。

☆ポイント

本保証は、他の保証制度の借換えを可能とします。

5. 申込方法

一般保証に準じます。

6. 保証申込書類

通常 of 保証申込書類に加え、次の書類を必要とします。

- (1) 兵庫県又は兵庫県内の市町に提出したSDGs宣言書（取組計画書）の写し
- (2) 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」又は兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度の登録証の写し（登録通知書の写しでも可）

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「ステップ」と記入してください。
その他は一般保証に準じます。

1 2. 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)

1. 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）とは

事業再生の計画に基づき、経営改善に取り組む中小企業者の資金調達を支援する保証です。

なお、資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に取り組む事業者は「経営改善・再生支援強化型」が利用できます（令和8年3月31日保証申込受付分まで）。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

事業再生計画※に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方が対象となります。

※本保証の対象となる事業再生計画には、中小企業活性化協議会のほか、主に以下の機関等による計画が指定されています。

- (1) 中小企業基盤整備機構の中小企業活性化全国本部
- (2) 事業再生ADR
- (3) 整理回収機構
- (4) 地域経済活性化支援機構
- (5) 経営サポート会議（金融機関の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組みであり、兵庫県の事務局は当協会が務めています）

4. 保証を利用できない中小企業者

一般保証に準じます。

ただし、従業員300人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人等）及びNPO法人は対象外です。

5. 保証内容

(1) 保証限度額

個人、法人2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

一般の保証とは別枠となります。

(2) 資金使途

事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

(3) 貸付形式

証書貸付又は手形貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

一括返済の場合：1年以内

分割返済の場合：15年以内（据置期間は1年以内）

☆ポイント

「経営改善・再生支援強化型」を利用する場合は、据置期間は3年以内となります。

(6) 返済方法

一括返済又は分割返済

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

☆ポイント

「経営改善・再生支援強化型」で経営者保証免除対応を適用する場合、連帯保証人は不要です。

次の①、②をいずれも満たす場合に、経営者保証を免除します。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区別されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証割合

責任共有制度の対象となります。

ただし、責任共有制度の対象外となる協会の保証付既往借入金を本保証制度で借換えする場合（既往借入金の範囲内の額で借換えする場合に限り）は、責任共有制度の対象外となります。この場合の「既往借入金の範囲」は、「協会の保証申込受付日の保証債務残高」を基準とし、融資実行に必要な諸経費の上乗せは認められません。

また、特別小口保険及び求償権消滅保証に係る保証の場合についても責任共有制度の対象外となります。

(10) 保証料率

責任共有保証料率 0.7%

責任共有外保証料率 0.8%

☆ポイント

会計参与設置会社のみ保証料率の割引の対象となります。

「経営改善・再生支援強化型」を利用する場合の保証料率は以下のとおりです。

責任共有保証料率 0.8%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.0%）

責任共有外保証料率 1.0%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.2%）

※ただし、国による保証料補助により、当初保証料の負担は一律0.3%相当額となります。

※条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外となります。

(11) 他の保証との併用

「エール」、「飛躍」、「ひやくライト」、「リードα」、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証等は取扱いできません。

6. 保証申込

金融機関経由の申込みとします。ただし、経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画による申込みの場合は、あっせん申込も可能です。

7. 保証申込書類

「事業再生計画書」の添付が必要です。

事業再生計画書は、制度固有の様式は設けられていませんが、次の内容を満たしていることが必要です。

- ① 債権者間の合意
- ② 申込人の経営に係る現況、課題と課題を踏まえた改善策
- ③ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
- ④ 申込日の3か月以内に策定

※申込日の3か月以前に策定された計画であっても、その後申込日の3か月以内に修正したもの、又は、計画が現況と乖離していないことを確認した結果、改めて当該計画にて継続して実施することとした計画でも対応は可能です（この場合は、別途計画の実施状況のわかる資料が必要となります）。また、計画と現況が乖離しているものにあっては、修正の上、利用することも可能です。

その他は一般保証に準じます。

8. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

10. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「事業再生計画実施関連保証」又は「改善サポート」と記入してください。

その他は一般保証に準じます。

11. 融資実行後の金融機関の責務及び報告

(1) 計画の実行状況の確認

金融機関は中小企業者から四半期に一回、計画の実行状況の報告を受ける必要があります。

(2) 特定機関との連携による経営支援

事業再生の計画が本保証制度要綱に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う必要があります。

（３）事業再生計画実行状況等報告書の提出

金融機関は、原則として、３年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告することが必要です。

なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面の提出が必要となります。

（４）計画の修正に係る指導や追加的経営支援

金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が保証制度要綱２．に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導、助言や追加的な経営支援を行う必要があります。

１２．その他

本保証制度要綱に沿って創設又は改正された制度融資を取扱いする場合は、保証限度額、対象金融機関、返済方法、保証期間及び貸付金利等について、制度融資の制度要綱等で定めるところによります。

13. 災害時発動型予約保証「そなえ」

1. 災害時発動型予約保証「そなえ」とは

災害に対する事前の備えとして、保証の予約を行い、災害が発生した場合、予約に基づく信用保証の提供を迅速に行うことにより、事業の継続に資することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と所定の覚書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

協会の保証対象要件に該当し、事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定している中小企業・小規模事業者が対象となります。

なお、BCPとは、企業が自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことであり、次のBCPを対象とします。

- ・中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとします（入門コースは対象外）。
- ・兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP（以下「中央会推薦BCP」という。）。
- ・「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」（内閣官房）に基づく「国土強靱化貢献団体の認証（レジリエンス認証）」を取得したBCP（以下「レジリエンス認証BCP」という。）。

4. 予約内容

（1）予約限度額

個人、法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

なお、本申込時には、利用できる保証の空き枠の範囲内となります。

☆ポイント

予約申込金額は、事業継続計画に基づく金額となります。

基本コース（中央会推薦BCP又はレジリエンス認証BCPを含む。）の場合は、財務診断シートの建物全壊時の「復旧費用」－「手元資金」の金額が上限です。

中級コース（レジリエンス認証BCPを含む。）の場合は財務診断シートの「借入必要金額の算定」における「新規借入必要金額」の金額が上限です。

上級コースの場合は、上級コース専用の財務診断シートがないため、中級コースの財務診断シートにより算出した「借入必要金額の算定」における「新規借入必要金額」が上限です。

（2）資金使途

災害発生後における事業継続等のために必要な運転資金及び設備資金に限ります。

（3）予約期間

予約決定日から1年間（予約決定日及び予約期限は、予約決定通知書に記載）とし、予約期間内に発生した災害が対象となります。

なお、予約を更新する場合は、再予約申込が必要です。

（４）連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

（５）担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

☆ポイント

担保が必要な場合は、担保の内容を「そなえ」予約依頼書の担保明細欄に記載してください。

なお、担保が新規設定の場合は、本申込時の担保徴求を条件とし、予約時における設定登記は不要です。

ただし、本申込時に予約時の担保の状況から変更が生じている場合、原則として、予約は無効となります。

（６）保証料

予約期間内の保証料は不要です。

本申込時には、利用する保証に応じた保証料が必要となります。

（７）保証割合

本申込時に利用する保証に応じた割合となります。

5. 予約申込

予約申込の方法は、金融機関経由申込又はあっせん申込とします。ただし、あっせん申込は、中央会推薦BCPによる予約申込に限ります。

本申込の方法は、金融機関経由の申込みとします。

6. 予約申込書類

次の書類が必要となります。

- ① 「そなえ」予約申込書^{※1}
- ② 「そなえ」予約依頼書（金融機関経由の場合）
- ③ 事業継続計画書（写し）^{※2}
- ④ 財務診断シート^{※3}
- ⑤ 自己診断チェックリスト^{※3}
- ⑥ 推薦書（中央会推薦BCPの場合）^{※4}
- ⑦ レジリエンス認証・登録証（写し）（レジリエンス認証BCPの場合）
- ⑧ 担保関係資料（担保が必要な場合）^{※5}
- ⑨ 確定申告書（決算書）直近2期分（写し）^{※6}
- ⑩ 許認可証等（写し）^{※7}

※1 当協会新規先の場合は、「そなえ」申込人（企業）概要、履歴事項全部証明書（法人の場合）（写し可）の添付が必要です。

※2 対象となる事業継続計画は、①中小企業庁策定の「中小企業BCP策定運用指針（基本、中級、上級コース）」に準じたもの、②中央会推薦BCP、③「国土強靱化貢献

団体の認証（レジリエンス認証）を取得したBCP」（以下「レジリエンス認証BCP」という。）とします。なお、事情により事業継続計画書の提出ができない場合は、提出不要ですが、金融機関において、事業継続計画書の内容を必ず確認してください。

- ※3 財務診断シート及び自己診断チェックリストは、事業継続計画に一式として綴られている場合があります。なお、申込人が策定している事業継続計画書のコースに応じたものとしますが、上級コースの場合は、上級コース専用の財務診断シート及び自己診断チェックリストがないため、中級コースのものを提出してください。中央会推薦BCPの場合は、専用の財務診断シート及び自己診断チェックリストがないため、基本コースのものを提出してください。レジリエンス認証BCPの場合は、専用の財務診断シートがないため、基本コース又は中級コースのものを提出し、自己診断チェックリストは不要とします。
- ※4 中央会が推薦書を発行する際の添付書類は、「中央会が策定を支援したBCP」に加え、「財務診断シート」（基本コース版）及び「自己診断チェックリスト」（基本コース版）です。なお、推薦書の有効期限はありません。
- ※5 既存の協会設定担保、条件担保を流用する場合は、前回の保証利用時から担保内容に変更があったときに限り、担保関係資料が必要となります。
- ※6 前回までの保証利用時に提出済みの場合や業歴が満たない場合は不要です。
- ※7 事業上必要な許認可証等の写しが必要です。なお、既に提出済で、予約申込時点において、その許認可証等が有効期間内である場合は、提出不要です。

7. 予約申込の回答

金融機関経由申込の場合、当協会は、金融機関に予約決定通知書又は否決通知書をファクシミリで送付します。

予約決定通知書が送付された場合、金融機関は、予約決定通知書の写しを申込人に配付してください。

あっせん申込で、当協会が予約申込を応諾した場合、当協会は、申込人が希望する金融機関に予約決定通知書及び予約申込に係る必要書類一式を送付します（予約申込を否決した場合は、申込人にその旨を口頭で伝えます。）。

金融機関は、予約決定通知書及び予約申込に係る必要書類一式を受理後、本保証の取扱いの可否について、「「そなえ」取扱可否通知書」により当協会に通知してください。

8. 予約の中止

予約決定後、以下の事由のいずれかが生じた場合は、予約を中止します。

なお、中止が解除された場合は、解除日から残りの予約期間において、再度予約の効力が生じます。

- (1) 申込人が、兵庫県内において事業を行わないこととなり、金融機関から申入れがあった場合
- (2) 申込人に対する債権について、延滞若しくは事故報告書の提出事由が生じ、金融機関から申入れがあった場合
- (3) 信用状況の著しい悪化等により、貸付を行うにつき適当でないと判断し、金融機関から申入れがあった場合
- (4) 以下の事由のいずれかが生じ、当協会が金融機関に対して予約の中止を申し入れた場合
 - ① 申込金融機関以外の金融機関から事故報告書が提出された場合

- ② 協会担保物件について差押え又は競売手続が開始された場合
- ③ その他、債務の履行が困難と予想される場合や、当協会が定める「信用保証をご利用になれない方」に該当した場合など、当協会が保証を行うにつき適当でないと判断した場合

☆ポイント

① 予約を中止する場合の手続

上記に定める予約の中止事由が生じた場合、協会又は金融機関は、互いに申入れを行い、予約を中止します。

申入れは、原則として、電話により行い、中止日は、申入れ日とします。

また、予約を中止する場合は、当協会から「予約中止通知書」（日付は申入れ日）を金融機関に送付します。

金融機関は、「予約中止通知書」が送付された場合、申込人に予約を中止した旨を伝えてください。

なお、予約を中止した状態での再予約申込はできません。

② 中止を解除する場合の手続

予約の中止事由が解消された場合、協会及び金融機関は、中止の解除について協議を行います。協議の結果、双方が合意すれば、中止を解除します。

協議は、原則として、電話により行い、解除日は、合意日とします。

また、中止を解除する場合は、当協会から「予約中止解除通知書」（日付は合意日）を金融機関に発送します。

金融機関は、「予約中止解除通知書」が送付された場合、申込人に予約の中止を解除した旨を伝えてください。

9. 本申込

金融機関は、通常申込時に必要な書類に予約決定通知書を添付し、申込みしてください。

災害関係保証を利用する場合は、罹災証明書（原則として原本）、経営安定関連保証を利用する場合は、市町長の発行した認定書（原本）を添付してください。

信用保証依頼書の保証制度（略称）欄には、「そなえ」と記載し、災害関係保証を利用する場合は、「そなえ、災害関係保証」、経営安定関連保証を利用する場合は、「そなえ、セーフティネット保証」と併記してください。

また、自治体の制度融資を利用する場合は、自治体制度融資名も併記してください。

10. 本申込の申込金額

原則として、予約金額とします。

なお、中小企業・小規模事業者の実需に伴う金額への増額又は減額は可能です。

ただし、本申込時に利用できる保証の空き枠の範囲内となります。

11. 本申込時に利用する保証

本申込時点で利用できる保証となります。

なお、自治体の制度融資の利用も可能です。

12. その他

災害により実印を紛失した場合、実印が必要な保証申込書類については、本人確認の上、申込人（法人の場合は、代表者）の拇印による対応が可能です。

14. ひょうご発展支援保証「リードα」

1. ひょうご発展支援保証「リードα」とは

大口無担保で長期一括返済を可能とする信用保証を提供することにより、中小企業金融の円滑化及び事業の発展に資することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

当協会の保証対象要件及び審査基準に該当し、次の全ての要件に該当する会社※又は医療法人※会社とは、株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社をいいます。

- (1) 引き続き2年以上事業を営むもの
 - (2) 確定申告書（決算書）の写しを直近2期分（各決算は、1期を12か月とする。）提出できるもの
 - (3) 保証申込時点で取扱金融機関と与信取引※があり、取扱金融機関の推薦があるもの
※与信取引とは、事業資金に係る貸付、割引、当座貸越をいう。
 - (4) 直前期の決算において、次の①から③のいずれかに該当するもの
 - ① 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下のア又はイのいずれか1項目及びウ又はエのいずれか1項目を充足すること。
ア 自己資本比率※¹が20パーセント以上であること。
イ 純資産倍率※²が2.0倍以上であること。
ウ 使用総資本事業利益率※³が10パーセント以上であること。
エ インタレスト・カバレッジ・レーシオ※⁴が2.0倍以上であること。
 - ② 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下のア又はイのいずれか1項目及びウ又はエのいずれか1項目を充足すること。
ア 自己資本比率が20パーセント以上であること。
イ 純資産倍率が1.5倍以上であること。
ウ 使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。
エ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。
 - ③ 純資産額が5億円以上であり、以下のア又はイのいずれか1項目及びウ又はエのいずれか1項目を充足すること。
ア 自己資本比率が15パーセント以上であること。
イ 純資産倍率が1.5倍以上であること。
ウ 使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること。
エ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。
- ※1 自己資本比率（％）＝純資産額÷（純資産額＋負債の額）×100
※2 純資産倍率＝純資産額÷資本金
※3 使用総資本事業利益率（％）＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷資産の額×100
※4 インタレスト・カバレッジ・レーシオ＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料）

4. 経営者保証不要プラン

(1) プラン内容

連帯保証人を不要とします。

(2) 要件

保証期間が以下の条件に該当する場合、本プランの対象となります。

① 運転資金の場合

7年以内（据置期間1年以内）、一括返済は2年以内

② 設備資金を含む場合

10年以内（据置期間1年以内）、一括返済は2年以内

※本プランの利用は任意

5. 保証内容

(1) 融資限度額

2億8,000万円

一般の普通保険（2億円）及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 貸付形式

証書貸付、手形貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

10年以内

※据置期間を設けることができます（据置期間に制限はありません。）。
※経営者保証不要プランを利用する場合は、同プランの要件によります。

(6) 返済方法

元金均等分割返済又は一括返済

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※経営者保証不要プランを利用する場合又は「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い（金融機関連携型）」に該当する場合、連帯保証人は徴求しません。

(8) 担保

不要（無担保保証）

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.36%～1.52%

☆ポイント

- ① 保証料率は、一般保証よりも一律で20%割引しています。

- ② 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されません。

(10) 他の保証との併用

他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証、制度融資等は取扱いできません。

☆ポイント

本保証は、他の保証付融資の借換えを可能とします。

6. 申込方法

事前相談制とし、申込方法は金融機関経由申込とします。

7. 保証申込書類

通常の保証申込時に必要となる書類に加え、「ひょうご発展支援保証「リードα」推薦書兼資格要件確認書※」が必要です。

※経営者保証不要プランの利用有無について、事前相談時から変更がある場合は、該当箇所を修正（又は再作成）したものを提出してください。

8. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

10. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「リードα」と記入してください。
その他は一般保証に準じます。

11. 期中支援

本保証による融資残高のある間、金融機関は、融資企業先へ訪問等を行い経営状況を把握（モニタリング）の上、適宜、期中支援を行うものとします。

また、金融機関は、融資先企業から決算期ごとに確定申告書（決算書）を徴求し確認の上、当協会宛に提出してください。確定申告書（決算書）の提出にあたっては、確定申告書（決算書）の別表一（一）の右上に「期中支援用」と明示の上、各保証担当部署へ提出してください。

なお、確定申告書（決算書）は、事業年度終了の日から4か月以内に提出してください（未提出先については、年2回、当協会から金融機関に通知します。）。

15. 事業承継・M&A保証「リレー」

1. 事業承継・M&A保証「リレー」とは

事業承継に係る多様な資金需要に対応することにより、円滑な事業承継を実現し、地域経済の活性化に資することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

次の（１）から（３）の何れかに該当する方が対象となります。

（１）事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者^{※1}又は事業承継後に同事業承継に係る資金を必要とする中小企業・小規模事業者であって、以下の何れかの要件に該当するもの

① 法人^{※2}が被事業承継者^{※3}から事業譲渡を受ける^{※4}。

② 個人^{※5}が被事業承継者から事業譲渡を受ける。

③ 法人の代表者変更により事業承継する。

※1 中小企業信用保険法第2条第1項、第3項に規定されている個人、会社、その他の法人をいいます（以下同じ。）。

※2 中小企業信用保険法第2条第1項、第3項に規定されている会社、その他の法人をいいます（以下同じ。）。

※3 事業を承継されることを必要としている個人、会社、その他の法人をいいます。

※4 被事業承継者の事業用財産^{※6}を取得することによる事業承継をいいます。

※5 中小企業信用保険法第2条第1項、第3項に規定されている個人をいいます（以下同じ。）。

※6 事業の維持・継続に必要な財産、権利、契約等をいいます（以下同じ。）。

（２）以下の全ての要件を満たす中小企業・小規模事業者

① 事業活動を継続して行っている被事業承継会社^{※7}から発行済議決権株式取得によるM&A^{※8}での以下の事業承継計画を策定している。

ア 法人が被事業承継会社の発行済議決権株式を取得する。

イ 個人が被事業承継会社の発行済議決権株式を取得する。

② 被事業承継会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っている。

なお、被事業承継会社が保証対象外業種を兼業している場合は、対象外とする。

③ 被事業承継会社が許認可等を必要とする事業を行っている場合は、原則として、被事業承継会社が当該許認可等を取得している。

※7 事業を承継されることを必要としている株式会社、有限会社をいいます。

※8 M&Aとは、事業譲渡、企業の買収等を意味しますが、ここでは、被事業承継会社の発行済議決権株式取得による企業の買収をいいます。

（３）以下の全ての要件に該当する持株会社^{※9}

① 持株会社設立による事業承継計画を策定している。

② 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者^{※10}が保有している。

③ 事業会社^{※11}が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っている。

※9 事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立された会社をいいます。

※10 持株会社の代表者であって、持株会社が被後継者※12の保有する事業会社の株式を取得することにより、事業会社の経営権および支配権の掌握を予定している方をいいます。

※11 事業活動を継続して行っており、事業承継の時期を迎えているが、自社株式の保有者が分散している、自社株式の評価が高額になっている等、事業承継計画の実施を必要としている会社をいいます。

※12 現在、事業会社の株式を保有しており、事業承継計画に基づき、持株会社に対し、株式の売却を予定している方をいいます。

4. 保証内容

(1) 保証限度額

2億8,000万円

一般の普通保険（2億円）及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

(2) 資金使途

① 対象者（前記3.（1））

事業経営上必要であり、経営の維持又は拡大に必要となる以下の事業承継に係る資金

ア 事業用財産の取得資金（申込人以外が所有する事業用財産）

イ 役員退職金支払資金

※ 法人の代表者変更による事業承継の場合

ウ 自己株式の取得資金（申込人以外が所有する自己株式）及び同株式取得の附帯費用の支払資金

※ 法人の代表者変更による事業承継の場合

エ 被事業承継者の保証付き借入金の借換資金

オ 事業譲渡に伴って必要となる事業資金

カ その他協会が認める事業承継に必要となる資金

② 対象者（前記3.（2））

事業経営上必要であり、経営の維持又は拡大に必要となる以下の事業承継に係る資金

ア 被事業承継会社が株式会社の場合

被事業承継会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金

※ 保証申込人が既に被事業承継会社の発行済議決権株式を取得しており、今回取得する同株式と合計して、発行済議決権株式総数の3分の2以上となる場合、同株式総数の3分の2に満たない一括取得資金も可能とする。

イ 被事業承継会社が有限会社の場合

被事業承継会社の発行済議決権株式総数の4分の3以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金

※ 保証申込人が既に被事業承継会社の発行済議決権株式を取得しており、今回取得する同株式と合計して、発行済議決権株式総数の4分の3以上となる場合、同株式総数の4分の3に満たない一括取得資金も可能とする。

③ 対象者（前記3.（3））

事業経営上必要であり、経営の維持又は拡大に必要となる以下の事業承継に係る資金

ア 被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金

※ 後継者が既に事業会社の発行済議決権株式を取得しており、今回持株会社が取得する同株式と合計して、発行済議決権株式総数の3分の2以上となる場合、同株式総数の3分の2に満たない一括取得資金も可能とする。

イ 事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金

(3) 貸付形式

証書貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

20年以内（うち据置期間は2年以内）

(6) 返済方法

元金均等分割返済

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

ただし、資金使途が事業用不動産の取得資金である場合は、原則として、当該不動産を担保徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.31%～1.70%

☆ポイント

① 保証料率は、一般保証よりも平均で20%割引しています。

② 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。

③ 有担保割引制度の適用はできません。

(10) 他の保証との併用

他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証等は取扱いできません。

事業承継に必要な事業資金に特化した自治体制度融資については、利用可能としますが、当該制度要綱及び本保証制度要綱をともに充足する必要があります。

☆ポイント

本保証制度では、他の保証制度を借換えすることはできません。

(11) 担当部署

経営支援部 支援推進課が担当します。

5. 申込方法

事前相談制とし、申込方法は金融機関経由申込とします。

6. 保証申込書類

通常の保証申込時に必要となる書類に加え、以下の書類が必要です。

(1) 「対象者（前記3.（1）（2）（3）」共通書類

① 事業承継計画書の表紙（様式1）

※ 対象者（前記3.（1））において、事業承継後の保証申込の場合は、不要です。

② 事業承継計画書（任意書式）

事業承継計画書は、当協会の雛形（事業用財産取得資金用、代表者変更に係る資金用、M&A株式取得資金用、持株会社株式取得資金用）の内容に準じていることを要します。

※ 対象者（前記3.（1））において、事業承継後の保証申込の場合は、不要です。

(2) 「対象者（前記3.（1）」の場合に資金使途によって必要な書類

事業用財産の取得資金の申込の場合

① 財産評価算定書の表紙（様式2）

② 金融機関、税理士、公認会計士又はM&A仲介会社が作成した財産評価算定書（任意書式）

③ 事業用財産譲渡契約書の写し（調印前でも可）

④ 被事業承継会社の事業譲渡に係る議事録の写し

⑤ 被事業承継会社の定款の写し

⑥ 併存的債務引受契約書の写し（三親等内の親族である被事業承継者の保証付き借入金を借換えする場合）

役員退職金支払資金の申込の場合

役員退職金に係る確認資料（株主総会、取締役会等の議事録の写し、会社内の規定の写し等）

自己株式の取得資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金の申込の場合

① 株式評価算定書の表紙（様式3）

② 税理士、公認会計士が作成した株式評価算定書（任意書式）

③ 株式譲渡契約書の写し（調印前でも可）

④ 附帯費用に係る見積書、契約書等の写し（附帯費用支払資金の場合）

(3) 「対象者（前記3.（2）」の場合に必要な書類

① 株式評価算定書の表紙（様式3）

② 金融機関、税理士、公認会計士又はM&A仲介会社が作成した株式評価算定書（任意書式）

③ 株式譲渡契約書の写し（調印前でも可）

④ 附帯費用に係る見積書、契約書等の写し（附帯費用支払資金の場合）

⑤ 被事業承継会社の株主名簿の写し及び履歴事項全部証明書（写し可）

⑥ 被事業承継会社の直近2期分の決算書の写し及び定款の写し

(4) 「対象者（前記3.（3）」の場合に必要な書類

① 株式評価算定書の表紙（様式3）

※ 事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金の保証申込の場合は、不要です。

② 税理士、公認会計士が作成した株式評価算定書（任意書式）

※ 事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金の保証申込の場合は、不要です。

③ 株式譲渡契約書の写し（調印前でも可）

④ 附帯費用に係る見積書、契約書等の写し（附帯費用支払資金の場合）

⑤ 持株会社及び事業会社の株主名簿の写し

- ⑥ 事業会社の履歴事項全部証明書（写し可）
- ⑦ 事業会社の直近２期分の決算書の写し及び定款の写し
- ※ 既に当協会へ提出済の場合は、不要です。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「リレー」と記入してください。なお、事業承継に必要な事業資金に特化した自治体制度融資において、本保証を利用する場合は、「自治体制度融資名（リレー）」と記入してください。

その他は一般保証に準じます。

10. 金融機関の責務

金融機関は、貸付実行後に「資金使途確認資料の写し」に加えて、以下の書類を当協会へ提出する必要があります（４．（２）①エ、４．（２）①オの運転資金を除く。）。

（１）「対象者（前記３．（１））」の場合

① 事業用財産取得資金の場合

ア 事業用財産譲渡契約書の写し

※ 調印済みの同契約書の写しを当協会に提出している場合は、不要です。

イ 不動産登記簿謄本の写し

※ 事業用不動産取得資金の場合

ウ 併存的債務引受契約書の写し

※ 三親等内の親族以外の被事業承継者の保証付き借入金を借換えする場合

② 自己株式取得資金の場合

ア 株式譲渡契約書の写し

※ 調印済みの同契約書の写しを当協会に提出している場合は、不要です。

イ 事業承継計画実施後の株主名簿の写し

（２）「対象者（前記３．（２））」の場合

① 株式譲渡契約書の写し

※ 調印済みの同契約書の写しを当協会に提出している場合は、不要です。

② 事業承継後の被事業承継会社の株主名簿の写し

（３）「対象者（前記３．（３））」の場合

① 株式取得資金の場合

ア 株式譲渡契約書の写し

※ 調印済みの同契約書の写しを当協会に提出している場合は、不要です。

イ 事業承継計画実施後の事業会社の株主名簿の写し

② 事業用不動産取得資金の場合

不動産登記簿謄本の写し

16. 技術・経営力発展保証「スター」

1. 技術・経営力発展保証「スター」とは

技術力、経営力が評価される中小企業・小規模事業者の更なる事業の発展を支援する保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

次の何れかに該当する方が対象となります。

(1) 対象者1

(公財) ひょうご産業活性化センターによる「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」※¹による評価を受け、その総合評価(全体評価)が2(フラット)以上である。

(2) 対象者2

(公財) 兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センターにより、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されている※²。

(3) 対象者3

日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」※³に基づく認定を受けている。

(4) 対象者4

次の何れかの事業継続計画(以下「BCP」という。)を策定している。

- ① 中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする(入門コースは対象外)。
- ② 兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP(以下「中央会推薦BCP」という。)
- ③ 「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP(以下「レジリエンス認証BCP」という。)

(5) 対象者5

兵庫県(神戸市内の企業は兵庫県と神戸市)より「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度」※⁴に基づく認定を受けている。

※1 本制度は、優れた技術力、販売力、事業力、サービス等を有しているにもかかわらず、物的担保や人的担保が無いことから融資を受けることができない中小企業・小規模事業者や、保有する技術力や成長性をアピールし、販売促進への活用や企業価値を向上させたい中小企業・小規模事業者に対して、技術力、将来性を評価した評価書を発行し、円滑な資金供給や企業価値のアピールを支援すること等を目的として実施されています。

※2 本認定は、「仕事と生活の調和」実現に向けて、多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進、多様な人材の活用等に向けた取組を実施し、一定の成果を収めている企業・団体を認定するものであり、認定された方には、(公財) 兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センターから認定証が交付されます。

※3 本制度は、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している企業の法人を顕彰するものであり、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機

関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。

- ※4 本認定は、県内企業の職場環境づくりや、女性のキャリア形成・登用・定着促進などに積極的に取り組む企業を応援するための制度として創設されました。企業が自己診断により、現状を数値化・見える化し、課題や今後の取り組むべき方向性等を確認することができ、一定の基準に達した企業を県が認定するものであり、だれもが活躍できる職場づくりに向けた気運醸成や、ステップアップを後押しし、「選ばれる企業」としてブランド力向上と人材確保を目標としています。

4. 保証内容

(1) 保証限度額

個人、法人 2億8,000万円(組合 4億8,000万円)

一般の普通保険(2億円(組合4億円))及び無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限りします。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 貸付形式

証書貸付、手形貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

10年以内(うち据置期間は1年以内)

(6) 返済方法

元金均等分割返済又は一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限りします。)

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.31%~1.70%

☆ポイント

- ① 保証料率は、一般保証よりも平均で20%割引しています。
- ② 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ③ 有担保割引制度の適用はできません。

(10) 他の保証との併用

兵庫県融資制度（別に保証料率割引を適用する融資制度を除く。）については、利用可能としますが、当該融資制度要綱及び本保証制度要綱ともに充足する必要があります。

なお、他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証、市町制度融資等は取扱いできません。

☆ポイント

- ① 本保証は、「スター」のみ借換えすることができます。
- ② 他の保証制度（責任共有保証に限る。）による本保証の借換えは可能とします（借換えを認めていない保証、自治体制度融資を除く。）。

5. 申込方法

一般保証に準じます。

6. 保証申込書類

（１）対象者１

技術・経営力評価報告書（写し）

※ 有効期間は、評価報告書の発行日から１年間とします（当協会申込受付分）。

※ 有効期間内に複数回、本保証の保証申込を行う場合、２回目以降の保証申込においては、評価報告書（写し）の提出は不要です。

（２）対象者２

ひょうご仕事と生活の調和推進企業の認定証（写し）

※ 有効期間は、認定証の発行日から３年間とします（当協会申込受付分）。

※ 有効期間内に複数回、本保証の保証申込を行う場合、２回目以降の保証申込においては、認定証（写し）の提出は不要です。

（３）対象者３

健康経営優良法人の認定証（写し）

※ 有効期間は、認定証発行日の翌年度の末日（３月３１日）までとします（当協会申込受付分）。

※ 有効期間内に複数回、本保証の保証申込を行う場合、２回目以降の保証申込においては、認定証（写し）の提出は不要です。

（４）対象者４

① 事業継続計画書（写し）※^１

② 自己診断チェックリスト※^２

③ 推薦書（中央会推薦ＢＣＰの場合）※^３

④ レジリエンス認証・登録証（写し）（レジリエンス認証ＢＣＰの場合）※^{４ ５}

※^１ 対象となる事業継続計画は、①中小企業庁策定の「中小企業ＢＣＰ策定運用指針（基本、中級、上級コース）」に準じたもの、②中央会推薦ＢＣＰ、③「国土強靱化貢献団体の認証（レジリエンス認証）を取得したＢＣＰ」（以下「レジリエンス認証ＢＣＰ」という。）とします。

※^２ 自己診断チェックリストは、事業継続計画に一式として綴られている場合があります。なお、申込人が策定している事業継続計画書のコースに応じたものとしますが、上級コースの場合は、上級コース専用の自己診断チェックリストがないため、中級コースのものを提出してください。

中央会推薦BCP及びレジリエンス認証BCPの場合、自己診断チェックリストは不要です。

※3 災害時発動型予約保証「そなえ」利用時と同様の推薦書となります。また、推薦書の有効期限は設けません。

※4 レジリエンス認証・登録証の有効期間は、認証・登録日（更新日）から2年間とします（当協会申込受付分）。更新時に、更新審査を申請し、認定を受けることにより継続できます。なお、有効期間内に複数回、本保証の保証申込を行う場合、2回目以降の保証申込においては、認証・登録証（写し）の提出は不要です。

※5 本保証の利用又は災害時発動型予約保証「そなえ」の予約において、既に対象となる事業継続計画等を提出している場合、事業継続計画書（写し）等の提出は不要です。

（５）対象者５

「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」の認定証（写し）

※ 兵庫県内（神戸市を除く）の企業は兵庫県が認定を行います。

※ 神戸市内の企業は、兵庫県と神戸市が認定を行います。

※ 有効期間は認定の日から3年後の月に属する末日までとします（当協会申込受付分）。

※ 有効期間内に複数回、本保証の保証申込を行う場合、2回目以降の保証申込においては、認定証（写し）の提出は不要です。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「スター」（兵庫県融資制度と併用する場合は、「兵庫県融資制度名（スター）」）と記入してください。

その他は一般保証に準じます。

17. 短期継続保証「たんけい」

1. 短期継続保証「たんけい」とは

短期資金による資金調達を継続して利用していただくことにより、中小企業・小規模事業者の新たな事業展開や業務拡張を支援する保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

当協会の保証対象要件に該当し、1期以上の決算（確定申告）を行っている方
なお、原則として、1企業者につき1口限り利用可能とします。

4. 保証内容

（1）融資限度額

5,000万円

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

ただし、直近決算（確定申告）における平均月商の2か月分以内とします。

なお、借換えを伴う場合、融資限度額は5,000万円又は借換えする保証の利用金額の何れか大きい金額とします。

（2）資金使途

事業経営に必要な運転資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

（3）貸付形式

証書貸付、手形貸付

（4）貸付利率

金融機関の定める利率とします。

（5）保証期間

1年（最大4回までの継続更新を可能とします。）

（6）返済方法

一括返済

（7）連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

（8）担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証料率

本保証において適用される保証料率は、以下のとおりとなります。

- ① 初回保証承諾時（既に4回の継続更新を行っている本保証又は大口短期継続保証「たんけいプレミアム」の借換時を含む。以下同じ。）又は継続更新時（1回目）

通常のリスク考慮型保証料率を適用します。

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	貸借対照表なし	1.15%								

- ② 継続更新時（2回目以降）

ア 継続更新時（2回目以降）における直近決算の保証料率区分が初回保証承諾時の保証料率区分からランクアップ（1区分以上）している場合

通常のリスク考慮型保証料率から、平均20%割引した保証料率を適用します。

なお、初回保証承諾時の保証料率区分が第9区分の場合は、継続更新時（2回目以降）の保証料率区分が第9区分である場合に保証料割引を適用します。

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	貸借対照表あり	—	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%
	貸借対照表なし	—								

イ ランクアップしていない場合及びランクアップの判定対象外の場合

通常のリスク考慮型保証料率を適用します。

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 有担保の場合は、0.1%割引が適用されます（ただし、継続更新時（2回目以降）において、ランクアップによる保証料率割引（平均20%割引）を適用した場合は、有担保割引制度の適用は不可となります。）。

(10) 他の保証との併用

他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証、制度融資等は取扱いできません。

☆ポイント

- ① 本保証は、「たんけい」及び「たんけいプレミアム（既に4回の継続更新を行っているものに限る。）」のみ借換えすることができます。
- ② 他の保証制度（責任共有保証に限る。）による本保証の借換えは可能とします（借換えて認めていない保証、自治体制度融資を除く。）。

5. 申込方法

金融機関経由申込とします。

6. 保証申込書類

一般保証に準じます。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「たんけい」と記入してください。

その他は一般保証に準じます。

10. その他

（1）継続更新の申込み

新たな「たんけい」の保証申込みを行い、既存の「たんけい」を借換えします。

なお、継続更新時の直近決算における平均月商の2か月分の金額が本保証の利用金額を上回っている場合、増額申込みによる継続更新を可能とします。

（2）継続更新が不可の場合

次の何れかに該当する場合は、継続更新を不可とします。

- ① 既に4回の継続更新を行っている場合
- ② 保証対象要件を満たさない場合
- ③ 信用状況の著しい悪化等により、金融機関又は当協会が継続更新について適当ではないと判断した場合

（3）継続更新が不可の場合の取扱い

継続更新が不可の場合は、次の何れかの方法により取扱いします。

- ① 自己資金等による期日一括返済
 - ② 他の保証での借換え
 - ③ 「たんけい」での借換え（既に4回の継続更新を行っている場合に限る。）
 - ④ 条件変更（期間延長）による分割返済
- ※ ②、③は対象要件や利用する保証の要件を欠いている場合を除く。

18. 事業性評価保証「タッグ」

1. 事業性評価保証「タッグ」とは

中小企業・小規模事業者の事業内容や成長性等を適切に評価し、必要な事業資金を提供することにより、更なる事業の発展を支援し、地域経済の活性化に資することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である中小企業・小規模事業者

4. 保証内容

(1) 保証限度額

2億8,000万円

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 貸付形式

証書貸付、手形貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

15年以内（うち据置期間は2年以内）

(6) 返済方法

元金均等分割返済又は一括返済（一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。）

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.31%～1.70%

☆ポイント

- ① 保証料率は、一般保証よりも平均で20%割引しています。
- ② 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ③ 有担保割引制度の適用はできません。

(10) 他の保証との併用

他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証、制度融資等は取扱いできません。

☆ポイント

本保証は、「タグ」及びひょうご発展応援保証「リピート5」のみ借換えすることができます。

5. 申込方法

金融機関経由申込とします。

6. 保証申込書類

通常の保証申込書類に加え、事業性評価保証「タグ」推薦書（協会所定様式）又は金融機関所定の事業性評価に係る資料（事業性評価シート等）が必要です。

なお、金融機関所定の事業性評価に係る資料には、金融機関（支店）名、作成日の表記が必要です。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「タグ」と記入してください。
その他は一般保証に準じます。

19. 経営改善借換保証「ぜんしん」

1. 経営改善借換保証「ぜんしん」とは

中小企業・小規模事業者に対して、既存の保証付融資の借換え資金及び借換えに伴う新たな事業資金に対する長期の保証を推進することにより、資金繰りの円滑化を図り、経営改善及び事業の発展に資することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

当協会の保証対象要件に該当し、次の全ての要件に該当する中小企業・小規模事業者

- (1) 当協会の保証付融資残高がある。
- (2) 申込金融機関との取引等が次の何れかに該当する。
 - ① 申込人において、プロパー融資※の残高がある。
 - ② 本保証と同時にプロパー融資を行う。

※ プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。

4. 保証内容

(1) 保証限度額

個人、法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

(2) 資金使途

既往借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業資金事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

(3) 貸付形式

証書貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

20年以内（うち据置期間は3年以内）

(6) 返済方法

元金均等分割返済

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証料率

責任共有保証料率 0.45%～1.90%

☆ポイント

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ② 有担保の場合は、0.1%割引が適用されます。

(10) 他の保証との併用

他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証、制度融資等は取扱いできません。

☆ポイント

本保証は、他の保証制度を借換えすることができます。

5. 申込方法

金融機関経由申込とします。

6. 保証申込書類

一般保証に準じます。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「ぜんしん」と記入してください。
その他は一般保証に準じます。

20. 地域活力向上保証「ふるさと」

1. 地域活力向上保証「ふるさと」とは

兵庫県外から県内に移住して創業する創業者や兵庫県外から県内に事業所を増設、移転する中小企業・小規模事業者等を支援することで、兵庫県内における円滑な創業、事業発展を後押しし、地域経済の活力向上に資することを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる方

次の（１）から（３）の何れかに該当する方とします。

（１）創業者（創業前）

- ① 兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県内で創業する方
- ② 保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県内で創業する方
- ③ 兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次又は終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県内で創業する方

（２）創業者（創業後）

- ① 兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の中小企業・小規模事業者
- ② 保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の中小企業・小規模事業者
- ③ 兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員が、活動期間の最終年次又は終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の中小企業・小規模事業者

（３）中小企業・小規模事業者

- ① 兵庫県外のみ事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事業所を増設又は移転する中小企業・小規模事業者
- ② 従前は兵庫県外のみ事業所を有しており、兵庫県内に事業所を増設又は移転後、1年以内の中小企業・小規模事業者

4. 保証内容

（１）保証限度額

個人、法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

※ 創業関連保証を利用する場合は3,500万円の範囲内とします。

（２）資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

（３）貸付形式

証書貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

10年以内（うち据置期間は1年以内）

(6) 返済方法

元金均等分割返済

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

なお、創業関連保証を利用する場合は、不要です。

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.31%～1.47%

創業関連保証を利用する場合は、0.5%

なお、「3. 利用できる方」に記載の「兵庫県内」に該当するものが、当協会と「地域活力向上保証「ふるさと」の保証料負担に係る契約書」を締結している自治体の場合、同自治体による所定の保証料補助を受けることができます。

☆ポイント

- ① 保証料率は、一般保証よりも平均で25%割引しています（創業関連保証を利用する場合は、50%割引）。
- ② 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。
- ③ 有担保割引制度の適用はできません。

(10) 他の保証との併用

他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証、制度融資等は取扱いできません。

☆ポイント

本保証では、既存の保証を借換えすることはできません。

5. 申込方法

一般保証に準じます。

6. 保証申込書類

通常の申込必要書類に加えて、次の書類が必要です。

- (1) 「対象者（前記3.（1））」「対象者（前記3.（2））」「対象者（前記3.（3））」共通書類
 - ① 地域活力向上保証「ふるさと」確認書兼推薦書（協会所定様式）
 - ② 保証料補助を行う自治体が定める書類（保証料補助の対象となる場合）
- (2) 「対象者（前記3.（1））」の場合に必要な書類
 - ① 創業・再挑戦計画書

- ② 県外から県内に移住したことがわかる資料（住民票の写し等）（「対象者（前記 3.（1）②）」の場合）
- ③ 「地域おこし協力隊」の活動期間がわかる資料（「対象者（前記 3.（1）③）」の場合）
- （3）「対象者（前記 3.（2））」の場合に必要な書類
 - ① 開業届（個人事業者の場合）
 - ② 県外から県内に移住したことがわかる資料（住民票の写し等）（「対象者（前記 3.（2）②）」の場合）
 - ③ 「地域おこし協力隊」の活動期間がわかる資料（「対象者（前記 3.（2）③）」の場合）
- （4）「対象者（前記 3.（3））」の場合に必要な書類
事業所を増設、移転したことがわかる資料（新事業所の賃貸契約書の写し等）（「対象者（前記 3.（3）②）」の場合）

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「ふるさと」と記入してください。
その他は一般保証に準じます。

2 1. 財務要件型無保証人保証

1. 財務要件型無保証人保証とは

本制度は、一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業の積極的な設備投資及び事業拡大を促すことを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

次の（１）から（３）の何れかに該当する中小企業者とします。

- （１）純資産額が５千万円以上３億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。
 - ① 自己資本比率※^１が２０パーセント以上であること。
 - ② 純資産倍率※^２が２．０倍以上であること。
 - ③ 使用総資本事業利益率※^３が１０パーセント以上であること。
 - ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオ※^４が２．０倍以上であること。
- （２）純資産額が３億円以上５億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。
 - ① 自己資本比率が２０パーセント以上であること。
 - ② 純資産倍率が１．５倍以上であること。
 - ③ 使用総資本事業利益率が１０パーセント以上であること。
 - ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが１．５倍以上であること。
- （３）純資産額が５億円以上であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。
 - ① 自己資本比率が１５パーセント以上であること。
 - ② 純資産倍率が１．５倍以上であること。
 - ③ 使用総資本事業利益率が５パーセント以上であること。
 - ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが１．０倍以上であること。

※１ 自己資本比率（％）＝純資産額÷（純資産額＋負債の額）×１００

※２ 純資産倍率＝純資産額÷資本金

※３ 使用総資本事業利益率（％）＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷資産の額×１００

※４ インタレスト・カバレッジ・レーシオ＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料）

4. 保証内容

（１）保証限度額

個人、法人 ２億８，０００万円（組合 ４億８，０００万円）

一般の普通保険（２億円（組合４億円））及び無担保保険（８，０００万円）の範囲内とします。

（２）資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

(3) 貸付形式

証書貸付、手形貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

7年以内（うち据置期間は1年以内）

(6) 返済方法

元金均等分割返済又は一括返済（一括返済は、保証期間2年以内の場合に限ります。）

(7) 連帯保証人

不要です。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.45%～1.90%

☆ポイント

① 会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。

② 有担保の場合は、0.1%割引が適用されます。

(10) 他の保証との併用

他の当協会独自の保証（「エール」「飛躍」等）、小口零細企業保証、代理貸付、各種特例保証、制度融資等は取扱いできません。

☆ポイント

本保証は、他の保証制度の借換えを可能とします。

5. 申込方法

金融機関経由申込とします。

6. 保証申込書類

通常の保証申込時に必要となる書類に加え、「「財務要件型無保証人保証制度」資格要件確認書」が必要です。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「財務要件型無保証人保証」と記入してください。
その他は一般保証に準じます。

2 2. 財務要件型無保証人・当座貸越根保証

1. 財務要件型無保証人・当座貸越根保証とは

一定の財務要件の下で経営者保証を不要とするとともに、経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続かつ安定的に供給することにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を促すことを目的とした保証です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

☆ポイント

当座貸越根保証の取扱いをしていない金融機関があります。

3. 利用できる中小企業者

次の（１）から（３）の何れかに該当する中小企業者とします。

（１）純資産額が５千万円以上３億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。

- ① 自己資本比率^{※１}が２０パーセント以上であること。
- ② 純資産倍率^{※２}が２．０倍以上であること。
- ③ 使用総資本事業利益率^{※３}が１０パーセント以上であること。
- ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオ^{※４}が２．０倍以上であること。

（２）純資産額が３億円以上５億円未満であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。

- ① 自己資本比率が２０パーセント以上であること。
- ② 純資産倍率が１．５倍以上であること。
- ③ 使用総資本事業利益率が１０パーセント以上であること。
- ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが１．５倍以上であること。

（３）純資産額が５億円以上であり、以下の①又は②のいずれか１項目及び③又は④のいずれか１項目を充足すること。

- ① 自己資本比率が１５パーセント以上であること。
- ② 純資産倍率が１．５倍以上であること。
- ③ 使用総資本事業利益率が５パーセント以上であること。
- ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが１．０倍以上であること。

※１ 自己資本比率（％）＝純資産額÷（純資産額＋負債の額）×１００

※２ 純資産倍率＝純資産額÷資本金

※３ 使用総資本事業利益率（％）＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷資産の額×１００

※４ インタレスト・カバレッジ・レーシオ＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料）

4. 事前相談

事前相談が必要となります（一般保証と同様の事前相談書を使用）。

事前相談書には、所定の添付資料の他、「財務要件型無保証人保証制度」資格要件確認書（写し）を添付し、本申込時に同確認書の原本を添付してください。

期限到来に係る更新等については、期限の４５日前から２５日前までの間に事前相談してください。

5. 保証内容

(1) 保証限度額

100万円以上8,000万円

☆ポイント

貸越残高は保証期間を通じ、常時、貸越極度額を超えることはできません。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

※詳細は一般保証に準じます。

なお、将来の設備資金の需要発生を想定して必ず「運転・設備資金」で申込みしてください。

資金使途の確認は、事業資金に使用する旨の協会所定の誓約書を徴求するか、借入請求書等の資金使途欄への記載内容により行ってください。

(3) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(4) 保証期間（貸越取扱期間のことです。）

1年間又は2年間

なお、期間延長の保証条件変更により更新することはできません。

☆ポイント

保証期間は原則として、年単位とします。金融機関によって「1年」「2年」「1年又は2年」のいずれかに規定されていますので、確認の上取扱いしてください。

(5) 貸越方法

借入専用口座を使用し、取扱金融機関所定の資金使途を明記した借入請求書又は借入専用小切手、エレクトロニック・バンキング・システム等によって行います。

☆ポイント

- ① 借入専用口座ですから、小切手、手形の振出し、引受けや公共料金の自動引落には使用できません。
- ② 借入請求書、借入専用小切手、エレクトロニック・バンキング・システム等のいずれを使用するかは、金融機関によって異なりますので確認してください。

(6) 返済方法

約定返済又は非約定返済（随時返済）

☆ポイント

- ① 金融機関によって返済方法を「約定返済のみ」「非約定返済のみ」「約定返済、非約定返済の両方」のいずれかに定めていますので、確認の上取扱いしてください。
- ② 非約定返済は、貸越と返済が随時に反復して行われるものですから、いわゆる「ベタ貸」ではなく、少なくとも年1回以上の返済があるようにしてください。

(7) 連帯保証人

不要です。

(8) 担保

不要です。

(9) 保証料率

貸越極度額に対し、責任共有保証料率 0.39%～1.62%

☆ポイント

会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引が適用されます。

(10) 他の保証との併用

あっせん保証、代理貸付、制度融資等で取扱いすることはできません。

6. 申込方法

金融機関経由申込とします。

7. 保証申込書類

通常の保証申込時に必要となる書類に加え、「「財務要件型無保証人保証制度」資格要件確認書」が必要です。

8. 信用保証委託申込書の記入方法

申込金額欄には極度額を記入してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。

その他は、一般保証に準じます。

9. 信用保証委託契約書の記入方法

借入金額欄には極度額を記入し、借入形式欄は「4 当座貸越 イ 貸付専用型」を選択してください。

その他は一般保証に準じます。

10. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「財務型当貸根保証」と記入し、貸付金額欄は「2 極度」、資金用途欄は「3 運転・設備」、貸付形式欄は「5 当貸（貸付専用型）」、返済方法欄は「5 当貸随時」「6 当貸約定」のいずれかを選択してください。

また、期間又は期日欄には、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。

その他は一般保証に準じます。

11. 保証条件変更

保証条件変更の取扱いは、一般保証に準じます。

なお、期限到来に伴う更新、保証極度額の増額等は、保証条件変更での取扱いはできません。既保証の決済条件とする新規申込としてください。

12. その他

その他、上記に記載のない事項については、原則として、「当座貸越（貸付専用型）根保証」（P25）の取扱いに準じます。

23. 経営力強化保証

1. 経営力強化保証とは

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関*と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された制度です。

※ 認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

☆ポイント

- ①申込金融機関が認定経営革新等支援機関でない場合は、認定経営革新等支援機関と連携する金融機関に限ります。
- ②申込金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができます。

3. 利用できる中小企業者

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行う方が対象となります。

4. 保証内容

（1）保証限度額

個人、法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

一般保証及び経営安定関連保証（5号）の利用分を合わせて2億8,000万円となります。

☆ポイント

- ①無担保保険においては、一般保証8,000万円、経営安定関連保証（5号）8,000万円の合計1億6,000万円の利用が可能です。
- ②限度額には旧経営力強化保証（令和5年3月31日廃止）の保証債務残高を含みます。
- ③複数の保証協会を利用している場合は、複数の保証協会利用分を合算します。

（2）資金使途

一般関係に係る保証については、事業資金とします。

経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りします。

ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限りします。

☆ポイント

- ①他の保証口の借換えは可能ですが、例外なく責任共有となります。
- ②経営安定関連保証（5号）を利用する場合の借換対象は、以下の（ア）対象制度または（イ）対象特例保険のいずれかに該当するものに限られます。

(ア) 対象制度

制度名	
①	兵庫県新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）（県制度）
②	伴走支援型特別保証制度（国制度）
③	経営円滑化貸付－伴走型経営支援特別貸付（県制度） ※県制度独自分を除く

(イ) 対象特例保険

特例保険	
①	経営安定関連保証４号（新型コロナウイルスに係るものに限る）
②	危機関連保証（新型コロナウイルスに係るものに限る）
③	経営安定関連保証５号 （「危機指定期間：令和２年２月１日～令和３年１２月３１日」に信用保証協会が 保証申込受付しかつ貸付実行された既往借入金）

(３) 貸付形式

証書貸付又は手形貸付

(４) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(５) 保証期間

一括返済の場合 １年以内

分割返済の場合 運転資金５年以内（うち据置期間１年以内）

設備資金７年以内（うち据置期間１年以内）

ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借換する場合は１０年以内となります。

(６) 返済方法

一括返済又は分割返済

(７) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(８) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(９) 保証料率

一般保証の場合 ０．４５％～１．７５％（原則、通常よりも一区分低い料率を適用）

経営安定関連保証（５号）の場合 ０．８０％

☆ポイント

①一般保証の場合は、有担保割引及び会計参与設置会社に対する割引の対象となります。

②経営安定関連保証（５号）の場合は、有担保割引の対象外となりますが、会計参与設置会社に対する割引は対象となります。

5. 保証申込書類

通常の保証申込時に必要となる書類に加え、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書が必要です。

また、「事業行動計画書（申込人が策定したもの）」が必要です。

経営安定関連保証の場合については、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村長又は特別区長の認定書も添付してください。

☆ポイント

事業計画書は、次の内容を満たすもの又は含むものとします。

- ①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として、同5事業年度を最長の期間とします。
- ②申込人の経営に係る現況、課題を克服するための取組事項及び目標設定
- ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

6. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

7. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「経営力強化保証」と記入してください。

その他は一般保証に準じます。

9. 金融機関の責務及び報告

- （1）金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとします。
- （2）金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとします。
- （3）金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければなりません。
- （4）金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとします。

2 4 . 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証

1. 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証とは

一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件として、経営者保証を提供しないことを選択できる制度を利用するにあたり、中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助する制度です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

次の（１）～（５）をすべて満たす法人とします（※１）。

- （１）保証申込日（以下、「申込日」という）以前２年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- （２）申込日の直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- （３）次のいずれかを満たすこと。
 - ① 申込日の直前決算において債務超過でないこと（※２）。
 - ② 申込日の直前２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（※３）。
- （４）次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと
- （５）保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること。

※１ 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、（１）、（２）および（３）は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合（３）は問いません。

※２ 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。

※３ 損益計算書において「経常利益 $+$ 減価償却 ≥ 0 」となること。

4. 保証内容

（１）保証限度額

８，０００万円

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）４号、５号の場合は別枠で８，０００万円

（２）資金使途

事業資金

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）については、経営の安定に必要な事業資金

（３）貸付形式

証書貸付、手形貸付

（４）貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

- ① 一括返済の場合は1年以内とします。
- ② 分割返済の場合は10年以内（据置期間1年以内）とします。

(6) 返済方法

分割返済又は一括返済

(7) 連帯保証人

不要

☆ポイント

金融機関において、包括根保証（銀行取引約定書に基づく保証）や極度額を設定した限定根保証契約等がある場合、それらの保証についても本制度に係る貸付に効力が及ばないようにしてください。

(8) 担保

不要（無担保保証）

(9) 保証料率

- ① 対象となる方で、(3) ①および②のいずれも満たす場合は、所定の保証料率に0.25%上乗せとなります。
- ② 対象となる方で、(3) ①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、所定の保証料率に0.45%上乗せとなります。

☆ポイント

上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて、以下の補助があります。

- ・令和6年3月15日から令和7年3月31日まで、0.15%
- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、0.10%
- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、0.05%

(10) 対象となる保証

無担保保険に係る以下いずれかの保証が対象となります。

- ① 一般関係に係る保証
- ② 経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号および5号に係る保証

5. 申込方法

金融機関経由申込に限ります。

6. 保証申込書類

通常の保証申込時に必要となる書類に加え、「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」が必要です。

ただし、経営安定関連保証の場合については、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村長又は特別区長の認定書も添付してください。

☆ポイント

「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」については、保証申込受付日以前概ね1か月以内に作成されていることが必要です。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「事業者選択型（国補助制度）」と記入してください。

10. 金融機関の責務及び報告

（1）本制度利用に係るもの

金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して上記3.（4）①及び②の誓約事項について継続的な充足を促してください。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとします。

（2）経営安定関連保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）利用に係るもの

申込中小企業者が中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者である場合は、金融機関の責務及び報告として次の①から④を行うものとします。

- ① 申込金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- ② 申込金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- ③ 申込金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- ④ 申込金融機関が上記②の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

11. 取扱期間

令和9年3月31日（保証申込受付分）までとなります。

25. プロパー融資借換特別保証制度

1. プロパー融資借換特別保証とは

経営者保証を求めない取り組みによる信用収縮を防止し、民間金融機関における取組浸透を促すため、例外的に既往のプロパー融資（経営者保証あり）から信用保証付き融資（経営者保証なし）への借換を認める制度です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入（以下、「プロパー借入」という）があり、かつ、次の（１）から（４）の要件を全て満たす法人とします。

ただし、（１）から（３）までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、（４）については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとします。

（１） 資産超過であること

（２） EBITDA有利子負債倍率（注）が１０倍以内であること

（３） 法人・個人の分離がなされていること

（４） 返済緩和している借入金がないこと

（注） EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

4. 保証内容

（１）保証限度額

２億８，０００万円（組合等４億８，０００万円）

（注１）ただし、申込金融機関における保証限度額は、プロパー借入のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とします。

（注２）一般の普通保険（２億円）および無担保保険（８，０００万円）の範囲内とします。

（２）資金用途

借換資金

（注）申込金融機関におけるプロパー借入のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換に限ります。

（３）貸付形式

証書貸付、手形貸付

（４）貸付利率

金融機関の定める利率とします。

（５）保証期間

① 一括返済の場合は１年以内となります。

② 分割返済の場合は１０年以内（据置期間１年以内）となります。

（６）返済方法

元金均等分割返済又は一括返済

(7) 連帯保証人

不要

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

(9) 保証料率

責任共有保証料率 0.45%～1.90%

5. 申込方法

金融機関経由申込に限ります。

6. 保証申込書類

通常の保証申込時に必要となる書類に加え、「財務要件等確認書」、「借換債務等確認書」が必要です。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「プロパー融資借換特別保証制度」又は「プロパー借換」と記入してください。

10. 金融機関の責務

申込金融機関は、本制度による保証付融資の実行と原則同時に次の（１）、（２）のいずれかを満たすこととします。

（１）経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること

（２）経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

11. 取扱期間

令和 9 年 3 月 31 日（保証申込受付分）までとなります。

26. 協調支援型特別保証制度

1. 協調支援型特別保証とは

金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、事業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする制度です。

2. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

3. 利用できる中小企業者

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること（以下、「プロパー協調型」といいます。）。
- (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと（以下、「モニタリング強化型」といいます。）。

4. 保証内容

(1) 保証限度額

個人、法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

一般保証及び経営安定関連保証（5号）の利用分を合わせて2億8,000万円となります。

(2) 資金使途

事業資金

(3) 貸付形式

証書貸付、手形貸付

(4) 貸付利率

金融機関の定める利率とします。

(5) 保証期間

① 一括返済の場合は1年以内とします。

② 分割返済の場合は10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年間）とします。

(6) 返済方法

分割返済又は一括返済

(7) 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

※詳細は一般保証に準じます。

(8) 担保

必要に応じて徴求します。

※詳細は一般保証に準じます。

(9) 保証料率

責任共有保証料率0.45%～1.90%

なお、国から保証申込日に応じて、以下の補助があります。

① プロパー協調型

- ・令和7年3月14日から令和8年3月31日まで、1/2相当補助
- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、1/3相当補助
- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日まで、1/4相当補助

② モニタリング強化型

- ・1/4相当補助

☆ポイント

- ・有担保保証に対する割引、会計参与設置会社に対する割引、その他定性要因を加味した割引等は適用できません。
- ・条件変更保証料は補助の対象外です。
- ・事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となりますが、上乗せ分の保証料については補助の対象外です。

5. 申込方法

金融機関経由申込に限ります。

6. 保証申込書類

通常の保証申込時に必要となる書類に加え、「申込人資格要件申告書兼誓約書」が必要です。

モニタリング強化型の場合は、「【協調支援型特別保証制度用】経営行動計画書」も必要となります。

7. 信用保証委託申込書の記入方法

一般保証に準じます。

8. 信用保証委託契約書の記入方法

一般保証に準じます。

9. 信用保証依頼書の記入方法

保証制度（略称）欄は「協調特別」と記入してください。

10. 金融機関の責務及び報告

「モニタリング強化型」については、金融機関に以下の責務があります。

- (1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとします。
- (2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとします。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければなりません。

- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとします。

1 1. 取扱期間

令和10年3月31日（保証申込受付分）までとなります。

